

令和5年度第2回愛媛県日本型直接支払検討委員会の開催結果

1 会議の名称

令和5年度第2回愛媛県日本型直接支払検討委員会

2 開催方法

書面開催

3 開催通知

令和6年2月16日（金曜日）

4 報告者

委員7名

5 議事

(1) 令和5年度取組実績並びに令和6年度取組方針について

(ア) 環境保全型農業直接支払交付金

(イ) 多面的機能支払交付金

(ウ) 中山間地域等直接支払交付金

(2) 中山間地域等直接支払交付金最終評価について

6 主な意見等

(1) 令和5年度取組実績並びに令和6年度取組方針について

(ア) 環境保全型農業直接支払交付金

・取組の拡大を図るには、広く制度を周知する必要がある。

(イ) 多面的機能支払交付金

・組織の活動継続が課題となる中、活動再開した組織の要因を分析し、継続や再開、新規取組の拡大に活用してほしい。

・情報交換会で得られたものは今後の取組推進に活かし、改善すべきは改善して、より充実した情報交換となるように工夫してほしい。

(ウ) 中山間地域等直接支払交付金

・集落戦略の作成ができていない集落について、今後どのように支援していくのか。

(2) 中山間地域等直接支払交付金最終評価について

・農地の維持や担い手の確保は大事だが、地域を維持していかなければ、いずれ限界がくる。農業分野以外との連携が必要である。

・集落戦略が今後どう活きるのか検証し、場合によっては内容の見直しも検討してほしい。

愛媛県日本型直接支払検討委員会

令和6年2月

資料1

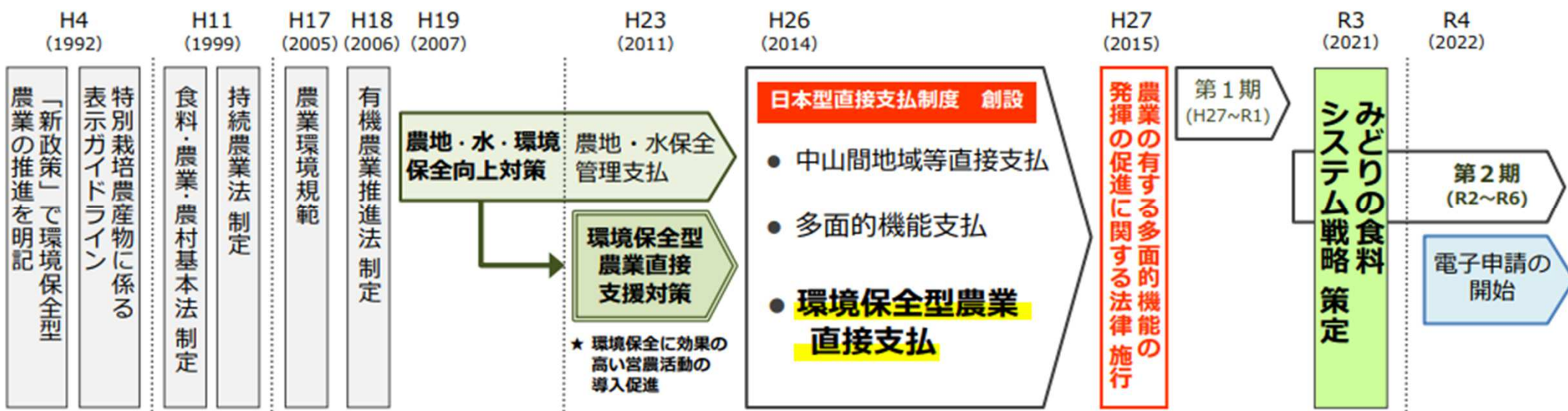
# 環境保全型農業直接支払交付金 実施状況と実施方針について

愛媛県農林水産部

農業振興局 農産園芸課

# 1. 環境保全型農業に係る施策の変遷

- 平成19年度から開始した「農地・水・環境保全向上対策」において、地域ぐるみで化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する取組に対する支援（環境支払）を開始。
- 平成23年度には、国際的な動きとして地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となる中、農地・水・環境保全向上対策から環境支払を分離し、「環境保全型農業直接支援対策」を創設。地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援を開始。
- 平成26年度に、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域等直接支払、多面的機能支払及び本対策を「日本型直接支払制度」として位置付け。平成27年度から、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として「環境保全型農業直接支払」を実施。実施期間は5年間であり、令和2年度から第2期が開始。
- 令和3年度には、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定。



## 【食料・農業・農村基本計画】 (R2.3)

- 気候変動に対する緩和・適応策の推進 (抜粋)
 

堆肥の施用等地球温暖化防止等に効果の高い取組を推進するため、環境保全型農業直接支払制度において、支援取組の効果の評価を行い、より環境保全効果の高い取組への支援の重点化を図り、全体の質の向上と面的拡がりを両立させるほか堆肥・バイオ炭等の施用による炭素の貯留効果の分析等についての検討を行う。
- 生物多様性の保全及び利用 (抜粋)
 

生物多様性保全効果の見える化を通じ、有機農業や土着天敵の利用等、生物多様性保全に効果の高い取組を推進する。
- 多面的機能の発揮の促進 (抜粋)
 

農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮のための地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動等への支援を行う日本型直接支払制度（多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度）について、構成する3制度の連携強化を図りつつ、集落内外の組織や非農家の住民と協力しながら、活動組織の広域化等や人材確保、省力化技術の導入を推進する。

## 2. 環境保全型農業直接支払交付金の制度概要 ①

- 農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に取り組む場合に支援を実施。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動として、全国共通の取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を設定して支援の対象とする地域特認取組を都道府県の申請に基づき設定し、支援を実施。
- 有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援を実施。

### 対象となる取組

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組

+

地球温暖化防止に効果の高い営農活動

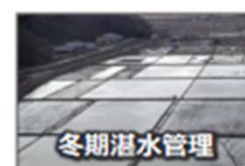


等

土壤中に炭素を貯留し、地球温暖化防止に貢献

+

生物多様性保全等に効果の高い営農活動



等

様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献

### 交付単価

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 <sup>(※)</sup> に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
堆肥の施用		4,400
カバークロープ		6,000
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400 (3,200)
草生栽培		5,000
不耕起播種		3,000
長期中干し		800
秋耕		800

### 地域特認取組

交付単価は、都道府県が設定します。

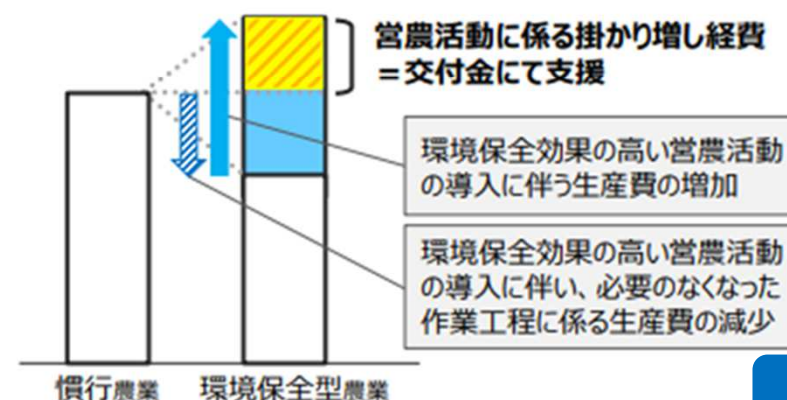
### 取組拡大加算

有機農業の栽培指導等によって増加した新規取組面積あたり  
4,000円/10a

注) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

**本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。**

✦ 交付単価は営農活動に係る「掛かり増し経費」に着目して設定



(農林水産省資料 抜粋)

## 2. 環境保全型農業直接支払交付金の制度概要 ②

日本型直接支払のうち

### 環境保全型農業直接支払交付金

( )の数字は前年度予算額。以下、同様。

【令和5年度予算概算決定額 2,650 (2,650) 百万円】

#### <対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

#### <事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

#### <事業の内容>

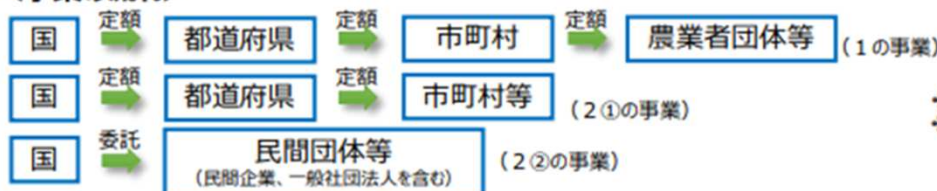
#### 1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,537 (2,537) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
  - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
  - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組みこと
  - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組みこと
- ③ 支援対象活動
  - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- ④ 取組拡大加算
  - 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

#### 2. 環境保全型農業直接支払推進交付金等 113 (113) 百万円

- ① 環境保全型農業直接支払推進交付金 104 (104) 百万円
  - 都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。
- ② 環境保全型農業効果調査事業委託費 9 (9) 百万円
  - 本交付金の効果の検証に必要な調査・分析を実施します。

#### <事業の流れ>



#### <事業イメージ>

#### 【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

#### ▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 <sup>注2)</sup> に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
	堆肥の施用	4,400
	カバークロープ	6,000
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400 (3,200)
	草生栽培	5,000
	不耕起播種 <sup>注3)</sup>	3,000
	長期中干し	800
	秋耕	800



注1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めものではありません。

注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

#### ▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等） ※交付単価は、都道府県が設定します。

#### 【取組拡大加算】

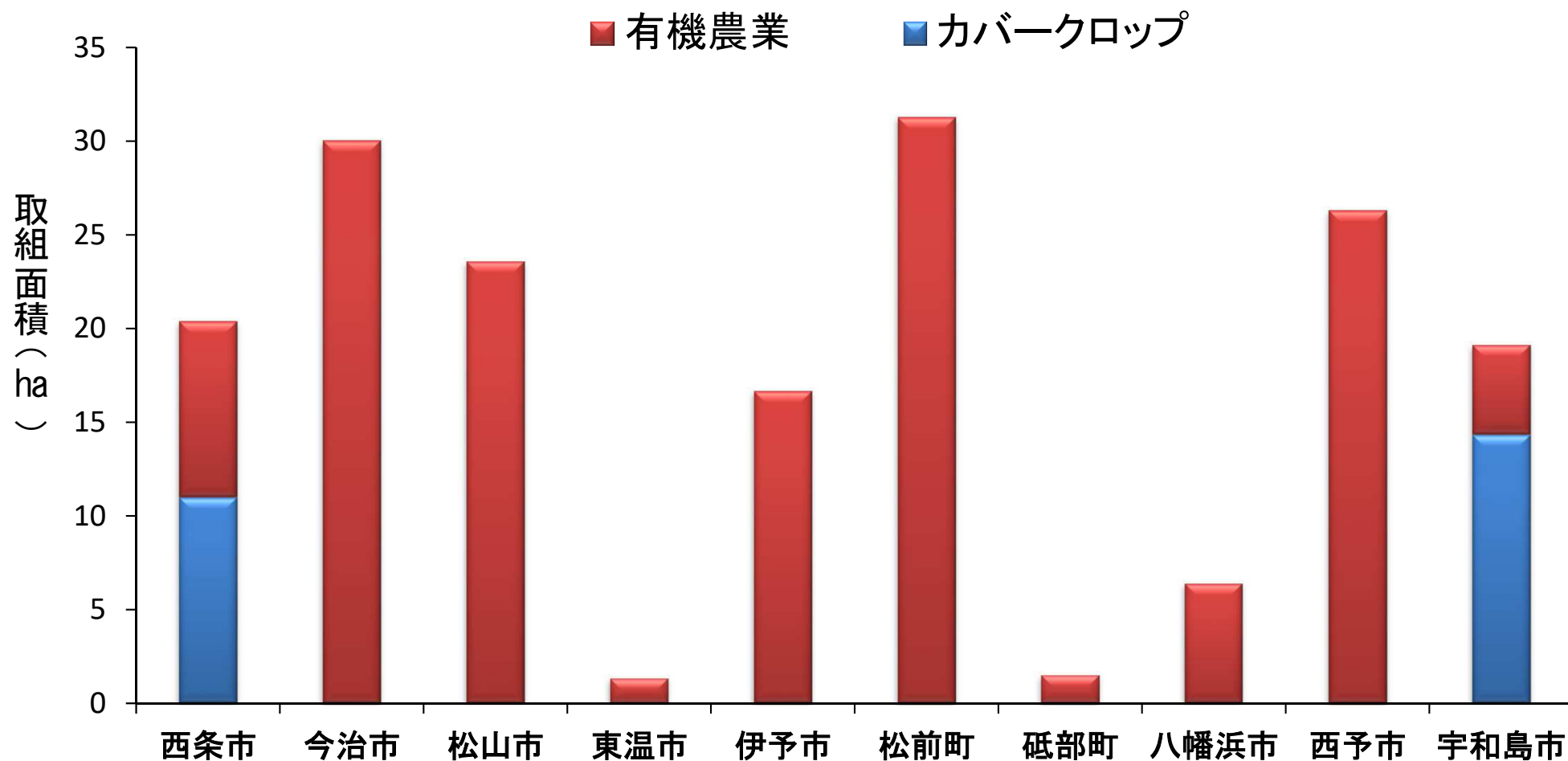
有機農業に新たに取り組み農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

- ❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
- ❖ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)  
(農林水産省資料 抜粋)

### 3. 令和4年度実施状況 ①

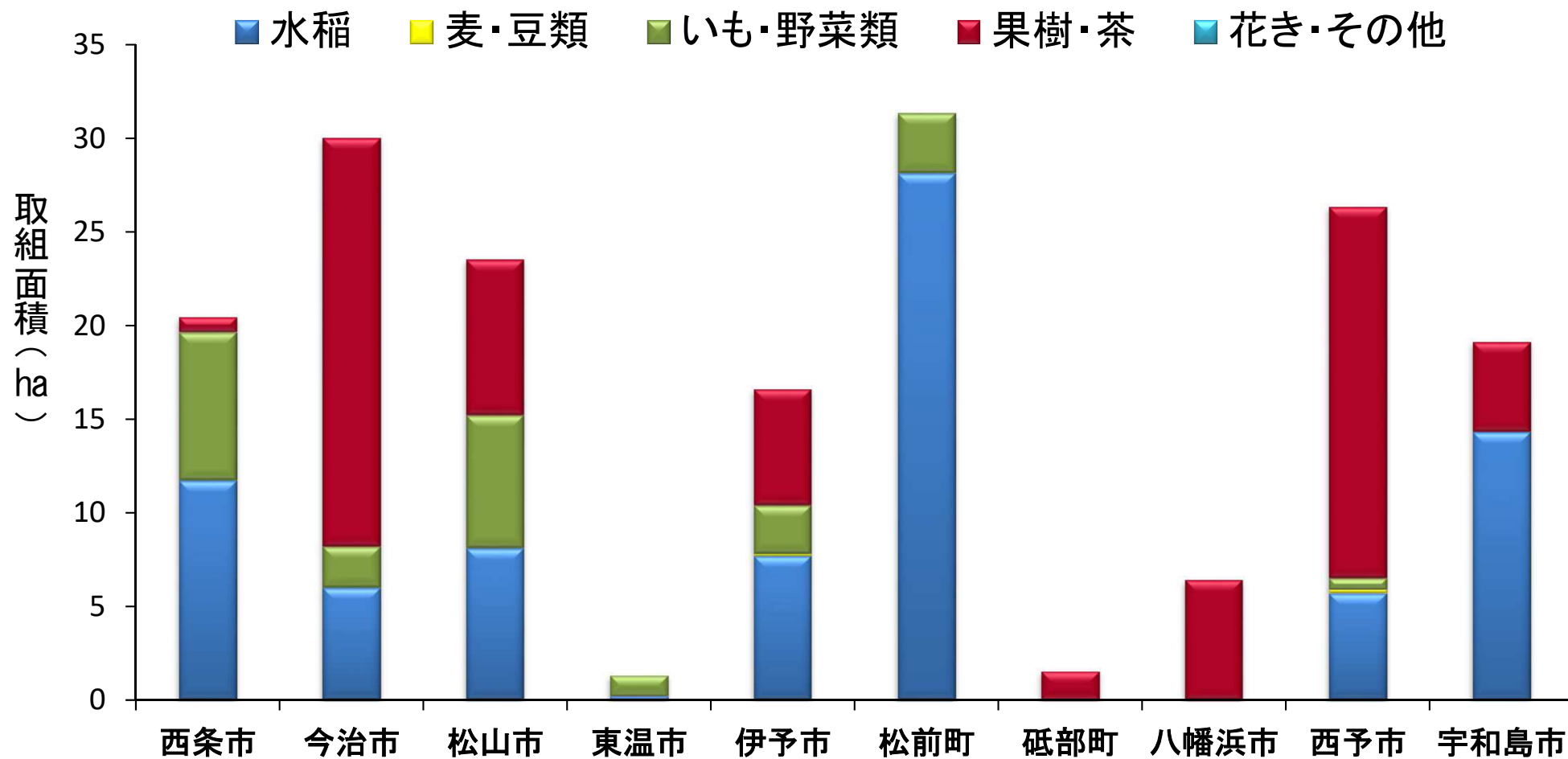
#### 市町別取組状況 取組別



	有機農業	カバークロップ	合計
面積 (ha)	151.1	25.3	176.4
割合 (%)	85.7	14.3	

### 3. 令和4年度実施状況 ②

#### 市町別取組状況 取組別

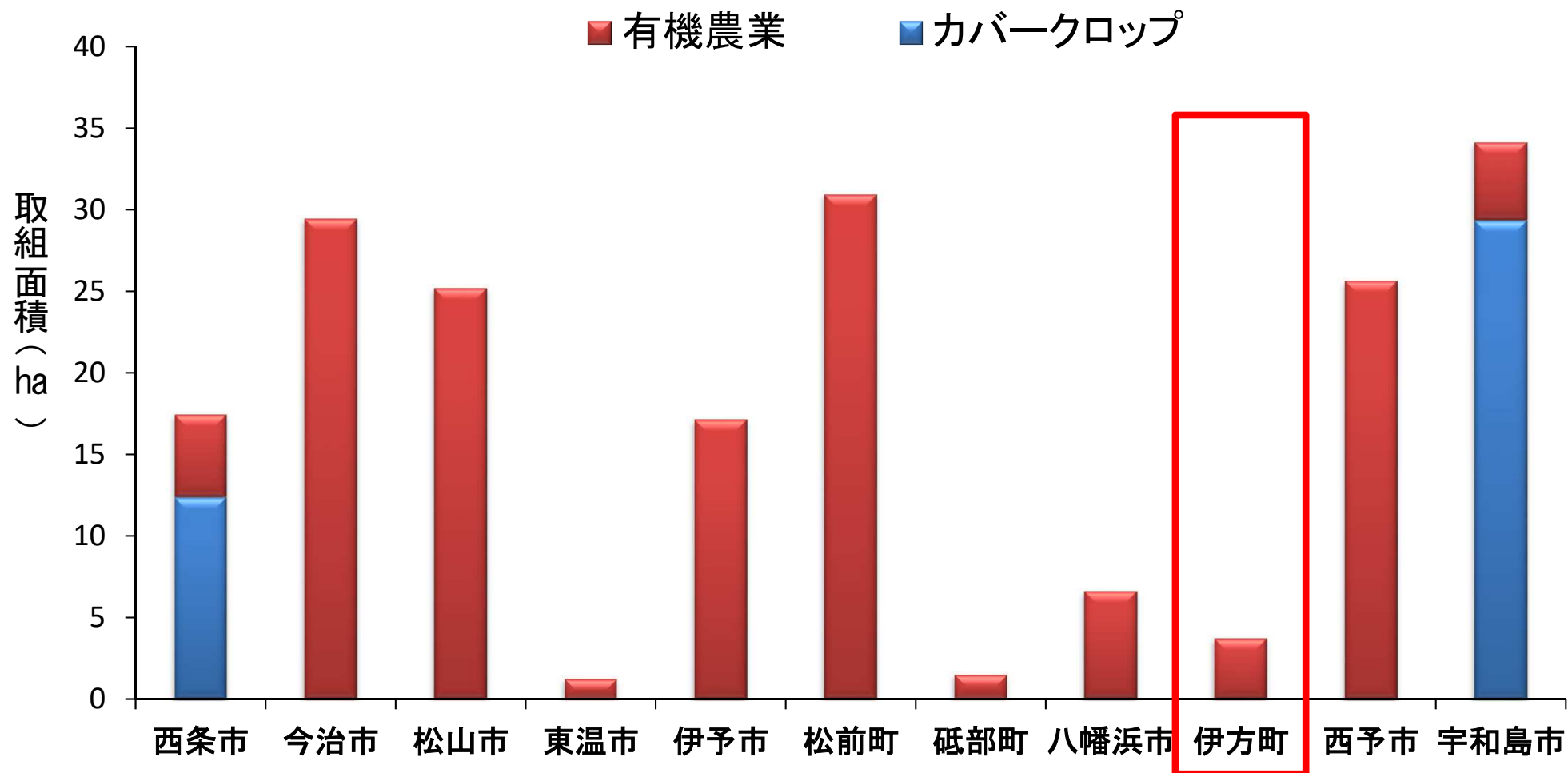


	水稻	麦・豆類	いも・野菜類	果樹・茶	花・その他
面積 (ha)	81.8	0.3	24.7	69.6	0
割合 (%)	46.4	0.2	14.0	39.5	0

## 4. 令和5年度の申請状況

### 市町別取組状況 取組別

○ 6月末現在の申請状況 192.7ha（有機農業151.0ha、カバークロープ41.7ha）

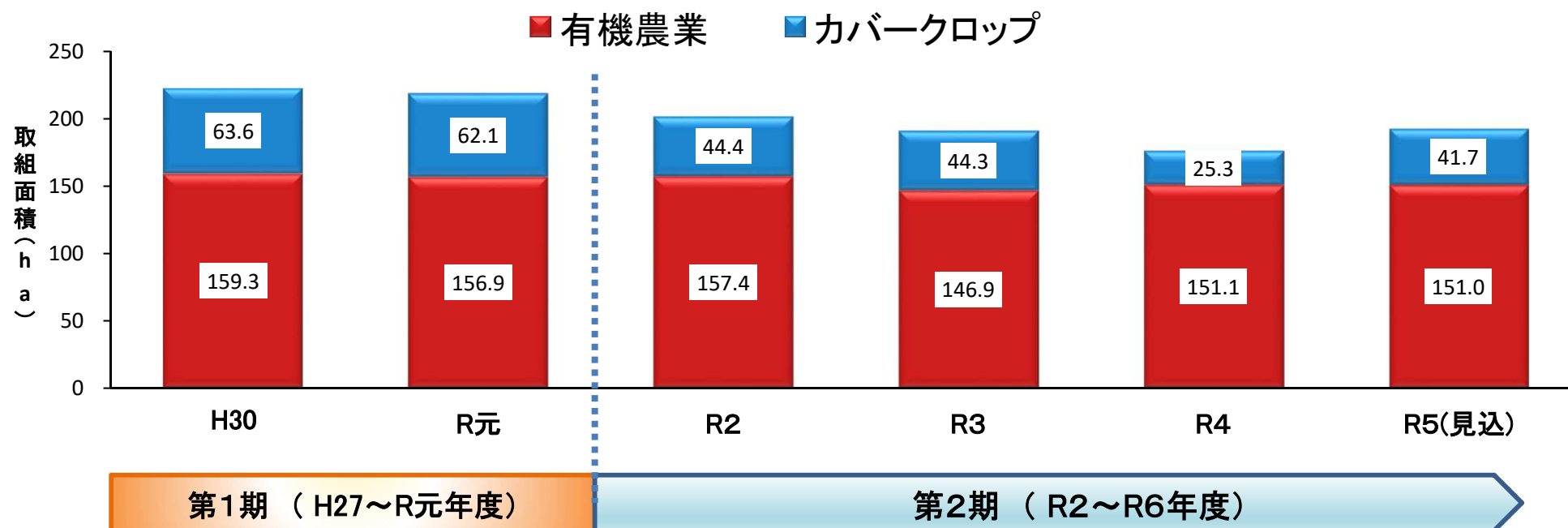


新たに伊方町から申請があり、取組面積は増加の見込み。



# 5. 取組状況の推移

## 取組別 面積の推移

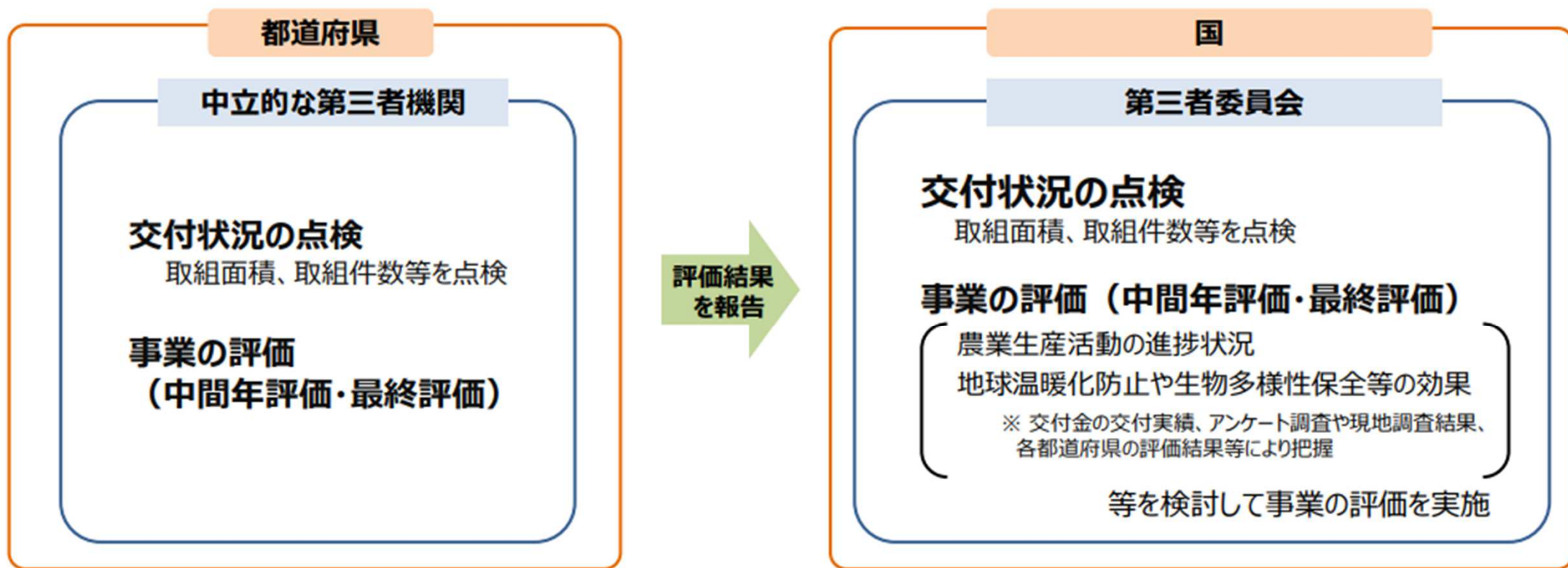


## 面積・金額等の推移

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5(見込)
取組面積 (ha)	222.8	219.0	201.8	191.2	176.4	192.7
取組市町数	9	9	9	10	10	11
取組団体数	23	24	22	23	22	24
農業者数(人)	106	104	83	83	80	88
交付金額(千円)	17,801	17,511	21,547	20,421	19,863	20,756

## 6. 第三者委員会による点検・評価【国・県】

- 国及び都道府県は、交付等要綱に基づき、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置。
- 国は、都道府県における評価結果の報告を受け、第三者委員会において農業者団体等による農業生産活動の進捗状況、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果等を検討し、事業の評価を実施。



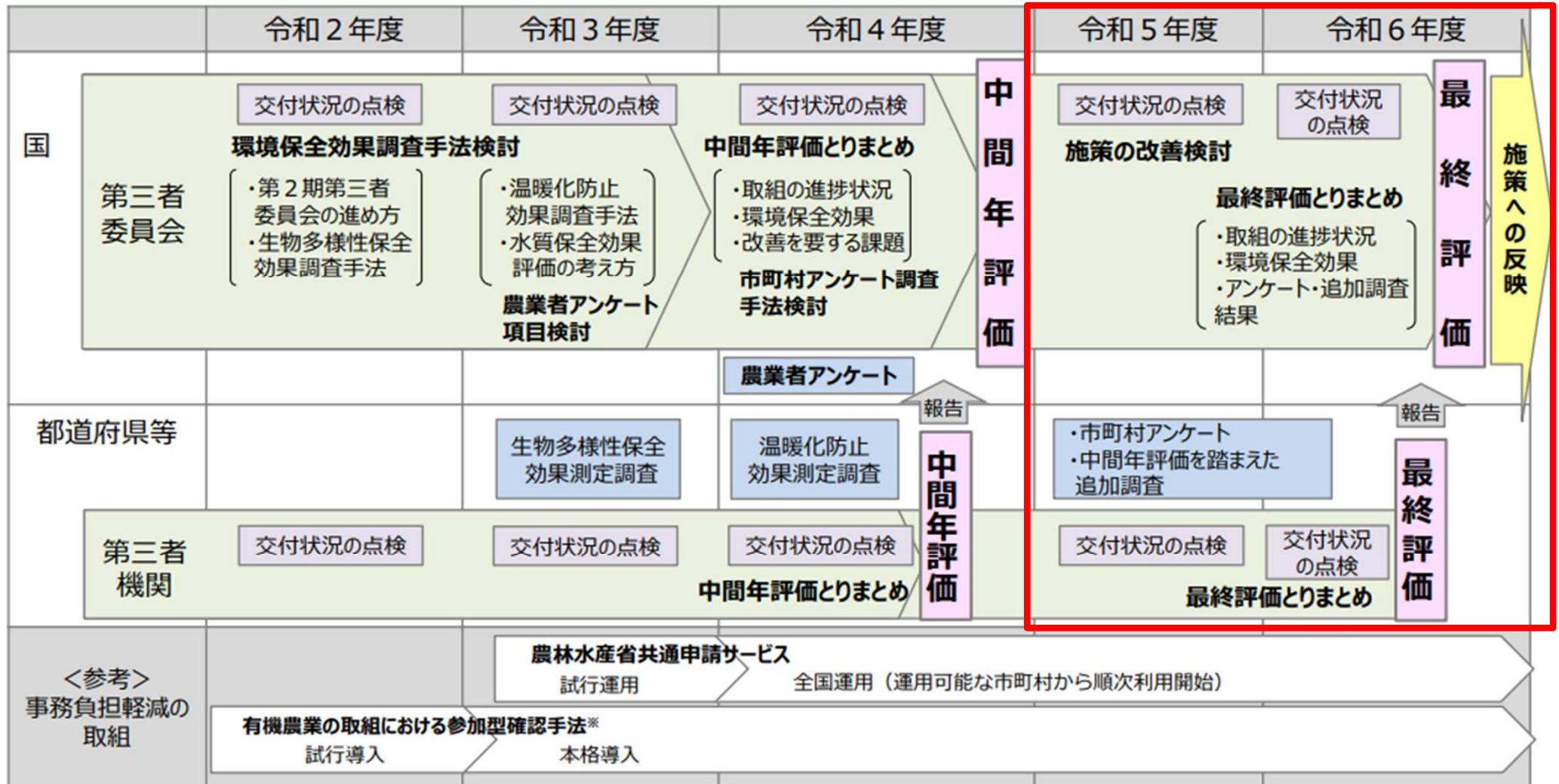
環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（該当部分）

### 第6 実施体制

- 1 国は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 都道府県は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。

# 7. 第2期（令和5年度）の点検・評価のスケジュール【国・県】

- 令和4年度までに、生物多様性保全効果調査、地球温暖化防止効果・水質保全効果調査を都道府県が実施し、中間年評価をとりまとめた。
- 令和5年度に、中間年評価を踏まえた施策の改善や効果等の評価のために、都道府県が市町等へアンケートを実施。
- 令和6年度に都道府県の最終評価等を踏まえ、国が最終評価をとりまとめる。



※ 令和2年度より有機農業の要件が国際水準に変更になったことに伴い、現地確認が原則必須となったことから、市町村の判断によって農業者同士での現地確認を認める手法のこと

# 8. 中間年評価結果

○「環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会」において、中間年評価を取りまとめた。（令和5年3月29日公表）

## 地球温暖化防止効果の評価

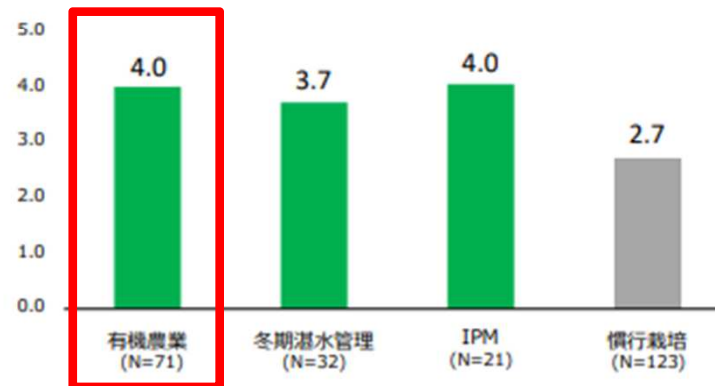
対象取組の種類	調査件数	単位当たり 温室効果ガス削減量 (tCO <sub>2</sub> /ha/年)	令和3年度 実施面積 (ha)	温室効果ガス 削減量 (tCO <sub>2</sub> /年)
全国共通取組				
有機農業	237	1.04	11,610	12,074
堆肥の施用	182	2.42	20,284	49,087
カバークロープ	167	2.14	16,867	36,095
リビングマルチ	19	1.45	2,866	4,156
草生栽培	15	1.22	66	80
不耕起播種	7	1.80	269	485
長期中干し	21	3.33	3,324	11,053
秋耕	22	8.99	884	7,941
地域特認取組				
敷草用半自然草地の育成管理	1	1.33	1	2
交信攪乱剤+雑草草生栽培	3	2.52	28	70
炭の投入	19	1.31	183	240
緩効性+省耕起	3	緩効性 0.5 省耕起 0.19	6	3 1
緩効性+長期中干し	6	1.26	5,045	6,357
IPM+長期中干し	14	1.53	6,669	10,228
IPM+秋耕	25	6.87	2,470	16,968

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計は一致しません。  
 ※「長期中干し」及び「秋耕」の取組は、地域ごとの削減量を面積で割り戻した値です。

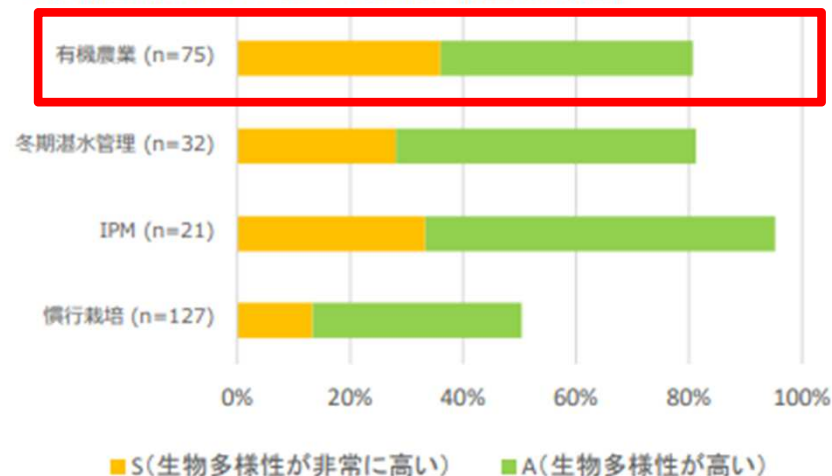
計 154,837 tCO<sub>2</sub>/年

## 生物多様性保全効果の評価

### ●指標生物スコア



### ●指標生物スコアに基づく生物多様性総合評価



※「鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル」（農研機構）を用いて、指標生物の現地調査を実施。

# 多面的機能支払交付金の取組実績と 今後の取組方針について



令和6年2月

愛媛県農林水産部農業振興局農地整備課

## 資料目次

1 多面的機能支払制度の概要	.....	1
2 令和5年度を取組状況について	.....	4
3 多面的機能支払制度の活動実績		
(1) 農地維持支払	.....	9
(2) 資源向上支払(共同活動)	.....	13
(3) 資源向上支払(長寿命化)	.....	15
(4) 非農業者の参画	.....	17
(5) 中山間直接支払との重複	.....	18
(6) 規模別組織数・割合	.....	19
(7) 令和5年度交付金交付見込一覧	.....	20
(8) 令和5年度取組状況に対する総括	.....	21
(9) 令和5年度取組状況に対する総括	.....	22
4 令和6年度を取組方針	.....	23
5 参考資料		

# 1 多面的機能支払制度の概要(1)

## 1 趣旨

地域の共同活動による農地、水路、農道等の地域資源の適切な保安全管理を支援することにより、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を推進するとともに、担い手への農地集積による構造改革を後押しする。

## 2 交付金の概要

	農地維持支払	資源向上支払 (農地維持支払と併せて実施)	
		共同活動	長寿命化
対象活動	<p>①地域資源の基礎的な保全活動 ・農地周辺の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等</p> <p>②地域資源の適切な保安全管理のための推進活動 ・将来も農地や水路等を維持管理するための調査や話し合い、保安全管理構想作成等</p>	<p>①施設の軽微な補修 ・水路のひび割れ補修、農道の窪みの補修等</p> <p>②農村環境保全活動 ・景観植物の植栽、水質調査、魚類の生育環境改善等</p> <p>③多面的機能の増進を図る活動 ・遊休農地を活用した農業体験、鳥獣害防止施設の設置等</p> <p>※②、③はテーマや活動を選択して実施</p>	<p>①施設の長寿命化のための活動 ・老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新(素掘り水路からコンクリート水路への更新、未舗装農道の舗装など)</p> <p>※施設の長寿命化に取り組むことで、点検・維持管理作業の頻度低減や労力軽減にもつながる。</p>
	 【水路の泥上げ】	 【生態系保全】	 【水路更新】
	 【法面の草刈り】	 【景観植物】	 【農道更新】

# 1 多面的機能支払制度の概要(2)

	農地維持支払	資源向上支払	
		共同活動	長寿命化
交付単価 (円/10a)	田:3,000、畑:2,000、草地:250	田:2,400、畑:1,440、草地:240 ※活動して5年経過、又は長寿命化を実施する場合、単価は75%。 ※多面的機能の増進を図る活動を実施しない場合の単価は5/6。	田:4,400、畑:2,000、草地:400 ※広域活動組織の規模を満たさない地区で、かつ直営施工を実施しない場合、単価は5/6。1集落の交付上限額は200万円。
対象者	農業者のみ又は農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織	農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織	農業者のみ又は農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織
共同活動の②及び③の選択肢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・②農村環境保全活動(テーマを選択)               <ul style="list-style-type: none"> <li>a.生態系保全、b.水質保全、c.景観形成・生活環境保全、d.水田貯留機能増進・地下水涵養、e.資源循環の中から1つ以上選択</li> </ul> </li> <li>・③多面的機能の増進を図る活動(活動を選択)               <ul style="list-style-type: none"> <li>a.遊休農地の有効活用、b.鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化、c.地域住民による直営施工、d.防災・減災力の強化、e.農村環境保全活動の幅広い展開、f.やすらぎ・福祉及び教育機能の活用、g.農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化、h.県・市町が特に認める活動の中から1つ以上選択し、合わせて広報活動・農的関係人口の拡大も実施。(中山間地域の広報活動は任意)</li> </ul> </li> </ul>		
加算措置 (円/10a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多面的機能の更なる増進に向けた活動【資源向上支払(共同)に加算】 田:400、畑:240、草地:40 多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる組織が1取組以上追加又は新たに2つ以上に取組。</li> <li>・農村協働力の深化に向けた活動【資源向上支払(共同)に加算】 田:400、畑:240、草地:40 農業者以外の比率が高く、多くの参加を得た共同活動を毎年実施。(女性役員が2人以上の場合要件緩和有)</li> <li>・水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進【資源向上支払(共同)に加算】 田:400 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む。</li> <li>・活動の広域化・体制強化に対する支援 広域活動組織の面積規模等に応じて4~16万円/年(最長5年間)を交付。</li> </ul>		



# 1 多面的機能支払制度の概要(3)

## 3 国の方針

令和元年度から令和5年度の5年間を第Ⅱ期とし、令和6年度から第Ⅲ期が開始となる予定であったが、「食料・農業・農村基本法」の検証および見直しの結果を踏まえた制度とするため、第Ⅱ期を1年間延期(令和6年度まで)し、令和7年度から第Ⅲ期が開始されることとなった。

これに伴い、令和5年度を活動終了年度とする活動組織が、制度の見直し(令和7年度～)と次期活動開始年度を合わせることを理由に、現計画の活動終了年度を令和6年度に変更することが可能とした。

第Ⅰ期	第Ⅱ期					第Ⅲ期
平成26年度～平成30年度	令和元年度 (1年目)	令和2年度 (2年目)	令和3年度 (3年目)	令和4年度 (4年目)	令和5年度 (5年目)	令和6年度～

第Ⅰ期	第Ⅱ期					第Ⅲ期	
平成26年度～平成30年度	令和元年度 (1年目)	令和2年度 (2年目)	令和3年度 (3年目)	令和4年度 (4年目)	令和5年度 (5年目)	令和6年度 (6年目)	令和7年度～

食料・農業・農村基本法見直し  
施策への反映(令和7年度～)

### 【参考】 令和5年度に活動終期を迎える組織の意向調査結果

令和5年度に活動終期を迎える組織数	うち、令和6年度まで活動期間を延期する意向	うち、令和6年度に再認定を受けて活動を継続する意向	うち、令和5年度で活動を断念する意向
181	98	70	13

# 2-(1) 令和5年度取組状況について(取組方針と対応状況)

## 【取組方針】

### ① 多様な人材の確保と体制整備

- ◆地域資源の保全管理を広域的に担う体制整備
  - ・地域外からの積極的な呼び込みを推進
- ◆農業者以外の参画の推進
  - ・関係人口の創出
  - ・農業者以外の共同活動への参画を促進

### ② 既存組織の活動継続の支援

- ◆活動終期を迎える組織の継続支援
  - ・令和4年度末に活動終期を迎える9組織がすべて活動を継続できるよう先回り支援を実施
- ◆組織体制の見直しの推進
  - ・令和5年度に活動終期を迎える181組織について、令和6年度からの広域化(合併)を促進
  - ・土地改良区・JA等新たな事務委託先の開拓を推進

### ③ 畑(樹園地)地帯における実施率の向上

- ◆カバー率の低い樹園地を中心とした推進
  - ・中山間直払集落に多面的機能支払の併用を提案

### ④ 取り組みやすい制度への改善

- ◆制度改善について国に要望
  - ・活動期間を柔軟に設定できる仕組みの導入
  - ・廃作地に係る遡及返還義務の見直し
  - ・シンプルな制度体系への見直し、負担軽減

## 【対応状況】

- 令和5年度の制度改正点や取組方針のポイントをまとめた資料を作成し、活動組織の的確な指導を市町へ依頼(5月)
- 県及び市町担当者と推進状況・課題等の共有を図る連絡会議および意見交換(対面)を実施(7~8月)

～主な内容～

- ・就農希望者の呼び込みや多様な人材の参画
- ・組織活性化や多様な活動展開に向けた女性役員登用促進
- ・市町広報やHP等を活用した制度紹介や非農家へ参加呼び掛け
- ・活動終期を迎える組織の継続に向けた支援の依頼とパンフレット配布
- ・土地改良区、JA等農業者と関係が深い団体との連携強化
- ・中山間直払の取組集落での多面的機能支払併用のパンフレット配布

- 市町と連携し、広域化に関する事業相談会を実施(伊予市、宇和島市)。
- 情報連絡会と称し、活動組織間で意見交換ができる場を設定(3市町)
- 推進協議会・市町と連携し、新規取組地区の事業申請支援(3地区)、活動終期を迎える地区での相談会の他、各市町での事務研修等を実施(19市町)。
- 優良事例(上村地区環境保全向上隊(東温市))を農政局長表彰に推薦し優秀賞を受賞(12月)
- 活動記録について記載方法の簡略化
- 国主催会議、抽出検査等において、シンプルな制度体系への見直しや作成書類数の削減を要望。

# 2-(2) 令和5年度取組状況について(配布資料の一部)

## 【新規取組啓発用チラシ】

### 多面的機能支払交付金に取り組んでみませんか

#### ◆多面的機能支払とは・・・

➢ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域が共同で行う農用地、水路、農道等の地域資源の保全活動を支援する制度です。

#### ◆どんな活動ができるの？

➢ 対象となる活動には、農地維持支払と資源向上支払（共同・長寿命化）があります。

#### 農地維持支払

- ① 地域資源の基本的な保全活動  
農地まわりの草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など
- ② 地域資源の適切な安全管理のための推進活動  
農地や水路等を維持管理するための話し合い、構想の策定など



農道の路面維持 水路の泥上げ

#### 資源向上支払（共同）

- ① 施設の軽微な補修  
水路の心びり割れ補修、農道のくぼみ補修、ため池の溢水シート補修、鳥獣害防止柵の補修・設置など
- ② 農村環境保全活動  
農産作物の植栽、生きもの調査や外来種の駆除など
- ③ 多面的機能の増進を図る活動  
遊休農地を活用した農業体験、農地周りの藪の伐採など



水路の心びり割れ補修 農産作物の植栽



#### 資源向上支払（長寿命化）

- ① 施設の長寿命化のための活動  
素掘り水路からコンクリート水路への更新、未舗装農道の舗装、ため池のゲート、バルブの更新、スプリンクラーの補修・更新、共同モノレール（レール部分）の補修・更新など



未舗装農道の舗装 素掘り水路からの更新

#### ◆支援対象になるにはどうすればいいの？

➢ 地域で次のいずれかの組織を設立してください。（資源向上支払（共同）に取り組む場合は、②の構成が必要）

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他（地域住民、団体等）で構成される活動組織

#### ◆交付金どのように算定されるの？

➢ 次の10アールあたり単面に対象農用地面積を乗じた額が交付されます。（原則として農深農用地が対象）

	農地維持	資源向上（共同）	資源向上（長寿命化）	資源向上（共同）の単価は、取組内容によって3/4又は5/6に引き下がる場合があります。 資源向上（長寿命化）は、原則200万円未満の工事が対象です。また小規模組織は交付金上限額があります。
田	3,000円	2,400円	4,400円	
畑・樹園地	2,000円	1,440円	2,000円	
草地	250円	240円	400円	

※ このほか、組織の広域化、田んぼダム、多面的機能の更なる増進等の活動に対する加算措置があります。

#### ◆交付金は何に使えるの？

➢ 事業計画書に記載した活動に必要な次のような経費に活用できます。

- ・ 日当：活動参加者に対して支払った日当
- ・ 購入・リース費：資機材の購入費、機械等の借上げ費、パソコンリース費、植栽活動の種苗代など
- ・ 外注費：補修・更新の工事等に係る外注費、事務の外注費など
- ・ その他：活動に必要な旅費、燃料代、役員報酬、保険料、お茶代など

※上記は令和5年5月現在の制度の主な内容です。詳細については、市町又は県の担当部署等にお問い合わせください。

## 【新規取組啓発用チラシ(中山間協定向け)】

### 災害時における多面的機能支払交付金の活用について

#### ①異常気象後の応急措置ができる！

・ 活動計画書に位置付けた農用地及び農業用施設について、異常気象後の見回りや見回り後の**応急措置**に交付金が使えます（農地維持）。

#### 農地維持活動による応急措置イメージ



大雨により水路に堆積した土砂を地域共同で撤去（外注も可能）

農用地に堆積した土砂や流木、ゴミの撤去もできるけん！



#### ②甚大な自然災害が発生した場合には、被災した施設の小規模な補修や復旧に交付金を重点的に活用できる！

・ 甚大な自然災害により活動要件を満たせなくなった場合も、市町・県を通じ中国四国農政局長の承認を受ければ（申請は、緊急を要する復旧が完了した段階で可）、**小規模な被災箇所の補修や復旧等**に交付金を重点的に活用できる（農地維持・資源向上（共同・長寿命化））。  
※この場合、被災施設の補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとされるため、返還は免除される。  
・ 災害対応に十分な資金が無い場合は、別の活動組織から交付金の融通を受けられる。

#### 小規模な被災箇所の補修・復旧等イメージ



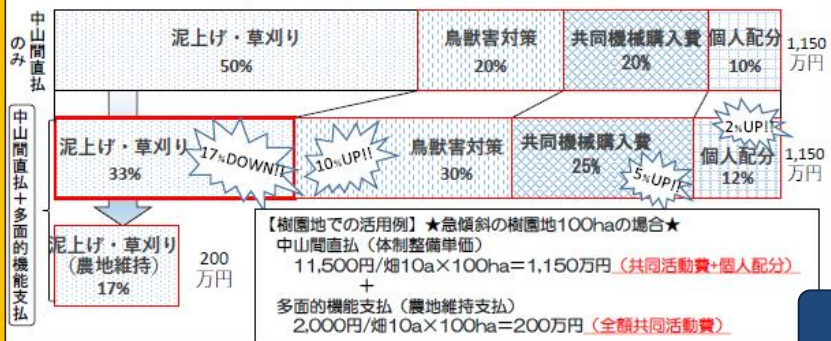
地震により破損した水路を地域共同で補修（外注も可能）

#### 特別措置のイメージ

	4月 5月 …… 9月	10月 11月 …… 3月
活動計画	泥上げ・草刈り・補修等	泥上げ・草刈り・補修等
実施	予定どおり実施済み	災害復旧活動を実施（計画していた泥上げ等の活動は実施できなくても良い）

### 中山間直払で取組んでいた泥上げや草刈りを多面的機能支払で実施

#### 中山間直払交付金の活用幅が広がる！！



## 2-(3) 令和5年度取組状況について(情報連絡会の実施)

### アンケート

1. 今回の情報連絡会の中でよかったものを教えてください。

① 状況報告 ② 活動紹介 ③ 意見交換

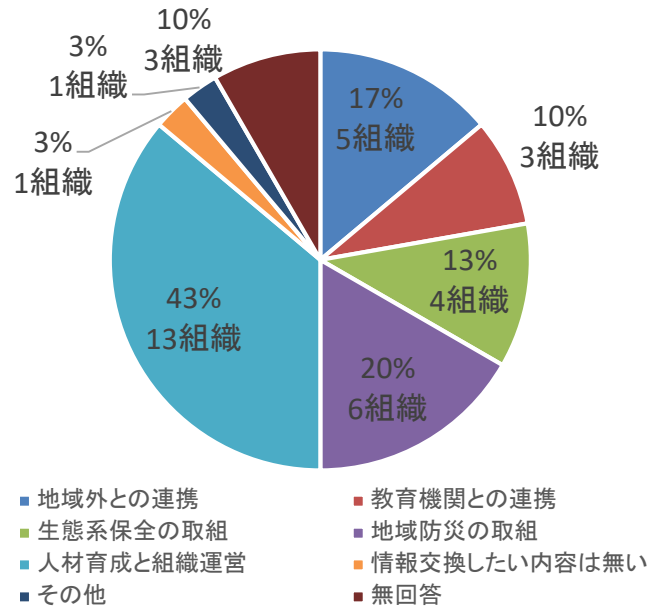
2. 今回の情報連絡会の中で参考にしたと思ったことはありましたか。

① あった ② なかった

3. 他の活動組織の取組について、情報交換したい内容があれば教えてください。(該当するものすべてに○)

- ① 地域外との連携について
- ② 教育機関との連携について
- ③ 生態系保全の取組について
- ④ 田んぼダム等の地域防災の取組について
- ⑤ 人材育成と組織運営について
- ⑥ 情報交換したい内容は無い。
- ⑦ その他

### 今後情報交換したい内容に関するアンケート結果(30組織)



- ・大洲市、宇和島市、愛南町にて情報連絡会を開催し、**県内の実施状況、活動事例の紹介、意見交換**を行った。
- ・意見交換では、**企業参入の提案、シルバー人材センター活用等の情報が提供されるとともに、「他組織の実情を知れてよかった」「状況を共有できてよかった」等の声**が聞かれた。一方で、どの組織も**高齢化・担い手不足等により今後の活動の展望を見いだせていない状況**であった。
- ・今後情報交換したい内容についてのアンケート結果では、**43%の組織が「人材育成と組織運営」と回答した。**

# 2-(4) 令和5年度取組状況について(表彰事業への推薦)

令和5年度 多面的機能発揮促進事業

中国四国農政局長表彰 推薦組織 (愛媛県)

【多面的機能支払】

「上村地区環境保全向上隊」(愛媛県東温市)

(1) 認定農用地面積: 56.0ha  
(田: 55.2ha、畑: 0.79ha)

(2) 組織構成:  
1集落(農家90戸、非農家38戸)



【組織の概要】

本組織は、平成19年に上村土地改良区を母体として設立しました。農村環境保全活動の実践活動である植栽等の景観形成活動と、管理水路を利用した生物調査・生物の生息状況の把握の活動に力を入れており、その活動を通して非農業者を含めた幅広い世帯の地域住民と交流を行っています。また、毎年、地域全体で水路と農道等の草刈り・泥上げを実施しており、地域ぐるみの保全管理活動が定着しています。

【主な取組み内容】

- 非農家を含む地域全体での保全管理  
水路の泥上げ作業は自治会を通じて、地域全体の活動として行っています。地区内の若手住民から「刈払機の使い方がわからない」という相談を受け、若手住民や非農家の構成員発掘につながるよう刈払機の安全講習会を開催し、多数参加しました。
- 管理用水を活用した生き物調査や植栽による地域住民の交流  
かんがい排水事業が整備される前は水不足に悩んだ地域であり、今後も水源であるため池や湧水を大切に守る活動として、地区の子供たちと一緒に生き物調査を行いました。また、集落の寄合などで住民が集まる集会所周辺の農地や水路、農道付近に景観形成活動として植栽したプランターを設置しています。近年の高温や少雨などの異常気象で、景観形成作物の栽培管理が難しくなっていますが、絶やさぬよう努力しています。



ため池周辺の管理 植栽による景観形成活動 管理用水で生き物調査

・令和5年度多面的機能発揮促進事業 中国四国農政局長表彰において、本県から推薦した「上村地区環境保全向上隊」(東温市)が、優秀賞を受賞。  
・同会は、景観形成活動や、生き物調査等の活動に力を入れており、非農業者を含めた幅広い世帯の地域住民との交流が実施されている点や、地域ぐるみの保全管理活動が定着している点が評価された。

## 過去の受賞実績

年度	受賞活動組織名	受賞区分
R4	徳丸地域資源保全推進会(松前町)	優秀
R3	泊環境保全協議会(松山市)	最優秀
R2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため 表彰事業中止	
R1	広見地域資源保全隊(愛南町)	優秀
H30	表彰実績なし	
H29	真穴多面的活動組織(八幡浜)	優秀

## 2-(5) 令和5年度取組状況について(取組目標と実施見込)

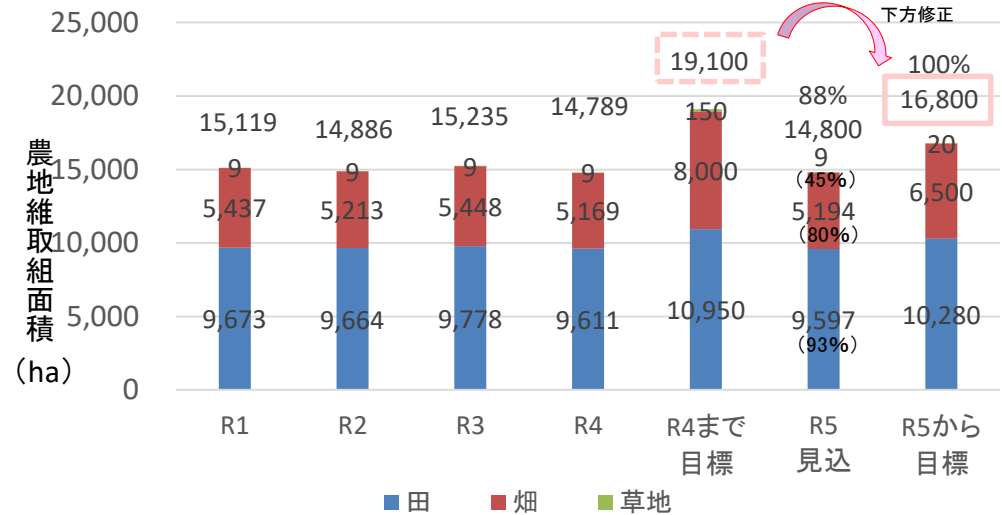
### 【取組目標と実施状況】

取組目標: 農地維持支払の取組面積16,800ha(農振農用地の約40%)※

→達成には、令和5年度実績見込から約2,000haの取組面積拡大が必要

区分	目標(R8)	見込(R5)	達成割合
田	10,280	9,597	93%
畑	6,500	5,194	80%
草地	20	9	45%
合計	16,800	14,800	88%

※目標値は、令和2年の農振農用地面積の約40%とし、期間をR5～R8に設定している。

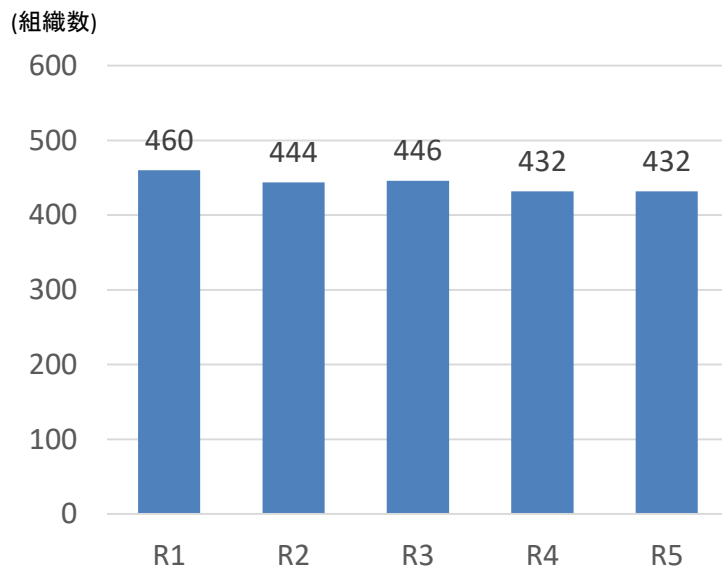


- ・昨年度(令和4年度)に目標を下方修正(※)したことから、**令和5年の達成割合は88%**となる見込み。
- ・令和4年度に活動終期を迎えた**9組織**のうち、**2組織**(四国中央市、鬼北町)が**高齢化や役員のみ手不足等を理由に活動継続を断念**。
- ・令和5年度の実施見込みを地目別にみると、**田については目標の93%**であるのに対し、**畑については目標の80%**となっており、0.4%増加(R4:79.5%→R5:79.9%)したものの、田に比べて依然達成率が低い状況となっている。
- ・畑の取組面積は、**2組織(伊方町、宇和島市)が活動を開始・再開し、加えて17組織が取組面積を拡大したことから、全体としては25ha増加した**。

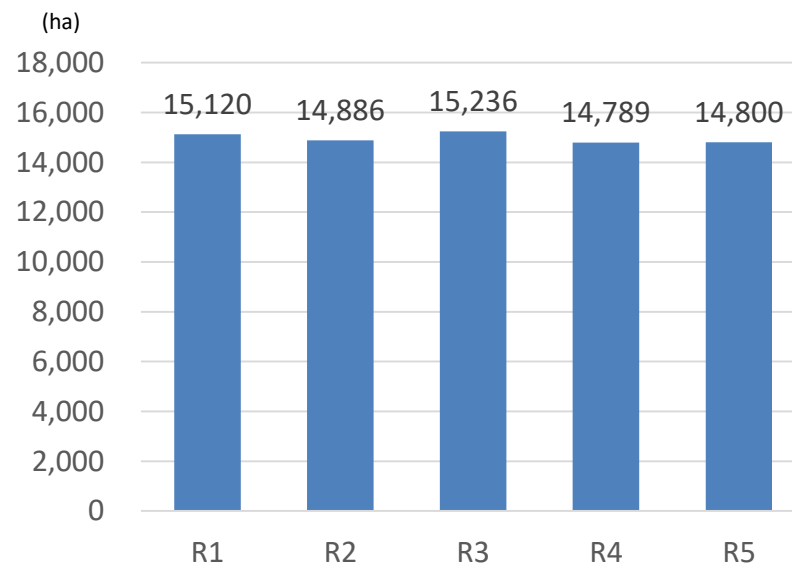
(※) 令和4年度まで、平成23年度農振農用地面積の約40%にあたる19,100haを目標としていたが、農振農用地面積は、過去10年間で12%減少しており、目標設定基準としている平成23年の農振農用地面積は実際と乖離していることから、実情に合わせて下方修正したもの。

# 3-(1) 農地維持支払の活動実績 ①全体

## 1 活動組織数



## 2 活動面積

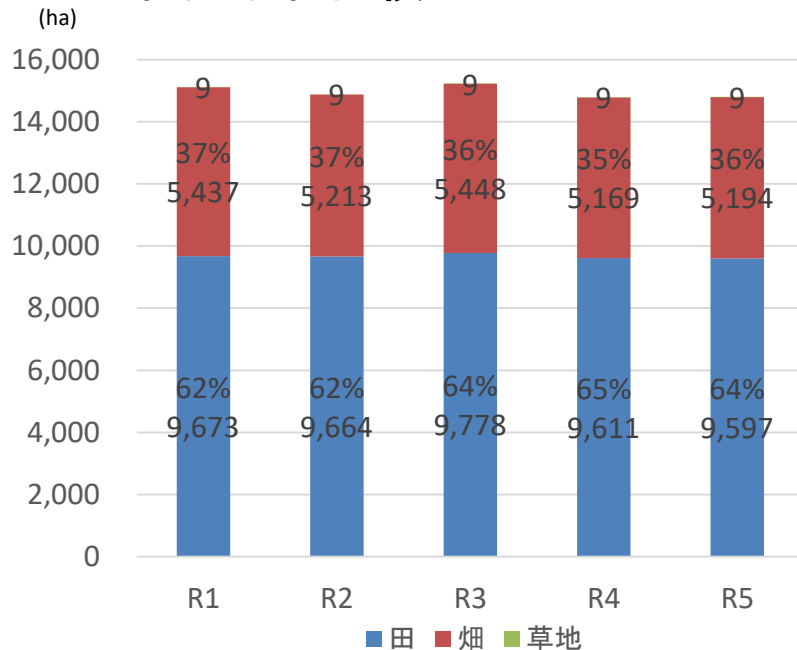


- ・新居浜市を除く19市町で実施しており、令和5年度の実施見込は、活動組織数が**432組織**（前年と同数）、取組面積が**14,800ha**（前年比12ha増）。交付金額は**391,810**千円。
- ・令和4年度に活動終期を迎えた組織は9組織あり、そのうち2組織が高齢化や役員のなり手不足を理由に活動を断念した。（**2組織の取組面積合計27ha**）
- ・一方で、伊方町において1組織が活動を再開、宇和島市において1組織が新規に活動を開始した。（**2組織の取組面積合計40ha**）

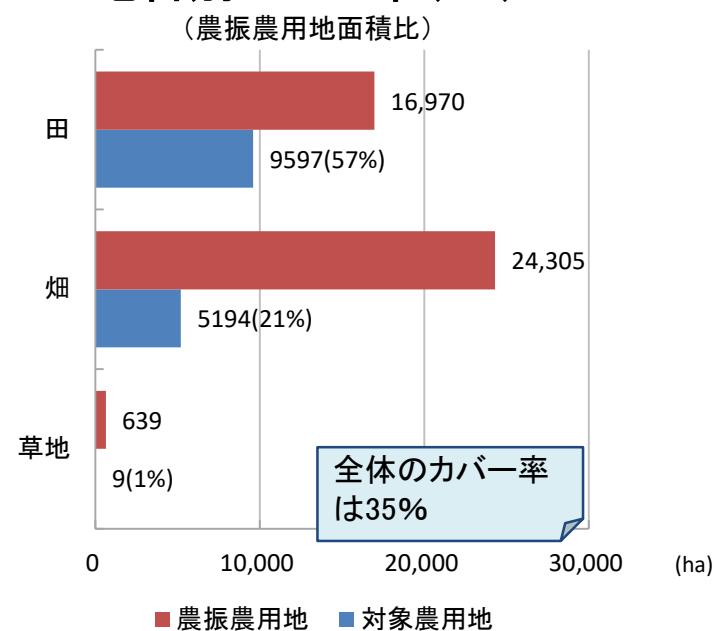
※令和3年度の組織数・面積増は、八幡浜市の中山間直払に取り組む組織が新たに活動に取り組んだことによるもの。

# 3-(1) 農地維持支払の活動実績 ②地目別

## 1 地目別取組面積



## 2 地目別カバー率(R4)



※農振農用地面積はR4年12月末現在

- ・地目別の取組面積は、田9,597ha、畑(樹園地含む)5,194ha、草地9haで、田の面積が全体の65%、畑が35%。
- ・前年度比では、田14ha減、畑25ha減となった。
- ・カバー率(対象農用地面積÷農振農用地面積)は、全体で35%、地目別では、田57%、畑21%、草地1%。
- ・地目別カバー率は全国平均と比べると低いが、中国・四国地方では同水準となっている。

(参考) 全国の地目別カバー率(R4) (出典: 令和4年度多面的機能支払交付金の実施状況(農林水産省))

全国平均56%(田66%、畑46%)、中国5県45%(田52%、畑24%)、四国4県39%(田53%、畑20%)

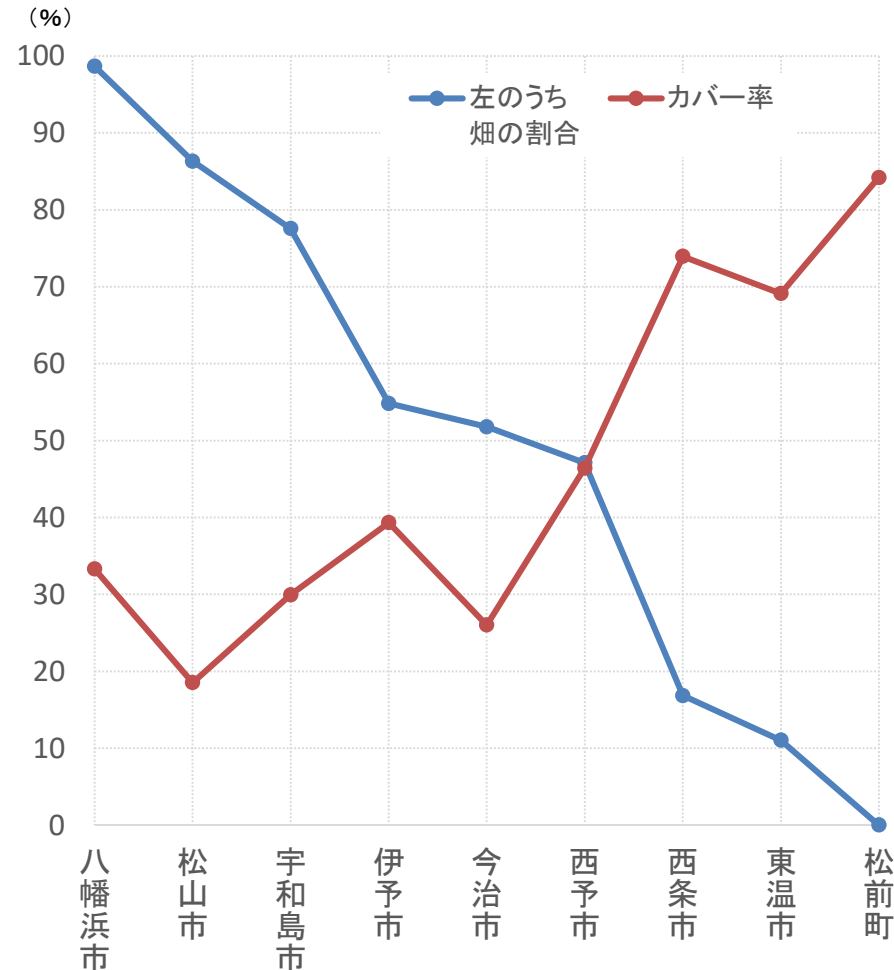


# 3-(1) 農地維持支払の活動実績 ③市町別

## 1 取組面積とカバー率 (ha、%)

市町名	農地維持 取組面積	田	畑	草地	農振農用地 面積(R4)	左のうち 畑の割合	カバー率
四国中央市	322	297	25	0	1,205	44%	26.8%
新居浜市	0		0	0	165	47%	0.0%
西条市	3,398	2,994	404	0	4,597	17%	73.9%
今治市	775	552	224	0	2,980	52%	26.0%
上島町	14	0	13	0	164	97%	8.2%
東予計	4,510	3,843	667	0	9,111	34%	49.5%
松山市	873	315	559	0	4,715	86%	18.5%
伊予市	800	564	235	0	2,033	55%	39.3%
東温市	932	896	36	0	1,349	11%	69.1%
松前町	586	562	23	0	696	0%	84.2%
砥部町	9	1	8	0	517	94%	1.8%
久万高原町	167	150	17	0	1,357	25%	12.3%
中予計	3,368	2,489	879	0	10,666	58%	31.6%
大洲市	226	108	118	0	2,556	59%	8.9%
内子町	493	172	321	0	1,406	71%	35.0%
八幡浜市	981	0	981	0	2,944	99%	33.3%
伊方町	385	0	385	0	2,464	100%	15.6%
西予市	2,301	1,512	789	0	4,959	47%	46.4%
宇和島市	1,569	745	815	9	5,239	78%	29.9%
松野町	186	167	18	0	537	34%	34.6%
鬼北町	395	353	42	0	804	11%	49.2%
愛南町	386	208	179	0	1,228	42%	31.5%
南予計	6,923	3,264	3,649	9	22,137	68%	31.3%
合計	14,800	9,597	5,194	9	41,914	58%	35.3%

## 2 畑の割合とカバー率(取組面積500ha以上)



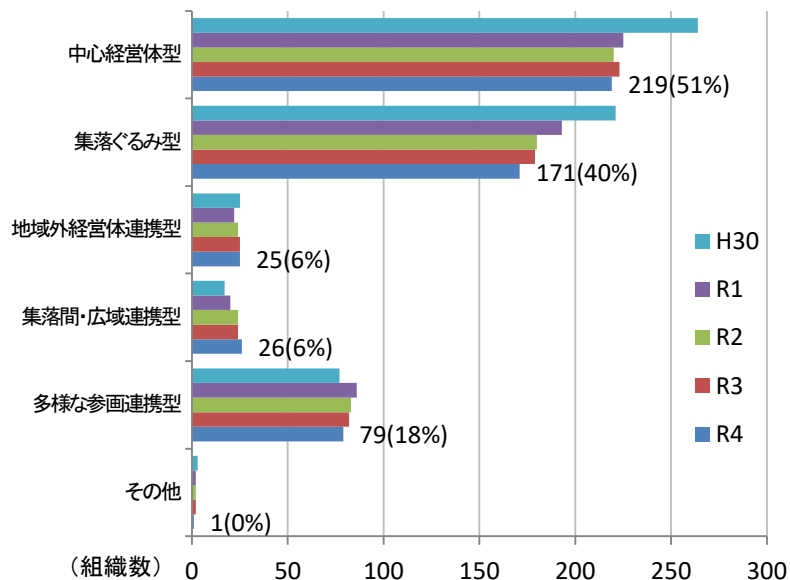
※農振農用地面積はR4年12月末現在。 荒廃農用地は含まない。表示単位未満は四捨五入しているため、計と内容が一致しない場合がある。

・農地維持支払の取組面積が500ha以上の市町については、農振農用地に占める畑(樹園地)の割合が高いほどカバー率が低い傾向にある。

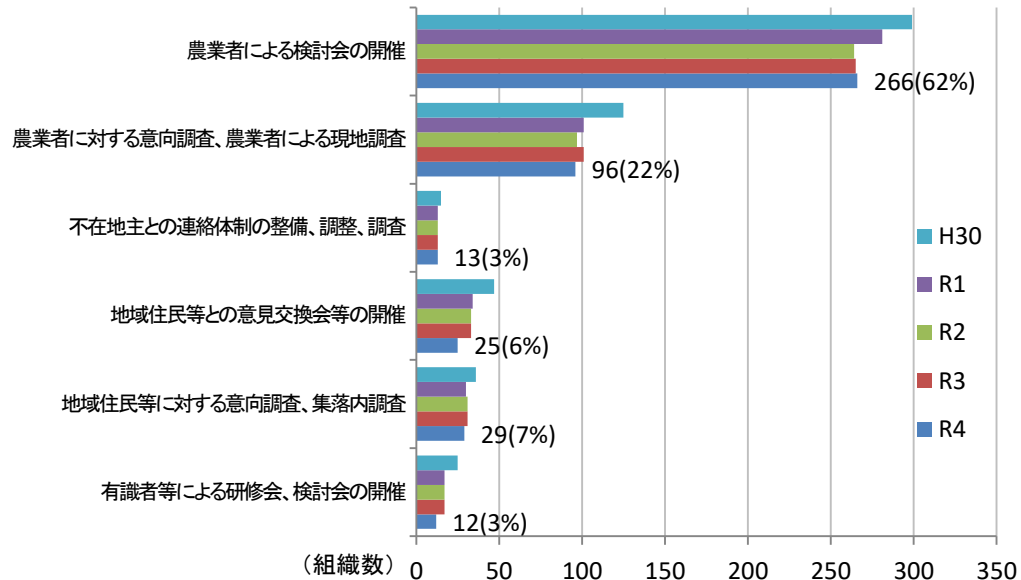
# 3-(1) 農地維持支払の活動実績 ④推進活動

## 1 地域資源の適切な保全管理のための推進活動(H30～R4)

(1) 地域資源の保全管理の目標



(2) 実践する推進活動



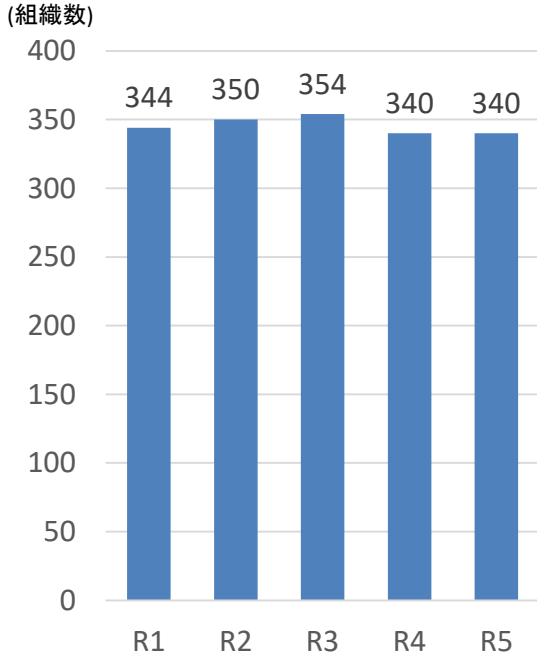
中心経営体型	地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。
集落ぐるみ型	集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
地域外経営体連携型	地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。
集落間・広域連携型	広域的な農地利用調整、近隣集落との連携、旧村や水系等での連携を図り、集落間の相互労力補完や広域的活動により保全管理。
多様な参画連携型	地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。

- ・保全管理の目標は、中心経営体型が最も多く219組織(51%)、次いで集落ぐるみ型171組織(40%)となっている。
- ・推進活動は、農業者による検討会の開催が最も多く266組織(62%)、次いで農業者に対する意向調査、農業者による現地調査が96組織(22%)となっている。

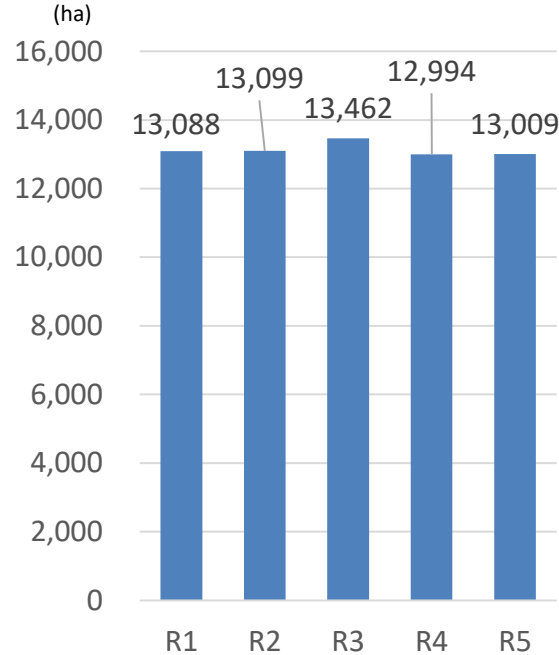
※ 保全管理の目標、推進活動は、複数選択している組織がある。

# 3-(2) 資源向上支払(共同)の活動実績 ①全体

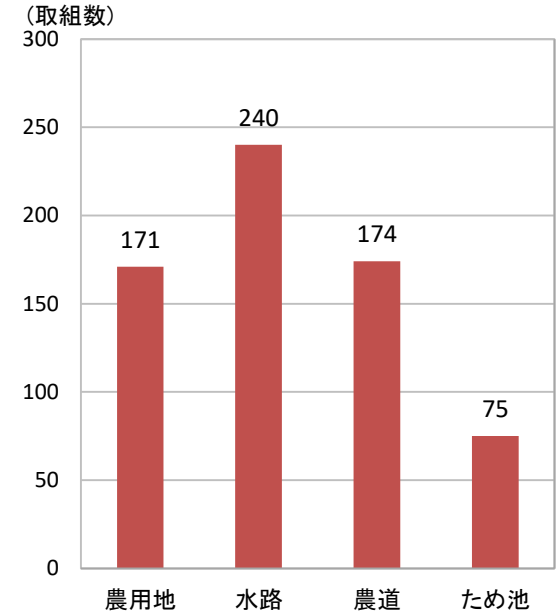
## 1 活動組織数



## 2 活動面積



## 3 活動内容 (施設の軽微な補修(R4))



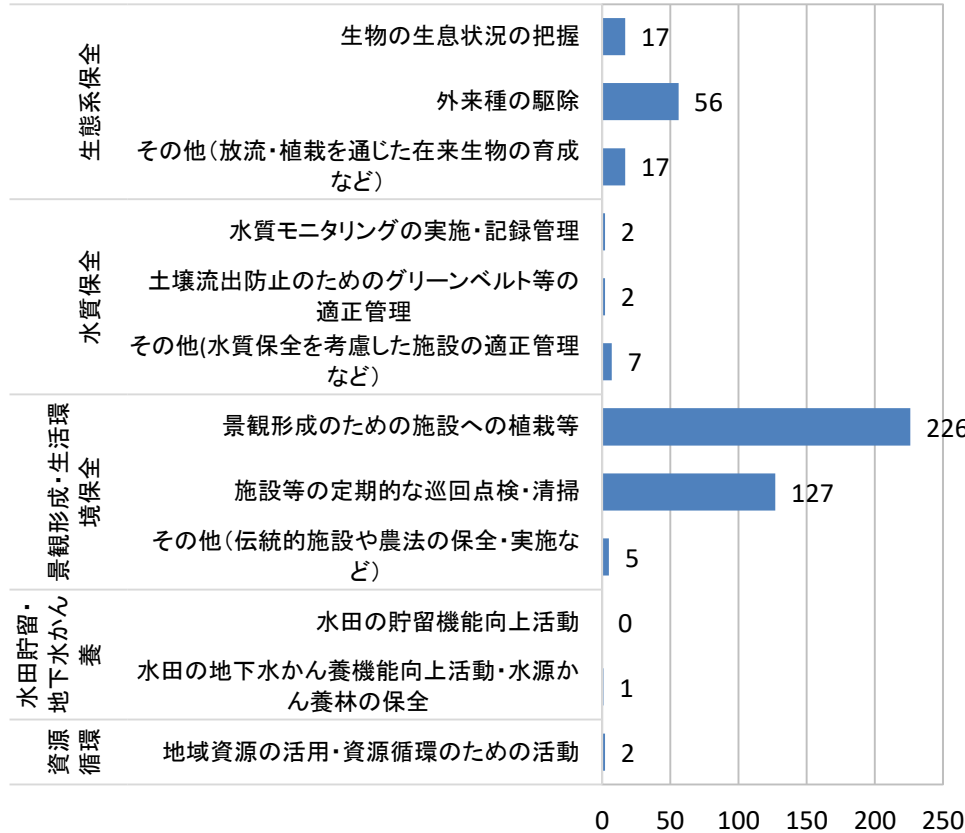
- ・新居浜市を除く19市町で実施しており、令和5年度の実施見込は、活動組織数が**340組織**(前年と同数)、取組面積が**13,009ha**(前年比15ha増)。交付金額は**190,595千円**。
- ・令和5年度の面積増加は、2組織の活動再開・新規取組に加え、17組織が取組面積を拡大したことによるもの。
- ・活動内容のうち、施設の軽微な補修については、**水路の補修に取り組んでいる組織が240組織で最も多く**(活動組織の71%)、次いで農道の補修、農用地の補修となっている。

# 3-(2) 資源向上支払(共同)の活動実績 ②活動内容

## 3 活動内容

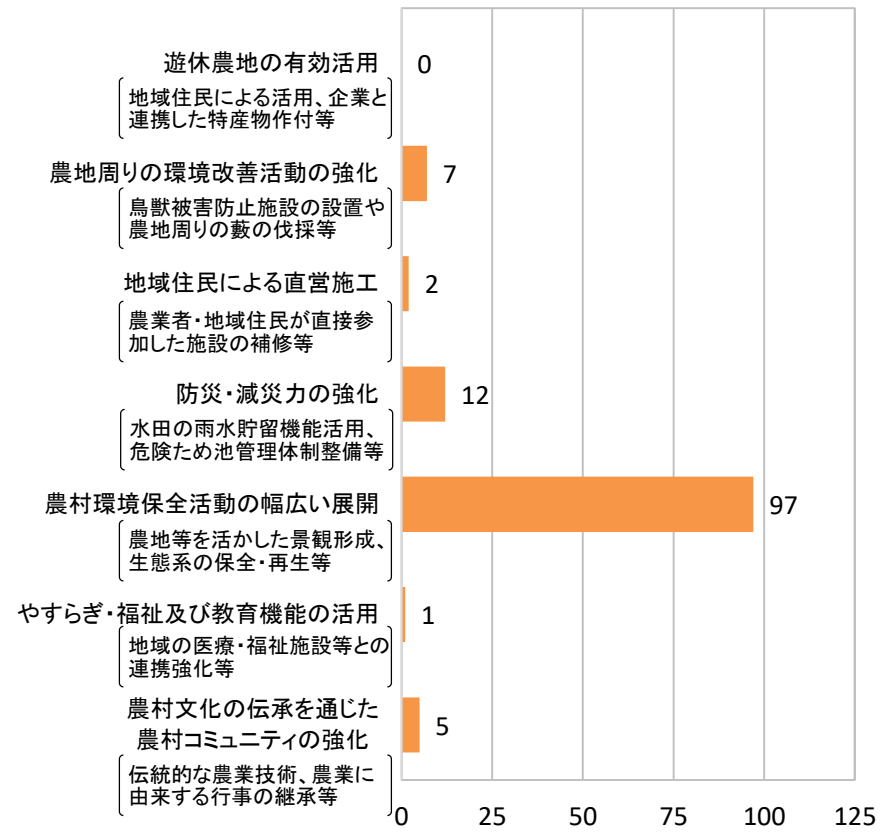
### (2) 農村環境保全活動(R4)

(取組数)



### (3) 多面的機能の増進(R4)

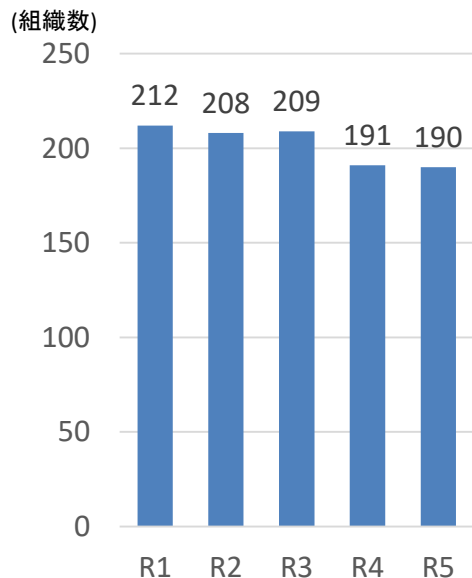
(取組数)



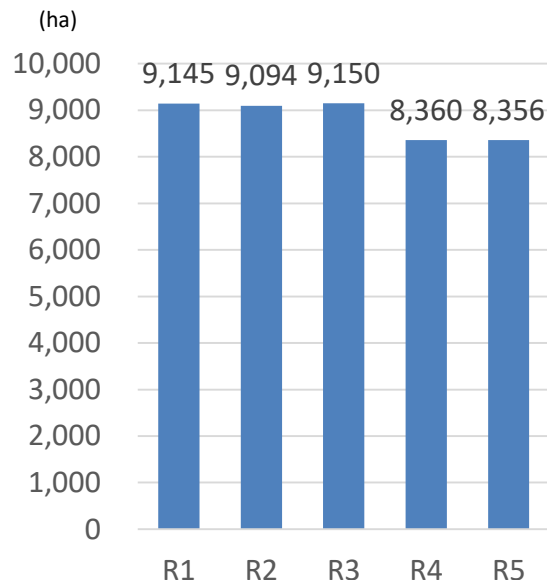
- ・ **農村環境保全活動**(取組総数462)では、**景観形成・生活環境保全**のうち**景観形成のための植栽等**(226組織)、施設等の定期的な**巡回点検・清掃**(127組織)、生態系保全のうち**外来種駆除**(56組織)などを実施。
- ・ **多面的機能の増進**を図る活動に取り組む115組織のうち、約8割を占める97組織が「**農村環境保全活動の幅広い展開**」を選択。

# 3-(3) 資源向上支払(長寿命化)の活動実績 ①全体

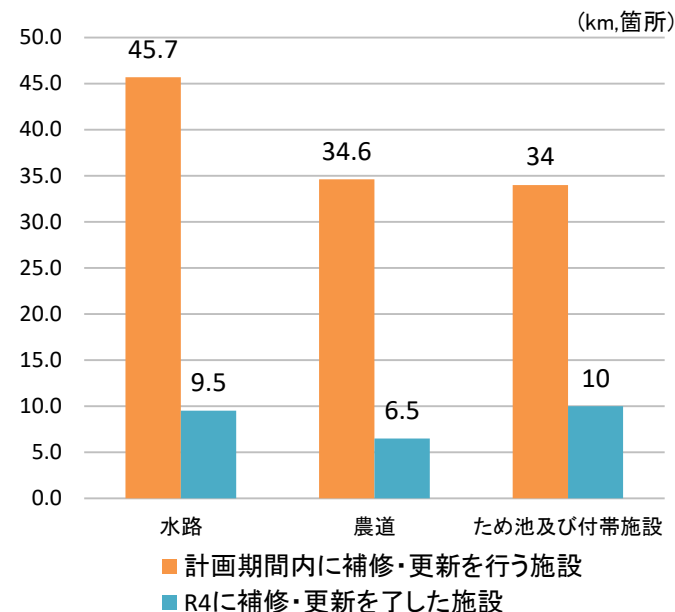
## 1 活動組織数



## 2 交付面積



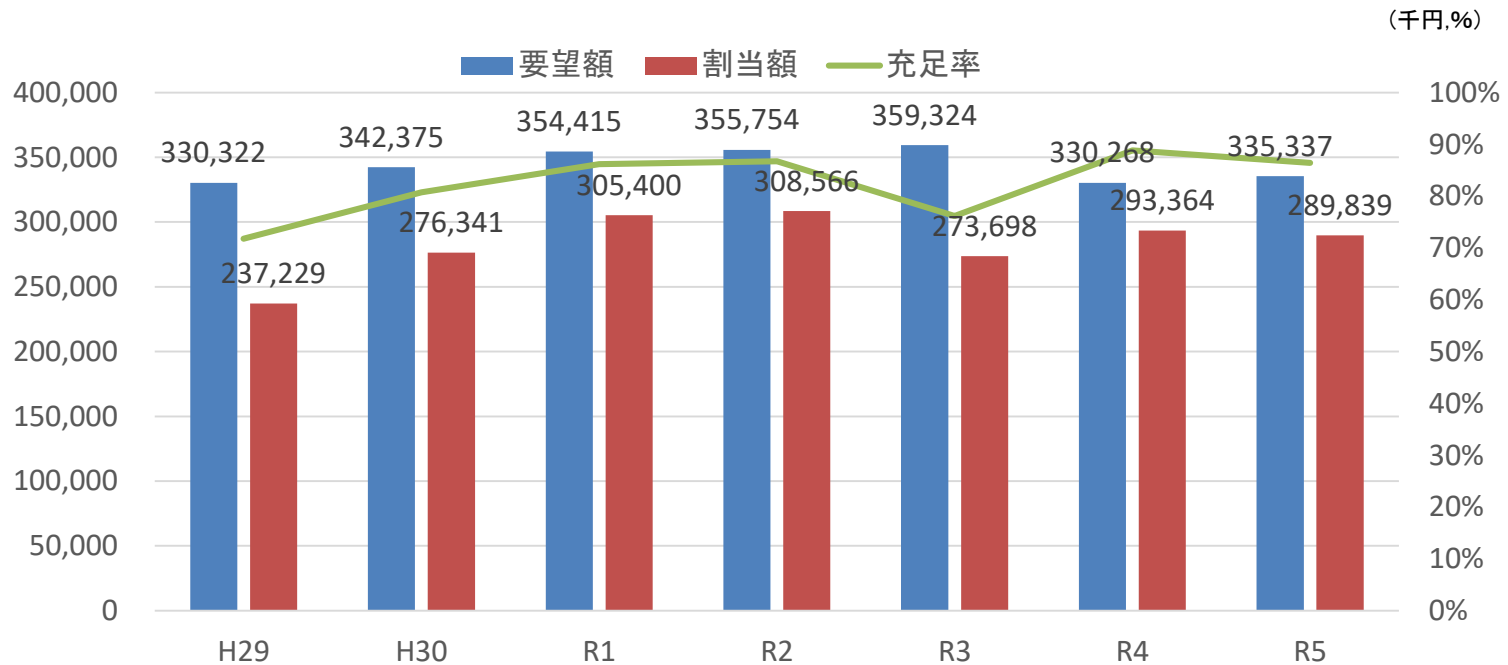
## 3 取組内容



- ・素掘り水路からコンクリート水路への更新、未舗装農道の舗装など、施設の**長寿命化に取り組むことで、点検・維持管理作業の頻度低減や労力軽減に繋げている。**
- ・14市町において実施しており、令和5年度の実施見込は、活動組織数が**190組織**(前年比1組織減)、交付対象面積が**8,356ha**(前年比4ha減)となっている。交付金額は、国予算の割当率が減少(R4:89%→R4:86%)し、**289,839千円**。
- ・令和4年度時点で、各活動組織が**補修・更新を計画している施設は、水路45.7km、農道34.6km、ため池34箇所**。そのうち、令和4年度中に補修・更新を了した施設は、水路9.5km、農道6.5km、ため池10箇所。

### 3-(3) 資源向上支払(長寿命化)の実績 ②予算割当状況

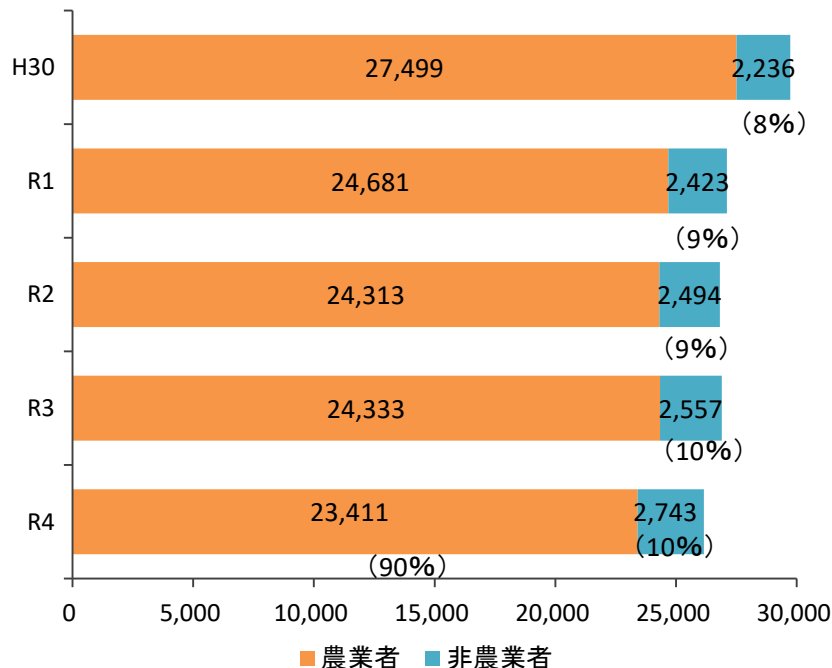
#### 4 要望額と割当額



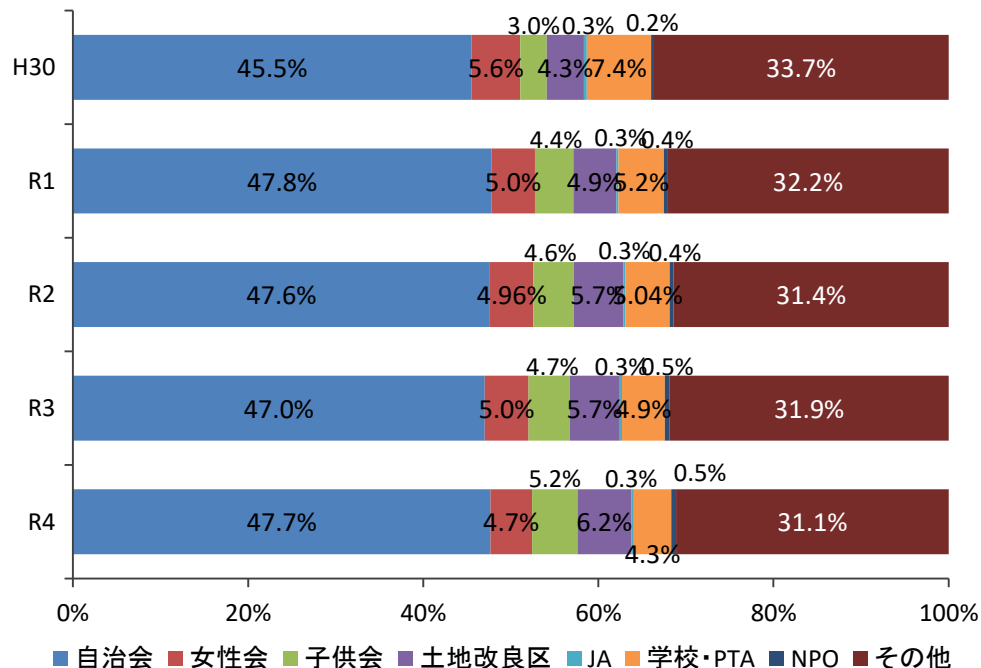
- ・全国的に長寿命化の要望量が多いため、近年は、**国交付金が、活動組織の要望額に満たない状況**が続いている。
- ・過去5年間における国予算額の充当率は80～90%で推移している。

# 3-(4) 非農業者の参画状況(H30~R4)

## 1 活動組織構成員の内訳

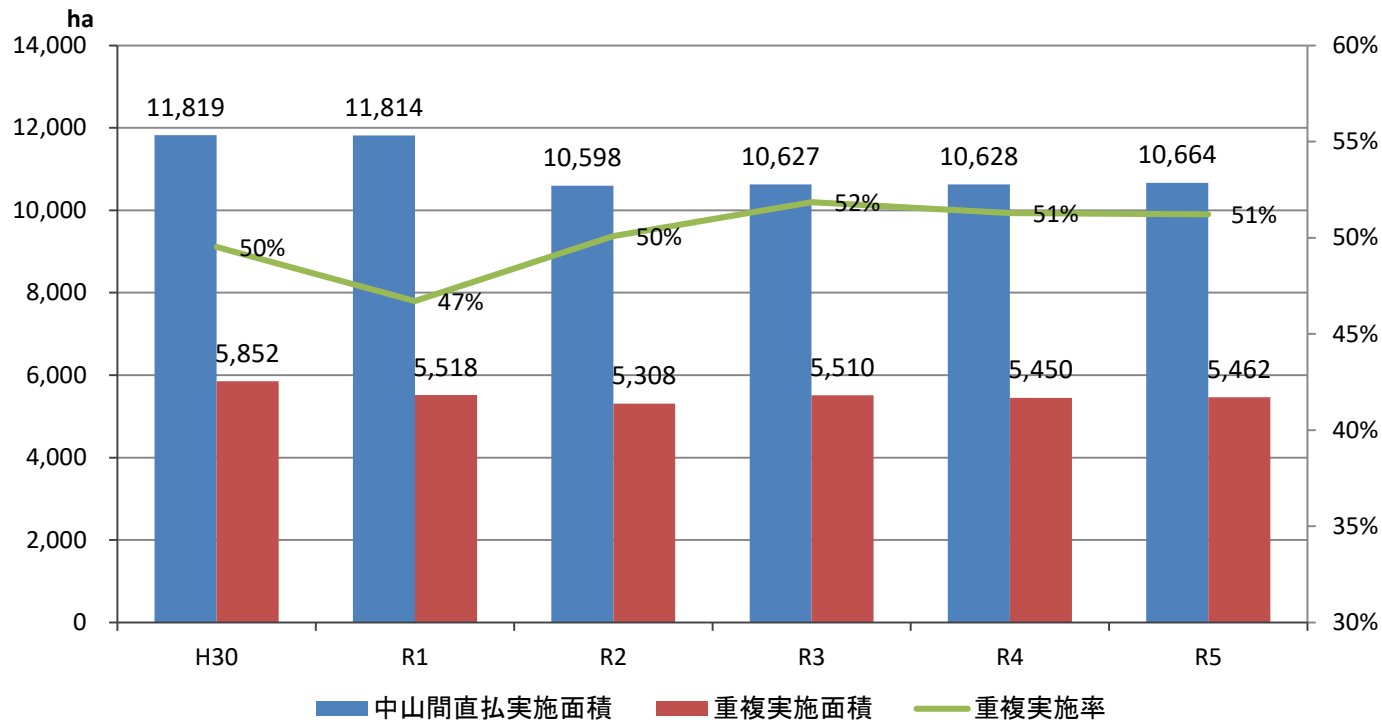


## 2 活動組織構成員の非農業者団体の内訳



- ・令和4年度の構成員のうち非農業者(非農業者+非農業者団体)の占める割合は、全体の約1割となっている。
- ・過去5年間に占める非農業者の割合は**増加傾向**にある。
- ・非農家団体の構成員の内訳は、48%が自治会組織であり、次いで土地改良区、学校・PTA、女性会、子供会となっている。
- ・近年は、**土地改良区、子供会の構成割合が増加傾向**にある。

### 3-(5) 中山間直接支払との重複状況



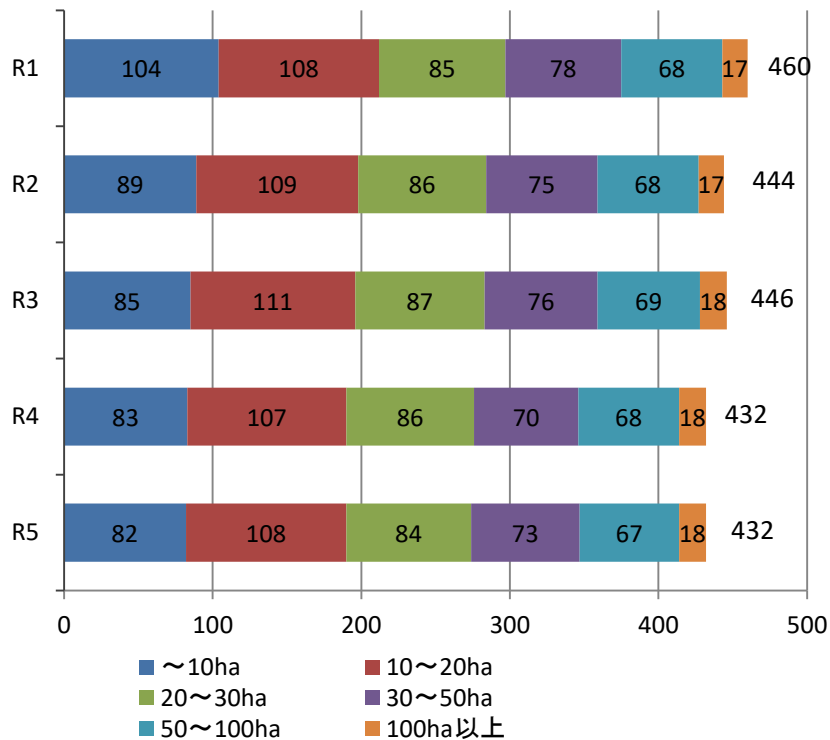
- ・中山間直払実施面積の**半数**で農地維持支払が実施されている。
- ・重複実施の面積を見ると、近年は新規の取組はあるものの活動を終了する組織もあることから**現状を維持**している状況であり、近年の重複実施率は50%前後で推移。

※中山間直払の対策移行年である令和2年度における重複実施率の上昇は、中山間直払の実施面積が減少したことによるもの。

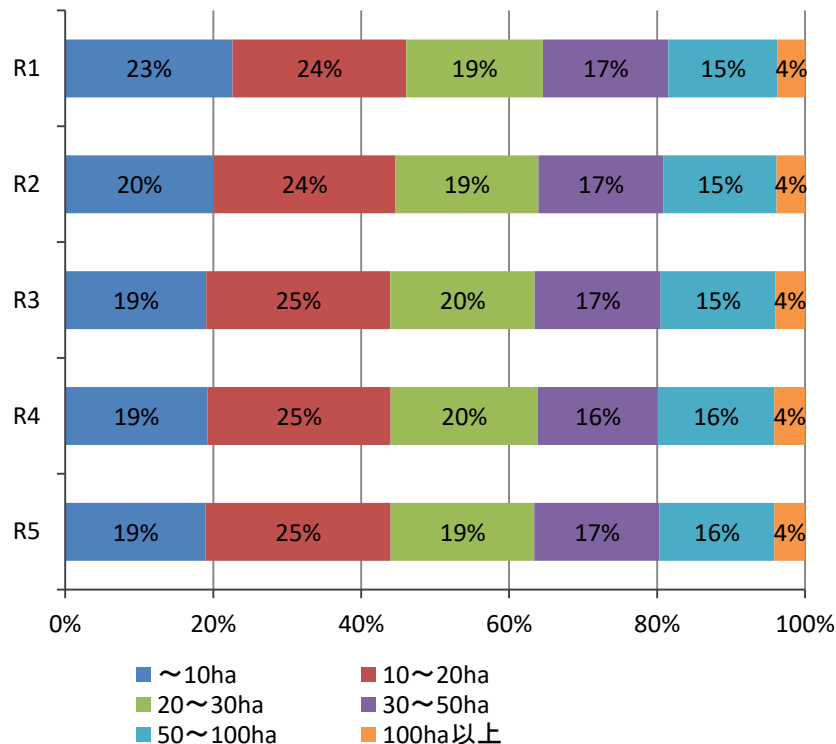


# 3-(6) 取組面積規模別組織数・割合

## 1 規模別取組組織数



## 2 規模別取組組織の割合



- ・面積規模別の組織の割合は、前年度と比較すると、20~30haの組織の割合が1%減少、30~50haの組織の割合が1%増加した。
- ・広域活動組織の目安である50ha以上の組織は85組織で全体の20%。

# 3-(7) 令和5年度多面的機能支払交付金交付見込一覧表

令和5年度 多面的機能支払交付金(農地維持支払・資源向上支払(共同活動・長寿命化)) 実施見込一覧表 (事業費ベース)

令和5年10月末現在

市 町 名	農地維持&資源向上(長寿命化除く)											資源向上支払(長寿命化)				多面的機能支払交付金合計 (千円)			
	農地維持支払					資源向上支払(共同活動)						資源向上支払(長寿命化)							
	対象組織数	対象農用地面積(a)				農地維持支払交付金 (千円)	対象組織数	対象農用地面積(a)				資源向上支払交付金 (共同活動) (千円)	対象組織数	対象農用地面積(a)				資源向上支払交付金 (長寿命化) (千円)	
		田	畑	草地	計			田	畑	草地	計			田	畑		草地		計
四国中央市	12	29,706	2,542		32,248	9,420	9	27,148	1,285		28,433	4,188	9	27,148	1,285		28,433	10,547	24,156
西条市	49	299,421	40,421		339,842	97,911	47	286,586	39,732		326,318	53,553	35	243,005	35,892		278,897	98,468	249,931
今治市	25	55,155	22,377		77,532	21,022	24	53,586	22,204		75,790	10,860	21	53,141	13,154		66,295	22,000	53,883
上島町	1	31	1,320		1,351	273	1	30	1,319		1,349	165							438
松山市	31	31,458	55,865		87,323	20,610	31	31,458	55,863		87,321	10,758	13	13,009	9,401		22,410	6,573	37,941
伊予市	20	56,423	23,547		79,970	21,636	19	56,150	23,049		79,199	11,489	14	52,028	17,293		69,321	22,778	55,903
東温市	22	89,640	3,602		93,242	27,612	18	70,326	2,601		72,927	11,034	12	51,005	2,207		53,212	19,374	58,020
松前町	16	56,235	2,335		58,570	17,338	16	56,235	2,335		58,570	10,279	16	56,235	2,335		58,570	20,492	48,108
砥部町	1	126	818		944	201	1	126	818		944	93							294
久万高原町	16	15,018	1,710		16,728	4,847	16	15,017	1,710		16,727	2,535	1	2,006	74		2,080	776	8,158
大洲市	13	10,786	11,841		22,627	5,604	4	1,148	5,140		6,288	713	2	4,957	1,688		6,645	2,177	8,494
内子町	16	17,189	32,066		49,255	11,570	16	17,188	32,064		49,252	6,137							17,707
八幡浜市	12		98,072		98,072	19,614	11		97,153		97,153	9,499							29,113
伊方町	13		38,527		38,527	7,705	12		37,148		37,148	3,508							11,214
西予市	92	151,221	78,921		230,142	61,151	71	136,677	74,773		211,450	29,768	38	104,525	18,075		122,600	42,879	133,797
宇和島市	46	74,476	81,484	943	156,903	38,663	13	72,289	5,598	943	78,830	15,258	3	54,174	5,293	943	60,410	21,552	75,474
松野町	14	16,737	1,849		18,586	5,391	3	6,272	849		7,121	1,199	6	5,151	1,544		6,695	2,226	8,816
鬼北町	20	35,285	4,248		39,533	11,435	20	35,285	4,246		39,531	5,925	12	26,510	1,657		28,167	10,369	27,730
愛南町	13	20,753	17,896		38,649	9,805	8	20,688	5,859		26,547	3,634	8	19,822	12,084		31,906	9,628	23,067
合 計	432	959,660	519,441	943	1,480,044	391,810	340	886,209	413,746	943	1,300,898	190,595	190	712,716	121,982	943	835,641	289,839	872,244

\*表示単位未満は四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

➤長寿命化の国予算割当増(要望の86%)の影響で、交付金合計額は、872,244千円となり、前年度から3,942千円の減少。

## 3-(8) 令和5年度取組方針に対する総括

### ① 多様な人材の確保

- ・活動組織における非農業者の割合は、R4と比較して186人(団体)増加。

### ② 既存組織の活動継続の支援

- ・令和4年度に活動終期を迎えた9組織のうち、7組織が活動を継続(継続率78%)したが、2組織は高齢化や役員のみ手不足を理由に活動を断念。
- ・新規取組組織: 1組織 (宇和島市) 活動再開組織: 1組織 (伊方町)

### ③ 畑(樹園地)地帯における実施率の向上

- ・中山間直払に取り組む伊方町の1組織が多面の活動を再開したが、活動を断念する組織もあることから、中山間直払実施面積との重複実施率は50%前後で推移。

※畑における実施面積向上のためには、中山間直払集落が多面的機能支払に取り組むことが効果的であるが、中山間直払における畑の交付単価が3,500円/10a(緩傾斜)、11,500円/10a(急傾斜)であるのに対し、多面的機能支払は2,000円/10aと安く、事務量に対して単価が釣り合わないため取り組まないとの声が多い。

### ④ 取り組みやすい制度への改善

- ・担当者会議や抽出検査等、機会あるごとに国へ制度改善について要望。
- ・活動記録の備考欄に記載を求めていた詳細な活動内容について、記載する内容を省略。
- ・メニューや加算要件の細分化などにより取り組みにくい制度になってきていることについて認識されているが、具体的な制度改善には至っていない。

## 4-(1) 令和6年度の取組方針について(課題)

### ① 活動参加者の固定化

- ・過疎化や高齢化により、多くの組織で活動自体が困難になりつつある。
- ・非農家の参画が重要であるが、微増にとどまっている。

### ② 既存組織の活動継続の困難化と新規取組への高いハードル

- ・役員のなり手不足や5年という活動期間をネックに、次期活動を断念する組織がある。
- ・現時点で、すでに令和6年度からの活動を断念する意向を示している組織が181組織中13組織(245ha)ある。
- ・事務を委託したくても委託先が見つからない
- ・メニューが複雑であることに加え、役員になれる人材はすでに他事業等の役員も担っており、事務負担が増大する新規取組はハードルが高い。

### ③ 畑(樹園地)地帯における低い実施率

- ・田に比べて畑(樹園地)のカバー率が低い

### ④ 事例の情報発信

- ・事例を探そうと思ったときに、成功までの詳細なプロセスが汎用化された資料が少ない。

### ⑤ 難解な制度

- ・活動メニューや加算措置の要件が細分化され、難解なものになっている。

# 4-(2) 令和6年度の取組方針について(対応)

## ① 多様な人材の確保と体制整備

- ・就農希望者や移住者等の新たな担い手、不在地主や地域内にルーツを持つ者など、地域外からの呼び込みについて実情に応じた取組みを促進。
- ・組織の活性化や多様な活動展開を図るため、女性や幅広い世代の参画を促し、役員への登用を推進。
- ・農業・農村の持つ多面的機能の重要性を広く啓発し、非農家、活動に賛同する企業や学生団体など、**農業者以外の参画と協働の深化**を促進。

【具体的内容:市町と連携した人材の受入体制整備、女性組織等への参画の啓発、資質向上研修会開催、HPやイベントを通じた広報、アドバイザー等外部人材の活用の検討など】

## ② 既存組織の活動継続に向けた支援と組織体制の見直しの推進

- ・令和5年度末に活動終期を迎える予定であった組織のうち13組織が活動を断念する意向を示しており、**これらの組織について重点的にヒアリング**等を行ったうえで、**必要なアドバイス・情報提供**を行う。
- ・令和6年度に活動終期を迎える組織(193組織、農地維持対象農用地面積4,346ha)について、令和7年度からの**合併を視野に入れた活動の継続を推進**
- ・**新たな事務委託先の開拓、土地改良区の合併にあわせた新規取組**等を推進。

【具体的内容:組織の継続意向調査及び相談会の開催、広域化や事務委託など組織運営体制の見直し提案、優良事例の紹介など】

## ③ 畑(樹園地)地帯における実施率の向上

- ・**中山間直接支払実施協定のうち多面的機能支払未実施地区における新規取組を支援。**

【具体的内容:中山間地域等直接支払との併用PRするリーフレット配布、柑橘地帯における具体的活用方法を提案する説明会開催など】

## ④ 事例の情報発信

- ・国や県が作成している事例について、**活動組織まで広く浸透するよう**広報活動を実施するとともに、**成功のプロセスを汎用化した事例づくり**に努める。

【具体的内容:URLだけをお知らせするのではなく、必要に応じて紙ベースの配布を行う、事務説明会、組織のニーズに応じた事例の紹介・一般的な問題解決方法の紹介など】

## ⑤ 取り組みやすい制度への改善

- ・誰にでも分かりやすい**シンプルな制度体系への見直し**の検討。

【具体的内容:細分化されたメニューや複雑な単価の再編など】

# (参考1) 令和6年度における国の予算措置状況(政府予算案)

## 70-1 日本型直接支払のうち

### 多面的機能支払交付金

【令和6年度予算概算決定額 48,589 (48,652) 百万円】

※括弧書きは令和5年度予算額。以下同じ。

#### <対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

#### <事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

#### <事業の内容>

#### 1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

##### ① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

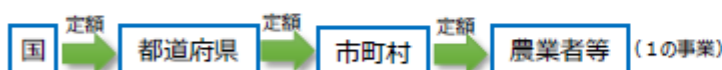
##### ② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

#### 2. 多面的機能支払推進交付金 1,539 (1,602) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による多面的機能支払交付金の推進を支援します。

#### <事業の流れ>



#### <事業イメージ>

##### 農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等  
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

##### 資源向上支払

・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等  
・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路の穴割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び⑤は農業者のみで構成する組織でも取組可能）  
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

#### 【交付単価】

(円/10a)

	都道府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	④農地維持支払	⑤資源向上支払 (共同) ※1	⑥資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

【5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用】

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

#### 【加算措置】

(円/10a)

多面的機能の更なる増進	項目	都道府県		北海道	
		田	畑	田	畑
多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400		320	
	畑	240		80	
	草地	40		20	
水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進	資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田		400	320

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-21

# 中山間地域等直接支払交付金の取組実績と 今後の取組方針について

令和6年 2月

愛媛県農林水産部農業振興局農地整備課

# 1. 中山間地域等直接支払制度の概要 ① 交付要件、交付単価等

農業生産条件の不利な中山間地域等において、**集落等を単位に、農用地を維持・管理**していくための取り決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、**面積に応じて一定額**を交付。

**5年間を1対策期**として事業を実施し、令和5年度は**第5期対策の4年目**となる。

## 交付要件

### 【対象地域】

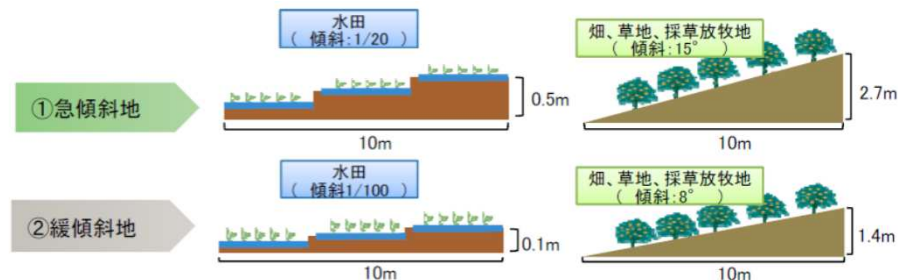
- ①通常地域：特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法の指定地域、棚田振興法の指定棚田地域
- ②県特認地域：知事が指定する地域（農林統計上の中山間地域など）

### 【対象者】

協定に基づき、**5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等**

### 【主な対象農用地】

- ①急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地：15°以上）
- ②緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地：8°以上15°未満）



### 【交付金の使途】

交付金は協定参加者の話し合いにより、**地域の実情に応じた幅広い使途に活用**

## 交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜	21,000
	緩傾斜	8,000
畑	急傾斜	11,500
	緩傾斜	3,500
採草・放牧地	急傾斜	1,000
	緩傾斜	300

## 協定の作成と活動の流れ

### ①協定の作成

↓  
集落の状況、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落マスタープラン、活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定書を作成

### ②協定の提出

↓  
作成した協定書（事業計画に添付）を市町に提出し、市町が認定

### ③活動の実施

↓  
協定に基づき、活動を実施

### ④実施状況の確認

↓  
市町が活動の実施状況を確認



# 1. 中山間地域等直接支払制度の概要 ② 愛媛県特認地域

## 1 対象地域

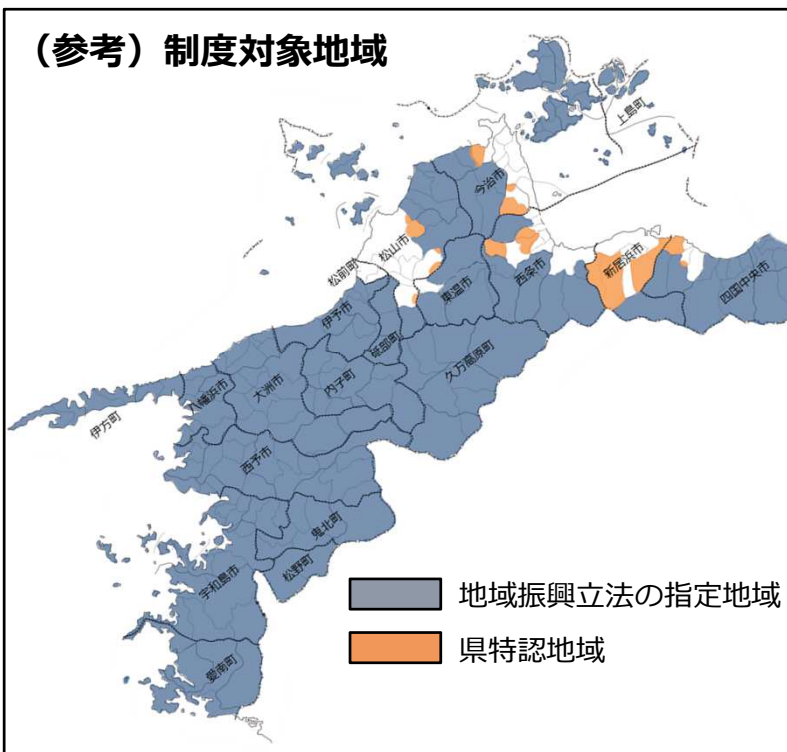
【平成12年7月27日制定 / 平成14年4月23日改定（（1）はH12～、（2）はH14～）】

- (1) 農林統計上の中山間地域（旧市町村単位）
- (2) 地域振興立法8法の指定地域に隣接する旧市町村※にあって、次のア～オの要件のうち、3つ以上の要件を満たす地域（旧市町村※、大字又はセンサス集落）。ただし、D I D（人口集中地区）を除く。  
※旧市町村とは、昭和25年2月1日現在での市町村をいう。
  - ア 農林業従事者割合が10%以上
  - イ 農林地率が75%以上
  - ウ 農業従事者の高齢化率が39.3%以上
  - エ 耕作放棄率が9.4%以上
  - オ 耕地面積に占める急傾斜農用地（田1/20以上、畑等15度以上）の割合が50%以上

## 2 対象農用地

急傾斜農用地（田1/20以上、畑等15度以上） (R4.3)

市町名	(1) 農林統計上の中山間地域	(2) 8法指定地域隣接
松山市		
松山市	伊台村	伊台村、小屋峠、東大栗、権現、福角、（大尺寺、東組）
今治市		
朝倉村	上朝倉村	（古谷）
大西町	（小西村）	（小西村）
菊間町		
新居浜市	（多喜浜村、船木村、大生院村、中萩町）	
西条市		
東予市		吉岡村
丹原町	徳田村	大字川根
四国中央市		
土居町	（天満村）	大字小林



※（ ）は協定未締結地区

※5期対策では松山市伊台村と今治市小西村は対象地域要件（1）・（2）の両方に該当

※菊間町、亀岡村は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第十九号）により令和3年度から通常地域に移行

# 1. 中山間地域等直接支払制度の概要 ③協定に定める活動内容

協定には、適正な農業生産活動に加え、**多面的機能の増進**につながる活動を**必須**の事項として記載。  
**農業生産活動等の体制整備**のための、より前向きな活動を協定に位置付けた場合には、**交付単価の10割**を交付。

## ① 農業生産活動等を継続するための活動

**基礎単価**（単価の8割を交付）

### ▶ 農業生産活動等（必須）

例：耕作放棄の発生防止活動、  
水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）

### ▶ 多面的機能を増進する活動（選択的必須）

例：周辺林地の管理、景観植物の作付、体験農園、  
魚類等の保護



【防護柵の設置】



【農道の草刈】



【景観植物の作付け】

## ② 体制整備のための前向きな活動

**体制整備単価**（①+②の活動により**単価の10割**を交付）

### ▶ ①の活動に加え、**集落戦略を作成**

▶ **中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要。**



【地図を使った話し合い】



【作成に向けた打合せ】

## 集落戦略

- **集落戦略**とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について**協定参加者で話し合い**を行いながら作成する**集落全体の指針**。
- 中間年（令和4年度）までを目途に作成し、必要に応じて市町が指導しつつ、**協定期間中（令和6年度まで）に作成を了する**必要がある。

### 集落戦略の項目

1. 協定農用地の将来像
2. 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
3. 集落の現状を踏まえた対策の方向性
4. 具体的な対策に向けた検討
5. 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
6. 農業生産活動等の継続のための支援体制

※ 作成しやすいよう、「○」を記入する形式を基本とし、事務負担の軽減を図る

### 集落戦略の作成と活用のイメージ

#### 1 協定参加者で話し合い

農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合い

※地図には、

- ① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
  - ② 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
  - ③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
  - ④ その他協定農用地を保全していくために必要な事項
- などを書き込みながら、協定参加者で話し合ってもらおう

#### 2 集落戦略の作成、市町へ提出

協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、集落戦略に記入し、将来的に維持すべき農用地を明確化

#### 3 集落戦略を元に更なるステップアップ

集落戦略の作成を通じて明確になった農業生産活動等の継続のための取組を、加算措置等を利用し実現

# 1. 中山間地域等直接支払制度の概要 ④加算措置

本交付金の対象となる基礎的な活動に加え、**地域農業の維持・発展**に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に**所定額が加算**される。

## ① 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、**棚田地域の振興を図る**取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地  
※ 超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複は不可。



(活動事例)  
棚田オーナー制度による棚田地域振興活動

単 価：10,000円/10a (急傾斜地 田：1/20以上、畑：15度以上)  
14,000円/10a (超急傾斜地 田：1/10以上、畑：20度以上)

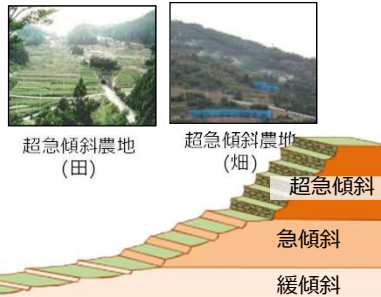
## ② 超急傾斜農地保全管理加算

**超急傾斜農地の保全等**の取組を行う場合に加算

対象協定：集落協定、個別協定

対象農地：田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地

単 価：6,000円/10a (田、畑)



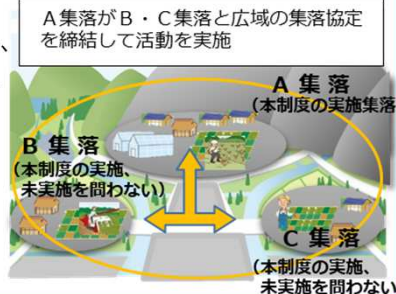
## ③ 集落協定広域化加算

**他の集落内**の対象農用地を含めて**協定を締結し、主導的な役割を担う人材を確保**した上で、取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000円/10a (地目にかかわらず)



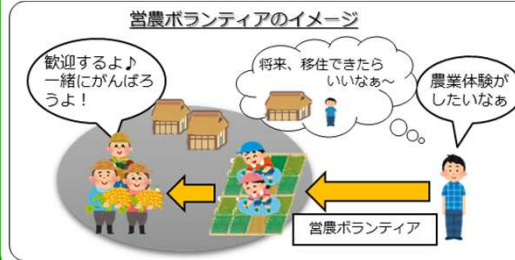
## ④ 集落機能強化加算

新たな**人材の確保**や**集落機能**（営農に関するもの以外）を**強化**する取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000円/10a  
(地目にかかわらず)



[対象活動の例]

- インターンシップ、営農ボランティア、農福連携
- コミュニティサロンの開設
- 地域自治機能強化活動（高齢者の見回り、送迎、買物支援等）
- 鳥獣対策に必要な外部人材確保など

## ⑤ 生産性向上加算

**生産性向上を図る**取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000円/10a  
(地目にかかわらず)

[対象活動の例]

- 農産物のブランド化、加工、販売
- 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
- 機械、農作業の共同化
- スマート捕獲を活用した鳥獣被害防止対策
- 農作業の省力化 など  
(作業の効率化や軽労働化)



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入

## 2. 令和5年度の取組方針と対応状況

### 【取組方針】

#### ○体制整備のための前向きな活動の推進

高齢化・人口減少に対応するため、農業生産活動が継続する体制づくり

**体制整備単価（10割単価）協定の要件＝集落戦略の作成**  
⇒ **集落戦略の確実な作成に向けて推進を図る**

#### 【具体策】

**集落戦略作成の推進に当たっての課題や工夫等を共有し、最終年度までの作成に向けた適切な支援を行う。**

#### ○超急傾斜農地保全管理加算ほか加算措置の推進

超急傾斜加算は、急峻な樹園地が多い本県の実情に沿った取組みとして、そのほかの加算は、地域の実情に沿った取組みとして、引き続き、拡大を推進する。

#### 【具体策】

**中間年の取組事例の紹介や加算のPRを行い、集落課題の対策への有効な活用を推進する。**



耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保、集落の活性化を図る

### 【対応状況】

▶ 制度の改正点や適正な運用についての資料を作成し、集落協定への周知や指導を市町へ依頼した（5月）。

#### 【集落戦略に関する改正内容】

集落戦略未作成の協定については、**集落協定が地域計画の協議の場に参加して地域の関係者と協議し、市町が当該集落協定に係る全ての協定農用地を含む地域計画を定めた場合、集落戦略の作成として取り扱うことが可能**

▶ **集落説明会（八幡浜市：5月）**において、集落戦略の作成方法や留意点について記載したリーフレットを配布し、集落戦略の作成を推進した。

▶ **県・市町担当者との情報交換会（7～8月）**や**市町への個別訪問（10～1月）**を実施し、集落戦略の作成状況や今後の対応等についてヒアリングを行い、作成に向けた支援を行った。

▶ 中間年評価で収集した各市町の取組事例をとりまとめ、**取組事例集を作成し、各市町へデータの送付や県のホームページへの公表（8月）**を行った。

# 2. 令和5年度の取組方針と対応状況（配布資料の一部）

## 【集落戦略の作成に関する資料】

### 集落戦略の作成について

**1 集落戦略とは**

協定内で農業や集落の維持を図るために、地域の将来や農地をどのように引き継いでいくかについて、協定参加者で話し合い作成するもの。

●集落戦略の作成に当たっての留意点

- 1) 集落戦略は、**中間年（R4年度）を目途に作成**し、市町が指導しつつ、協定期間中（**R6年度まで**）に**作成を了**する必要がある。
- 2) 地図を活用した話し合いは令和2年度から**毎年度実施**する。
- 3) 期間中に**作成できなかった場合**や**話し合いが行われなかった場合**は、全ての協定農用地に対する交付金の**体制整備単価分（2割分）を協定認定年度に選んで返還**。
- 4) 体制整備単価の受給を要件としている加算措置（超急傾斜農地保全管理加算以外の加算）に取り組んでいる場合は、**加算の交付金額**についても**返還**となる。
- 5) 集落戦略の話し合いを行った場合は、**議事録を作成し、保管**をお願いします。

**2 集落戦略の作成状況**

実施状況報告より抜粋

	I 集落戦略の作成状況			II 集落戦略作成に向けた活動状況							
	協定数	体制整備単価協定数	策定済み協定数	集落戦略の策定		年齢階層別、後継者の状況が把握できる地図の作成		農地保全活動等を実施する範囲等を記載した地図の作成		話し合いの開催	
				策定率	全国策定割合	作成済み協定数	作成率	作成済み協定数	作成率	実施協定数	実施率
令和2年度	782	425	0	0%	7%	58	13.6%	0	0%	112	26.4%
令和3年度	783	438	18	4.1%	16%	185	42.2%	103	23.5%	295	67.4%
令和4年度	785	441	233	52.8%	—	266	60.3%	239	54.2%	439	99.5%

**3 具体的な活動内容**

以下の(1)～(4)の取組をR6年度までに必ず実施する。

(1) 農用地一筆ごとの将来像及び集落全体の将来像について該当する項目を選択して記載する。

①農用地一筆ごとの将来像

②集落全体の将来像

(2) 農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を作成する。  
(1)の農用地一筆ごとの将来像の結果を反映する

(3) (2)で作成する地図において、以下の①～④に関する事項を記載し、活動を実践する。

【地図への記載事項】

- ①農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
- ②既廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
- ③農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
- ④その他協定農用地を保全していくために必要な事項

※①～④のうち必ず1つは選択して実施すること  
※記載した事項は、R6年度までに実践すること  
※多面的機能支分で実施する内容でもOK  
(多面的機能支分で実施した記録の保存が必要)

(4) (2)及び(3)で作成した地図を活用した話し合いを実施する。  
策定済みの協定においても変更事項がないか、毎年度話し合いを行うようお願いします。

## 【取組事例集】

### 加算措置

#### 加算措置を活用した農産物の加工販売と地域農業の担い手確保に向けた取組

協定の概要（R4現在）	たかのじ 高野地集落協定	八幡浜市
協定面積：70.2ha	田（0%） 畑（100%）	交付金額：1,210万円
田（0%） 畑（100%）	柑橘類、キウイフルーツ、柿、梨、ブドウ	個人配分 共同取組活動
協定参加者 農業者39人	50%	50%
加算措置の取組	超急傾斜農地保全管理加算	開始：平成12年度

**取組区  
経状  
概況**

高野地集落は、標高200m～400mの高地に位置し、西方に宇和海を臨む集落である。農業従事者の割合も60歳代が最も多く、農業従事者の高齢化や後継者の不足が懸念事項に挙げられる。  
そこで、新規就農者の確保を図るために、高野地雇用促進協議会が主体となり活力と魅力ある地域づくりを目指した取組を行うこととした。

**取組  
内容**

【高野地雇用促進協議会】  
旧長谷小学校を借り受け、短期アルバイトの受け入れ施設「シェアハウス長谷」で、アルバイトの受け入れ・施設の管理を行っている。  
また、女性が快適に生活するために、女性専用の更衣室や休憩所を確保している。

【高野地フルーツ倶楽部】  
果樹を活用し、ジャムやマーメイド加工を中心とした6次産業化に取り組んでいる。  
若い世代の農家女性のアイデアや意見を取り入れ、農家女性の活躍の場、所得向上、雇用拡大などを目指している。

**取組  
成果**

- アルバイトの受け入れ  
男性13人、女性3人(2020年度実績)
- 宿泊所の整備  
女性専用休憩室及び更衣室、洗濯物干場の確保と改修
- 販売活動  
「たかのジャム」としてブランディングを行い、宅配事業者と連携し販売活動をおこなった。八幡浜市で開催されている「ダルメイン&フェスティバル日本大会」で3大会連続金賞を受賞するなど、既存商品のマーメイドにも注目が集まり3000個の売上(R3.8月以降の売上)となった。

**課  
題・  
展  
望**

- 地域農業や一次産業を担っていく若い女性たちを確保・育成。
- 農業所得向上や雇用の拡大を目指す。
- 女性が活躍できる場づくりのさらなる発展を目指す。



集落の風景



マーメイド加工の様子

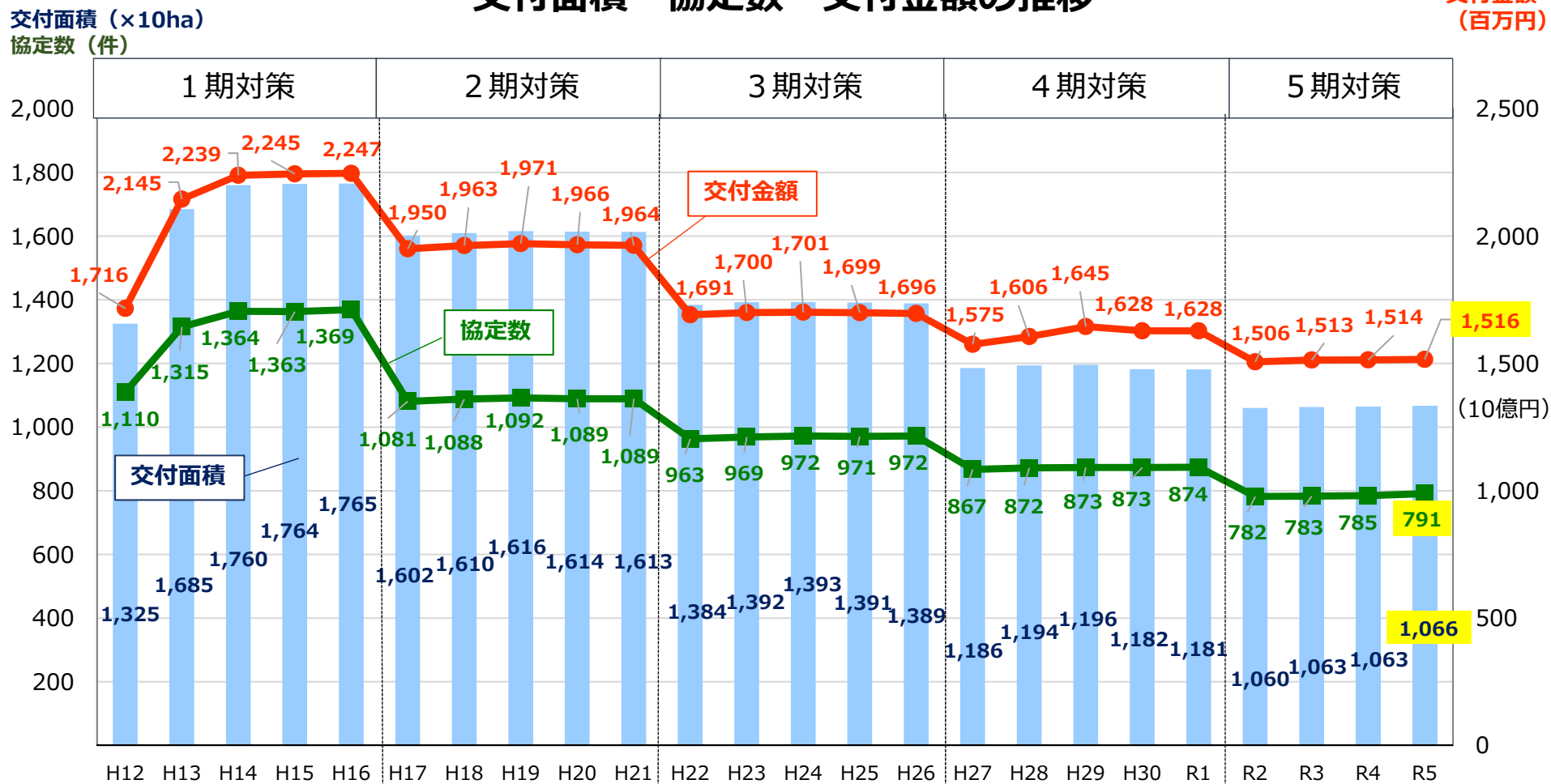


金賞受賞のマーメイド

### 3. 本県における取組の推移（1期～5期対策）

- ・ 協定数、交付面積、交付金額の全てにおいて、第1期対策の最終年度（H16）をピークに減少傾向となっている。
- ・ 第5期対策の4年目となるR5年度は、協定数が791協定、交付面積が10,664ha、交付金額が1,516百万円となっている。

#### 交付面積・協定数・交付金額の推移



## 4. 令和5年度の実施状況 ①事業実施市町

- 令和5年度は、**17市町**（新居浜市、上島町及び松前町を除く）へ交付金を交付

### ○事業実施市町

制度対象市町	促進計画※ (2号事業) 策定市町	交付市町 (17市町)	四国中央市 西条市 今治市 松山市 伊予市 東温市 砥部町 久万高原町 大洲市 内子町 八幡浜市 伊方町 西予市 宇和島市 松野町 鬼北町 愛南町
		不交付市町	上島町 (R2~)
	促進計画※ (2号事業) 未策定市町		新居浜市
制度対象外市町			松前町

※促進計画とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第6条に定められた農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画であって、法第3条第3項第2号の事業にかかるもの。

### ○交付市町数

	第4期	第5期				前年度比
	R1	R2	R3	R4	<b>R5</b>	
制度対象市町数①	19	19	19	19	<b>19</b>	±0
交付市町数②	18	17	17	17	<b>17</b>	±0
交付市町率②/①	95%	89%	89%	89%	<b>89%</b>	-

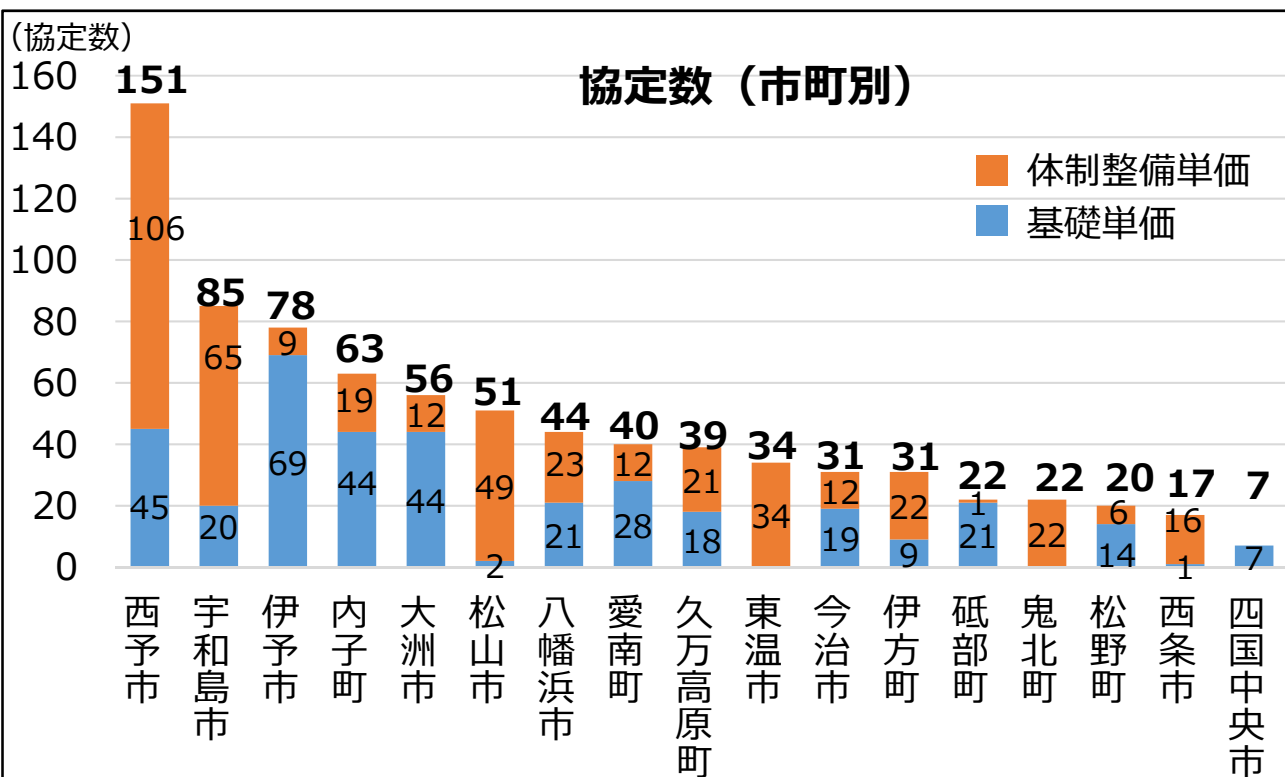
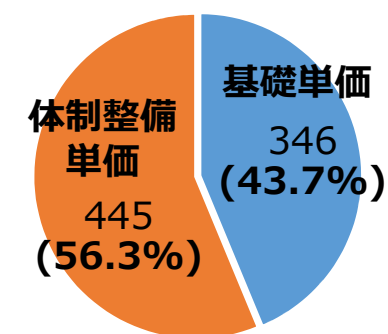
## 4. 令和5年度の実施状況 ②協定数

- ・協定数は**791協定**（全て集落協定）で、令和4年度から**6協定増加**
- ・**基礎単価**協定は**346協定**（44%）、**体制整備単価**協定は**445協定**（56%）

### ○協定の締結状況

年度	計	集落協定	
		基礎単価	体制整備単価
<b>R5</b>	<b>791</b>	<b>346</b>	<b>445</b>
R4	785	344	441
前年度比	<b>+6(+0.8%)</b>	<b>+2(+0.6%)</b>	<b>+4(+0.9%)</b>

### ○協定数（単価別）



#### 【備考】

- 今治市  
新規**1協定**（体制整備単価）
- 松山市  
新規**1協定**（体制整備単価）
- 伊予市  
新規**1協定**（基礎単価）
- 久万高原町  
新規**1協定**（体制整備単価）
- 内子町  
**1協定**：基礎から体制整備に移行  
新規**2協定**（基礎単価）



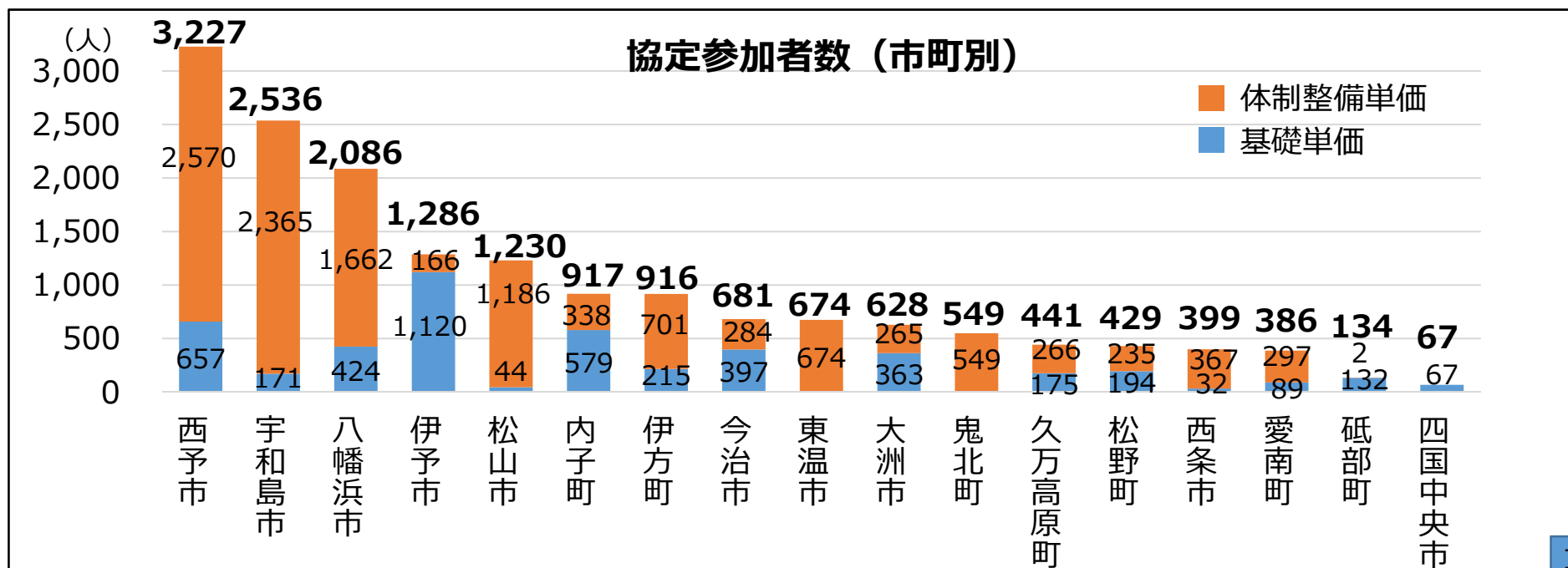
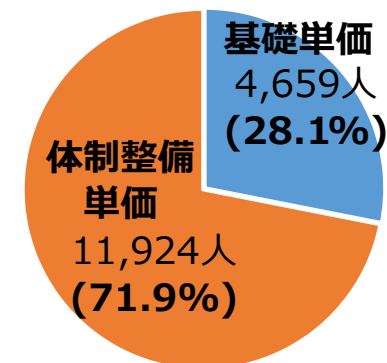
## 4. 令和5年度の実施状況 ③協定参加者数

- ・ 協定参加者数は16,583人で、令和4年度から23人増加
- ・ 基礎単価協定は4,659人（28%）、体制整備単価協定は11,924人（72%）

○協定参加者数

年度	集落協定		
	計	基礎単価	体制整備単価
R5	16,583人	4,659人	11,924人
R4	16,560人	4,672人	11,888人
前年度比	+23人 (+0.1%)	▲13人 (▲0.3%)	+36人 (+0.3%)

○協定参加者数（単価別）



## 4. 令和5年度の実施状況 ④-1 交付面積

- ・ 交付面積は10,664 haで、令和4年度から36 ha増加
- ・ 対象地域別では、通常地域が10,499 ha、特認地域が165 ha
- ・ 地目別では、田が2,972 ha、畑が7,684 ha、採草放牧地が9 ha
- ・ 交付基準別では、急傾斜が9,644 ha、緩傾斜が1,020 ha

### ○地目・交付基準別交付面積（R5年度見込み）

	通常地域				特認地域			計
	計	田	畑	採草放牧地	計	田	畑	
急傾斜	9,480 ha (▲21ha)	2,507 ha (+4ha)	6,965 ha (▲25ha)	8 ha (±0)	164 ha (▲1ha)	106 ha (▲1ha)	57 ha (±0)	9,644ha (▲22ha)
緩傾斜	1,018 ha (+56ha)	356 ha (+44ha)	661 ha (+13ha)	0.6ha (±0)	1.7 ha (+2ha)	1.5 ha (+1.5ha)	0.2 ha (+0.2ha)	1,020 ha (+58ha)
<b>県全体</b>	<b>10,499 ha</b> (+35ha)	<b>2,863 ha</b> (+48ha)	<b>7,626 ha</b> (▲12ha)	<b>9 ha</b> (±0)	<b>165 ha</b> (+1ha)	<b>108 ha</b> (+1ha)	<b>57 ha</b> (±0)	<b>10,664 ha</b> (+36ha)

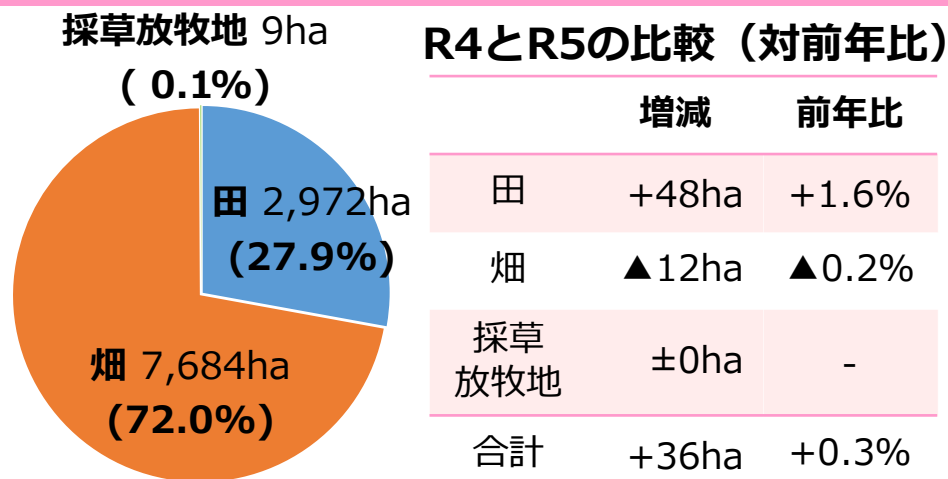
※カッコ内は前年度からの増減 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

### ○交付面積規模別協定数（R5年度見込み）

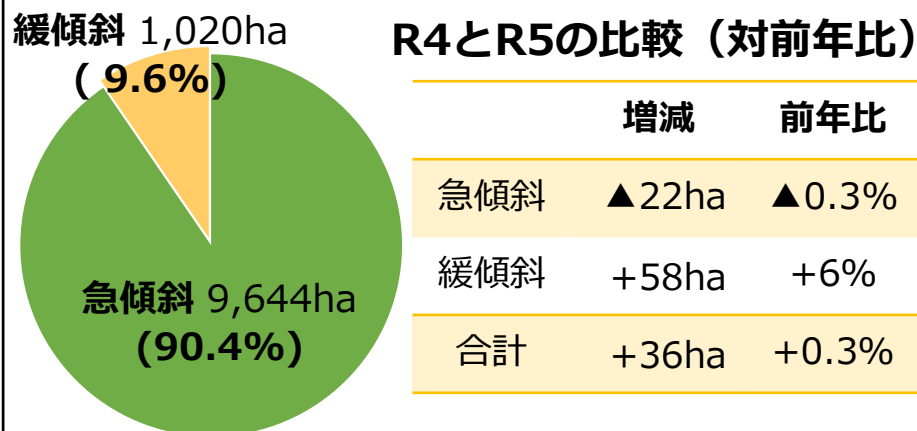
計	5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上 100ha未満	100ha以上 400ha未満
<b>791</b> (総数に占める割合)	<b>276</b> (35%)	<b>214</b> (27%)	<b>110</b> (14%)	<b>57</b> (7%)	<b>59</b> (7%)	<b>46</b> (6%)	<b>20</b> (3%)	<b>9</b> (1%)

## 4. 令和5年度の実施状況 ④-2 交付面積（地目、傾斜、市町別）

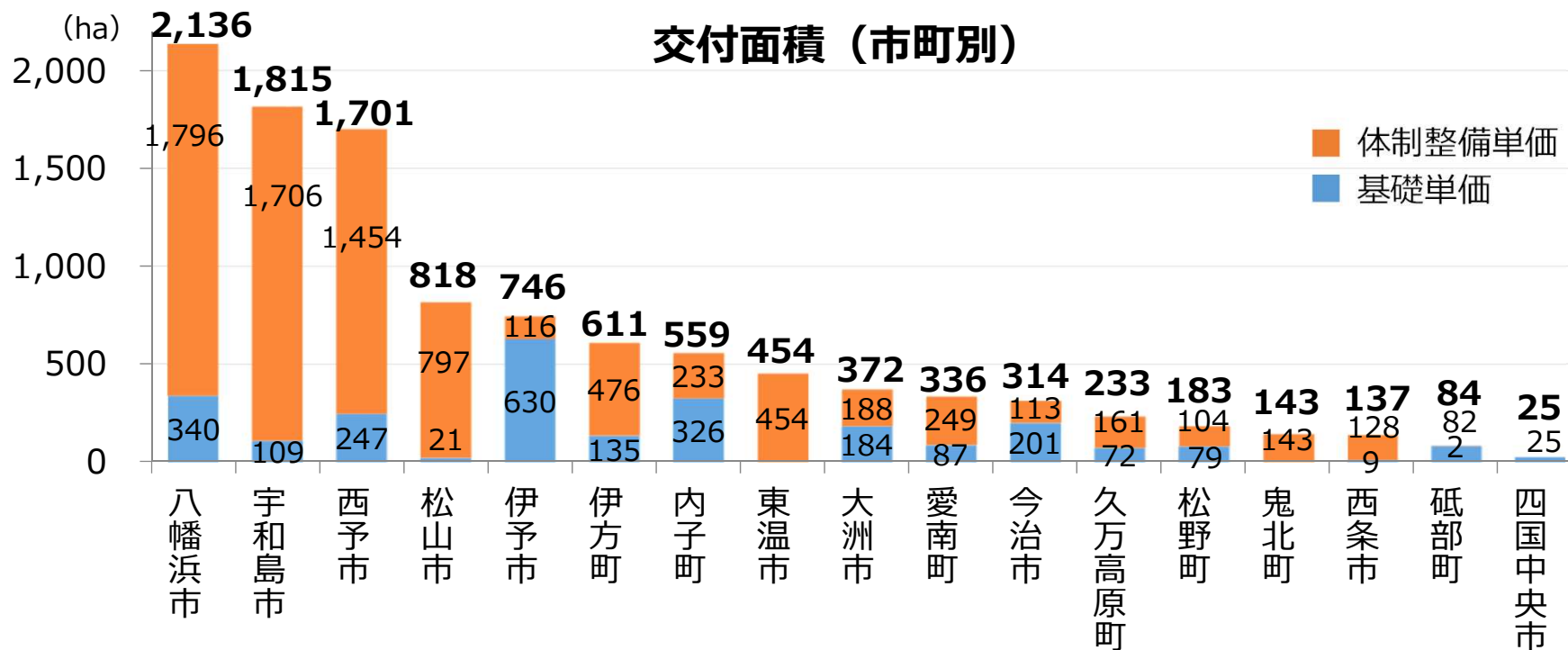
### ①地目別交付面積



### ②傾斜別交付面積



### 交付面積（市町別）



## 4. 令和5年度の実施状況 ⑤ 交付金額

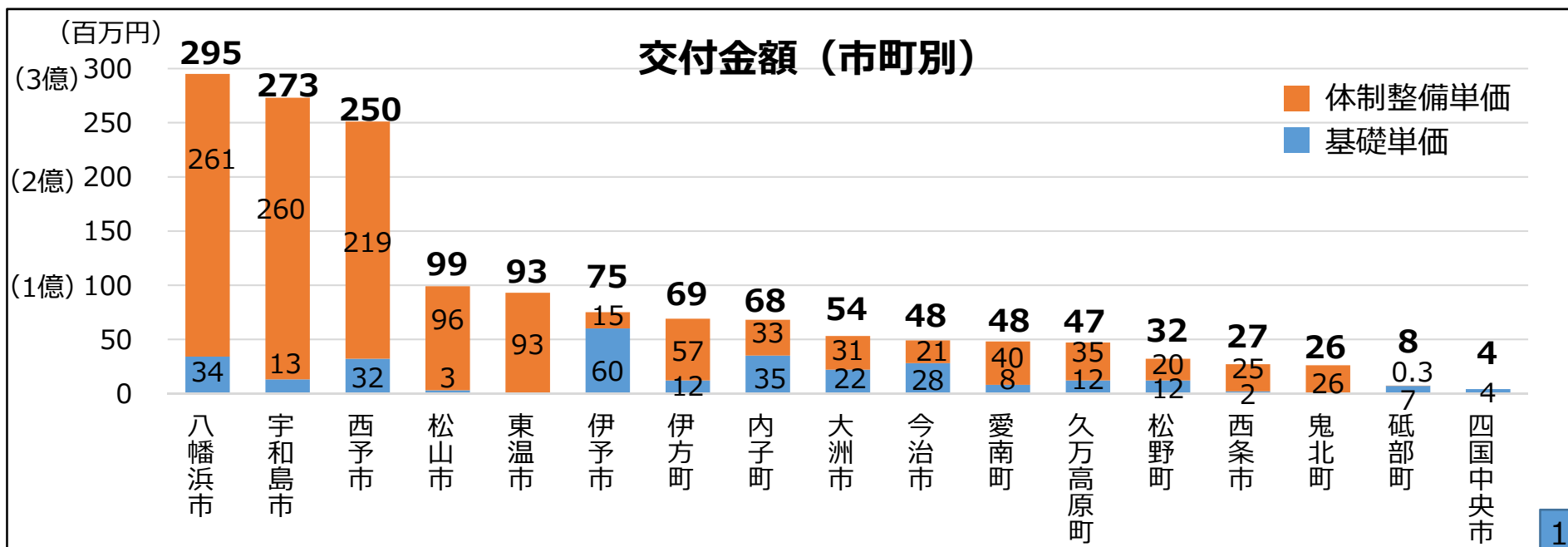
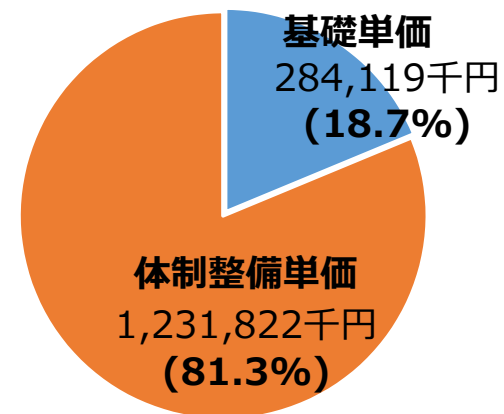
- ・ 交付金額は1,515,940千円で、令和4年度から1,849千円増額
- ・ 基礎単価協定は284,119千円(19%)、体制整備単価協定は1,231,822千円(81%)

### ○協定への交付金額

(単位：千円)

年度	集落協定		
	交付金額	基礎単価	体制整備単価
R5	<b>1,515,940</b>	<b>284,119</b>	<b>1,231,822</b>
R4	1,514,091	286,146	1,227,945
前年度比	<b>+1,849</b> (+0.1%)	<b>▲2,027</b> (▲0.8%)	<b>+3,876</b> (+0.3%)

### ○交付金額（単価別）



## 4. 令和5年度の実施状況 ⑥-1 加算措置の取組

- ・加算措置については、棚田地域振興活動加算が31ha（うち超急傾斜が5ha）、超急傾斜農地保全管理加算が2,725ha、集落機能強化加算が372ha、生産性向上加算が258haとなっている。

### ○加算措置の取組状況

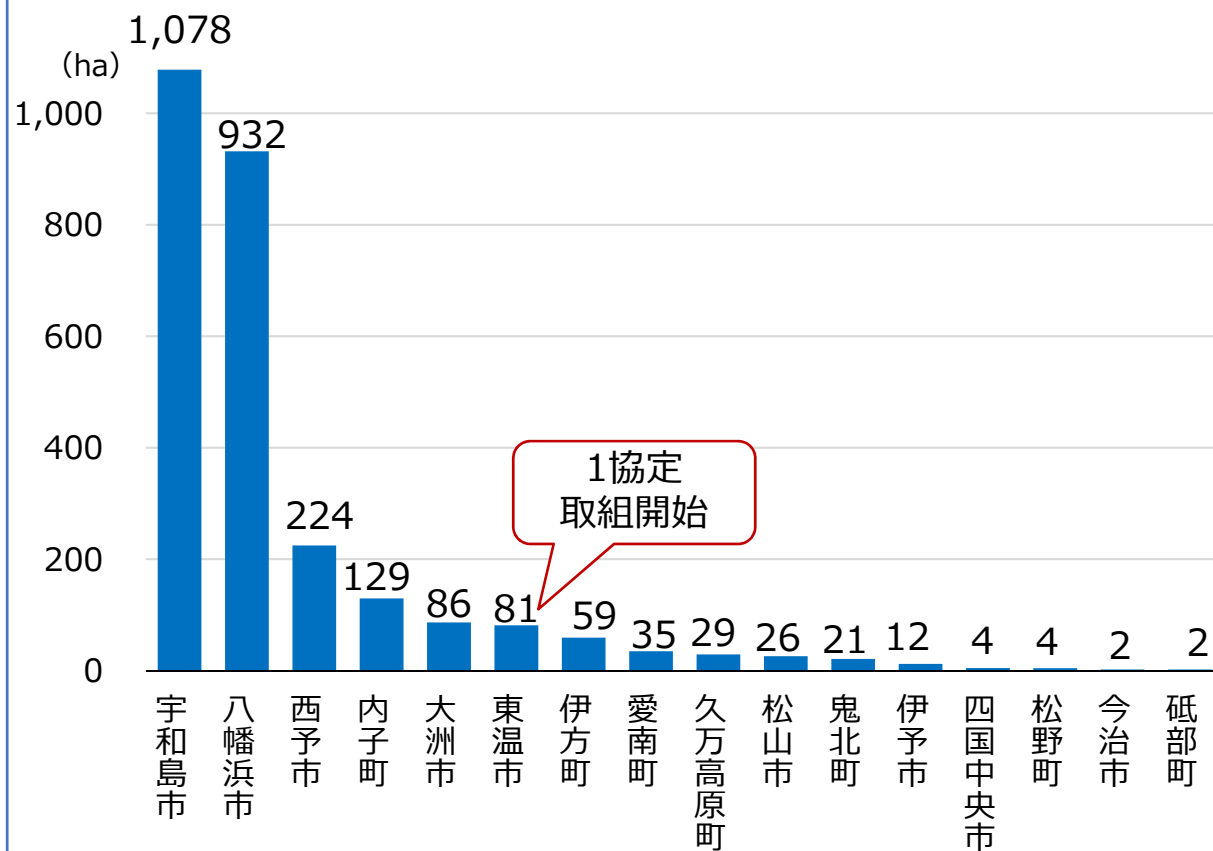
	取組市町	取組 協定数	取組面積 (ha)	交付額 (千円)
棚田地域振興活動加算	<b>2</b> (松山市、東温市)	<b>2</b>	<b>31</b> (+0.1)	<b>3,305</b> (+15)
うち超急傾斜	<b>1</b> (東温市)	<b>1</b>	<b>5</b>	<b>731</b>
超急傾斜農地保全管理加算	<b>16</b> (西条市以外)	<b>177</b> (+1)	<b>2,725</b> (▲14)	<b>163,240</b> (▲82)
集落協定広域化加算	-	-	-	-
集落機能強化加算	<b>2</b> (八幡浜市、西予市)	<b>3</b> (+1)	<b>372</b> (+16)	<b>3,405</b> (+479)
生産性向上加算	<b>5</b> (今治市、松山市、東温市、 内子町、西予市)	<b>11</b>	<b>258</b> (+1)	<b>5,707</b> (+27)

※カッコ内は前年度からの増減

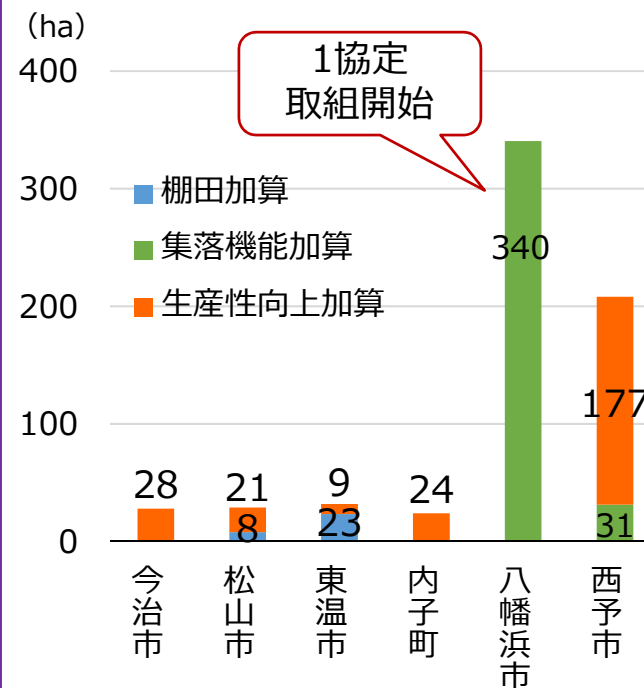
## 4. 令和5年度の実施状況 ⑥-2 加算措置の取組（市町別）

- ・ 超急傾斜農地保全管理加算では、東温市の1協定が新たに取組を開始
- ・ 集落機能強化加算では、八幡浜市の1協定が新たに取組を開始

### 超急傾斜加算の取組面積（市町別）



### 超急傾斜加算以外の加算の取組面積（市町別）



# 4. 令和5年度の実施状況 ⑦市町別一覧

(令和6年1月末現在)

	協定数			うち体制整備単価協定数			交付面積 (ha)				うち超急傾斜加算取組面積 (ha)				うち棚田加算取組面積 (ha)	うち広域化加算取組面積 (ha)	うち集落機能加算取組面積 (ha)	うち生産性向上加算取組面積 (ha)	交付金額 (千円)			
	4年度	5年度	増減	4年度	5年度	増減	4年度	5年度	増減	前年比	4年度	5年度	増減	前年比	5年度	5年度	5年度	5年度	4年度	5年度	増減	前年比
	四国中央市	7	7	(0)	0	0	(0)	25	25	(0)	(100%)	4	4	(0)	(100%)	0	0	0	0	3,640	3,640	(0)
新居浜市						-				-				-								
西条市	17	17	(0)	16	16	(0)	138	138	(+0.1)	(100%)	0	0	(0)	-	0	0	0	0	26,787	26,535	(-252)	( 99%)
今治市	30	31	(+1)	11	12	(+1)	295	313	(+18)	(106%)	2	2	(+0.2)	(111%)	0	0	0	28	45,423	48,125	(+2,703)	(106%)
上島町						-				-				-								
松山市	50	51	(+1)	48	49	(+1)	821	818	(-3)	(100%)	27	26	(-1)	( 97%)	8	0	0	21	99,530	98,983	(-547)	( 99%)
伊予市	77	78	(+1)	9	9	(0)	711	746	(+35)	(105%)	12	12	(-0.4)	( 97%)	0	0	0	0	73,376	75,359	(+1,983)	(103%)
東温市	34	34	(0)	34	34	(0)	453	454	(+0.1)	(100%)	81	81	(+0.2)	(100%)	23	0	0	9	93,505	93,363	(-142)	(100%)
松前町						-				-				-								
砥部町	22	22	(0)	1	1	(0)	84	84	(0)	(100%)	2	2	(0)	(100%)	0	0	0	0	7,824	7,824	(0)	(100%)
久万高原町	38	39	(+1)	20	21	(+1)	229	233	(+4)	(102%)	29	29	(-0.4)	( 99%)	0	0	0	0	45,876	46,810	(+934)	(102%)
大洲市	56	56	(0)	12	12	(0)	371	372	(+1)	(100%)	86	86	(+1)	(101%)	0	0	0	0	53,776	53,882	(+106)	(100%)
内子町	61	63	(+2)	18	19	(+1)	554	559	(+5)	(101%)	133	129	(-3)	( 98%)	0	0	0	24	67,395	67,864	(+469)	(101%)
八幡浜市	44	44	(0)	23	23	(0)	2,146	2,136	(-10)	(100%)	935	932	(-4)	(100%)	0	0	340	0	295,907	295,020	(-886)	(100%)
伊方町	31	31	(0)	22	22	(0)	617	610	(-7)	( 99%)	60	59	(-1)	( 98%)	0	0	0	0	69,586	68,777	(-809)	( 99%)
西予市	151	151	(0)	106	106	(0)	1,707	1,701	(-6)	(100%)	226	224	(-1)	( 99%)	0	0	31	177	251,891	250,491	(-1,401)	( 99%)
宇和島市	85	85	(0)	65	65	(0)	1,817	1,815	(-3)	(100%)	1,081	1,078	(-3)	(100%)	0	0	0	0	273,173	272,624	(-549)	(100%)
松野町	20	20	(0)	6	6	(0)	182	183	(+1)	(101%)	4	4	(0)	-	0	0	0	0	31,907	32,108	(+201)	(101%)
鬼北町	22	22	(0)	22	22	(0)	143	143	(0)	(100%)	21	21	(0)	(100%)	0	0	0	0	26,477	26,467	(-10)	(100%)
愛南町	40	40	(0)	28	28	(0)	335	335	(+0.4)	(100%)	35	35	(0)	(100%)	0	0	0	0	48,018	48,069	(+51)	(100%)
17市町計	785	791	(+6)	441	445	(+4)	10,628	10,664	(+36)	(100.3%)	2,738	2,725	(-14)	( 99.5%)	31	0	372	258	1,514,091	1,515,940	(+1,849)	(100.1%)

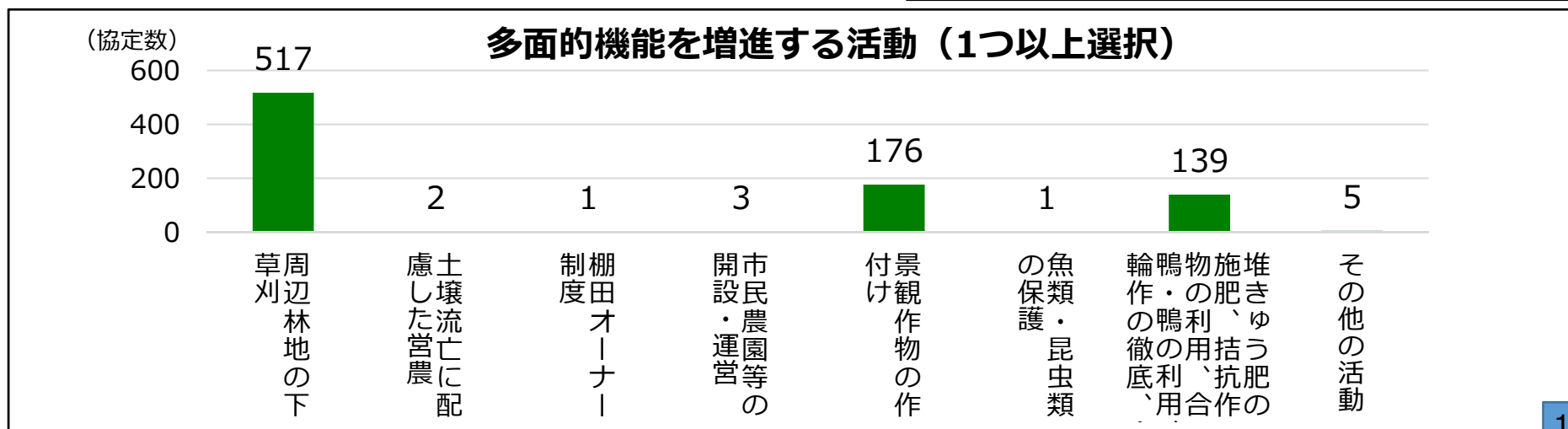
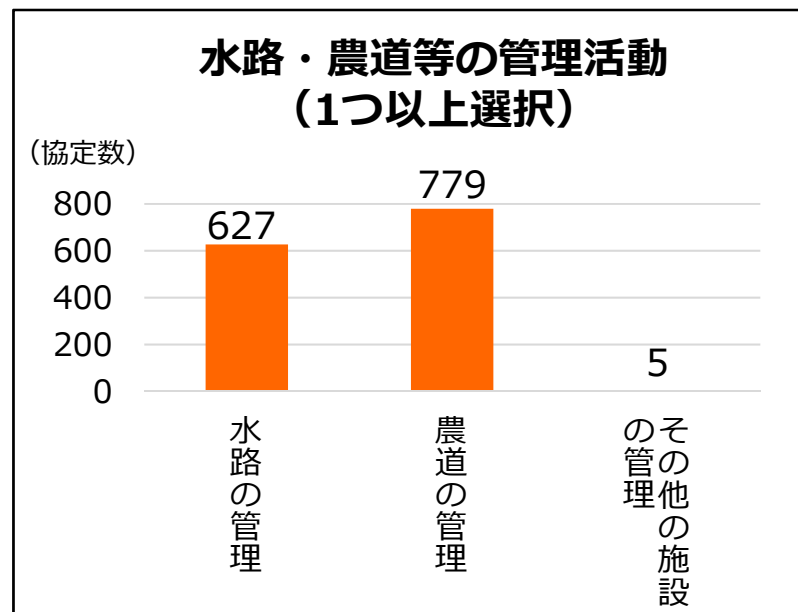
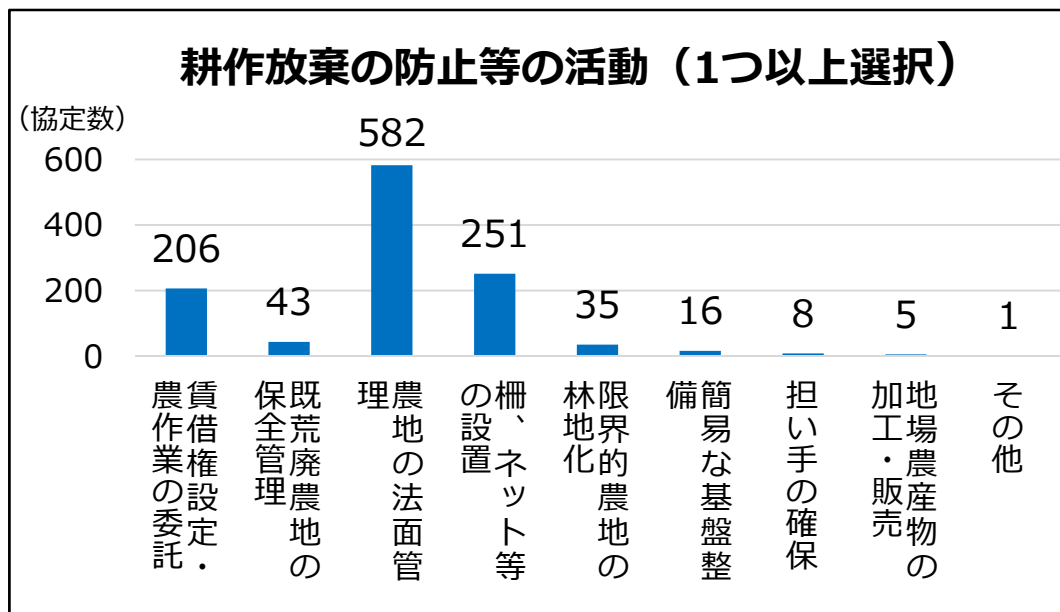
(注1) 新居浜市、上島町は未実施。松前町は対象地域なし。

(注2) 協定数のうち伊方町、八幡浜市にまたがる大浜協定はそれぞれの市町に1協定ずつカウントしている。また、松山市の日室谷協定及び菅沢くら組協定は通常地域と特認地域に併存している（本表では1協定でカウント）。

(注3) 表示単位未満の端数処理の関係上、県合計と各市町値の計が一致しない場合がある。

## 5. 集落協定の活動内容（令和4年度実績） ①協定で定められた活動項目

- ・ 耕作放棄の防止等の活動については、「農地の法面管理」が582協定（74%）と最も多い。
- ・ 多面的機能を増進する活動については、「周辺林地の下草刈」が517協定（66%）と最も多い。





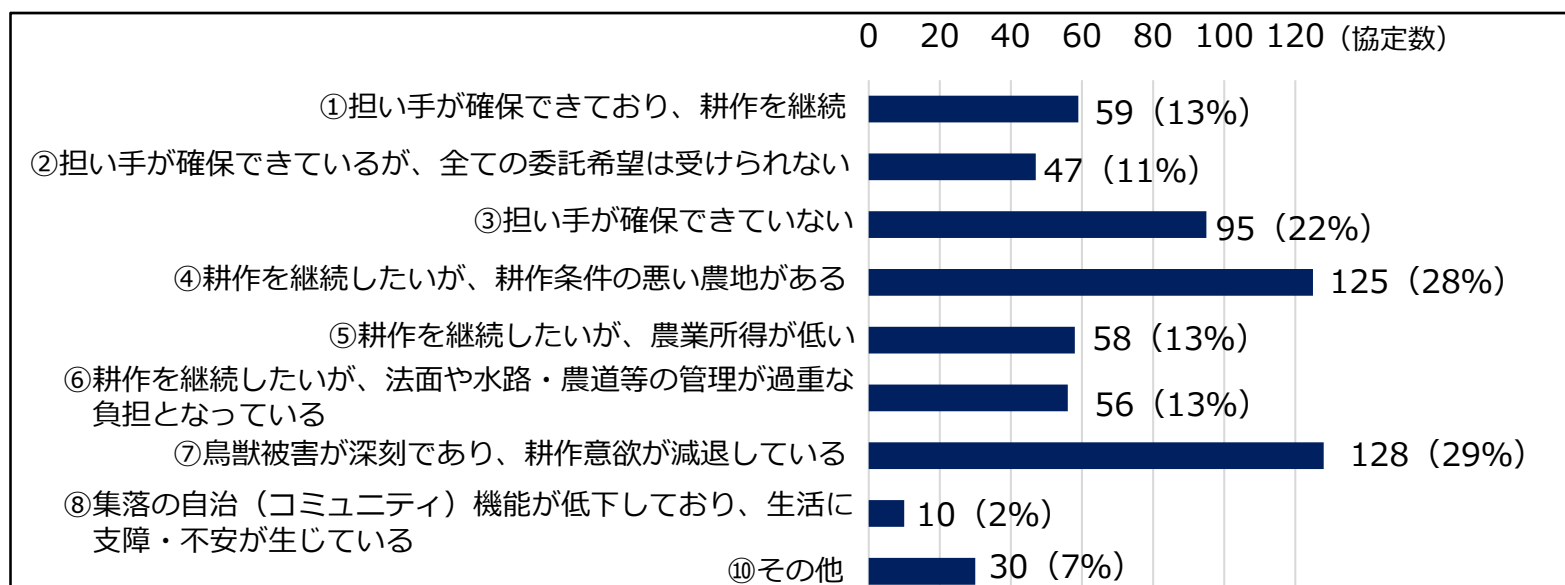
## 5. 集落協定の活動内容（令和4年度実績） ②-1 集落戦略（作成状況等）

- ・ R4年度末時点で、体制整備単価協定の53%にあたる233協定が「集落戦略を策定済み」
- ・ 集落の現状として、鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退していると回答した協定が最も多い

### ○集落戦略の作成状況（R4年度末時点）

	協定数					策定割合
	集落協定	体制整備単価	集落戦略策定状況			
			集落で作成中	市町へ提出があり 指導・助言中	集落戦略 策定済み	
R4	785	441	159	49	233	53%
R3	783	438	320	100	18	4%
R2	782	425	388	37	0	0%

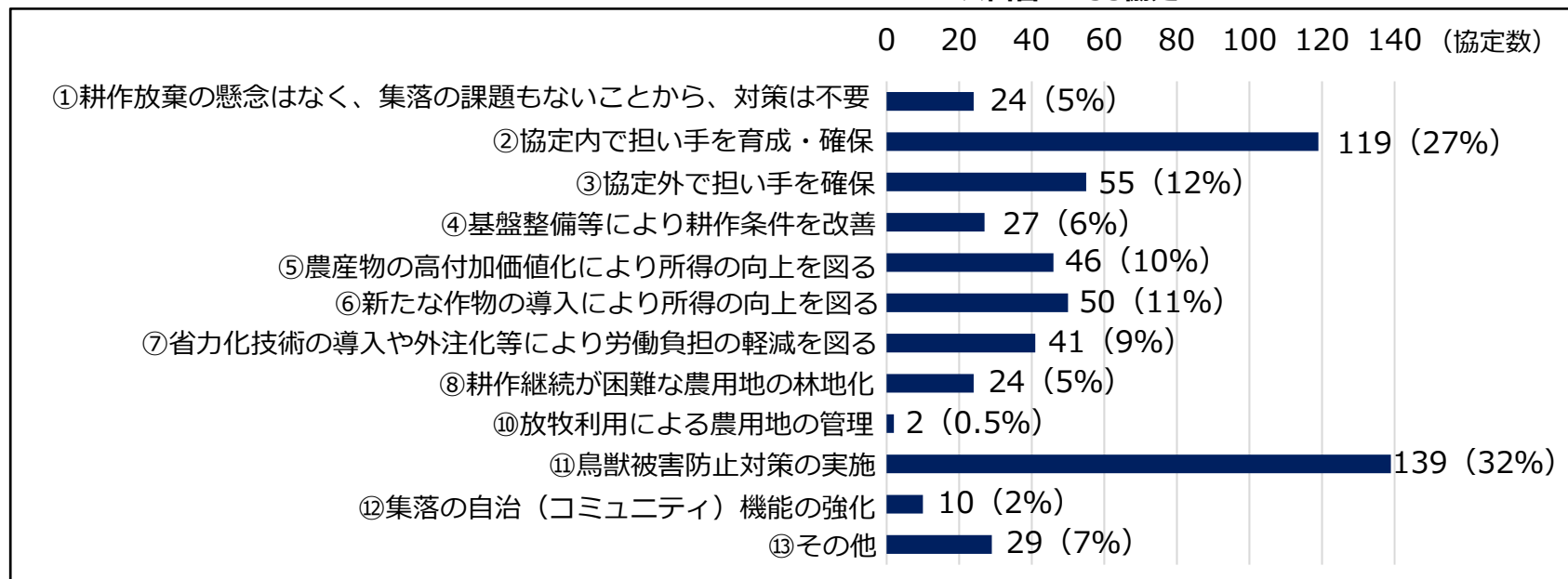
### ○協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数回答可） ※策定済みの233協定の回答



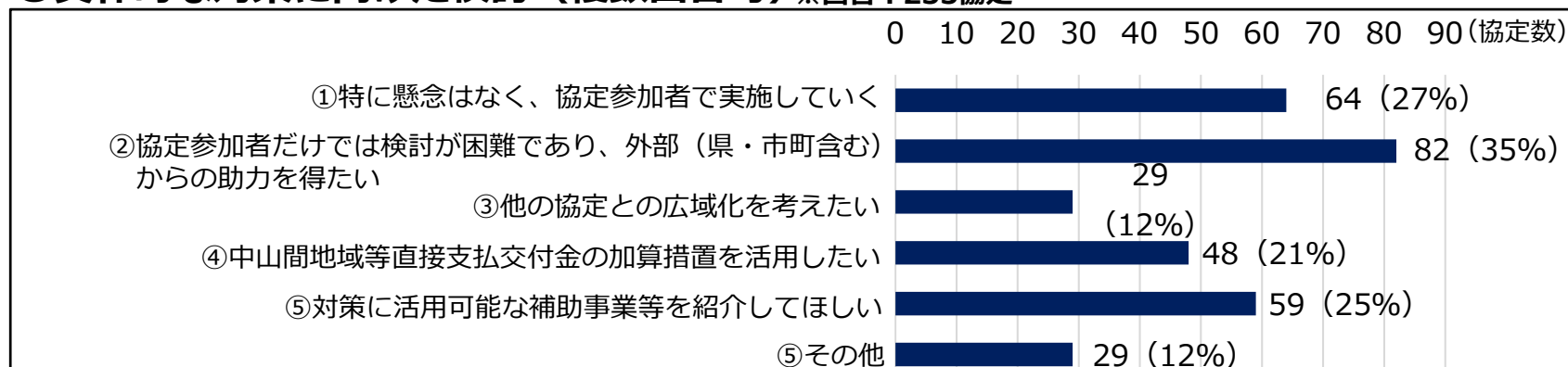
## 5. 集落協定の活動内容（令和4年度実績） ② -2 集落戦略（今後の対策等）

- ・ 集落の対応の方向性として、鳥獣被害防止対策の実施と回答した協定が最も多い
- ・ 具体的な対策に向けた検討として、外部（県・市町含む）からの助力を得たいと回答した協定が最も多い

### ○集落の現状を踏まえた対応の方向性（複数回答可） ※回答：233協定



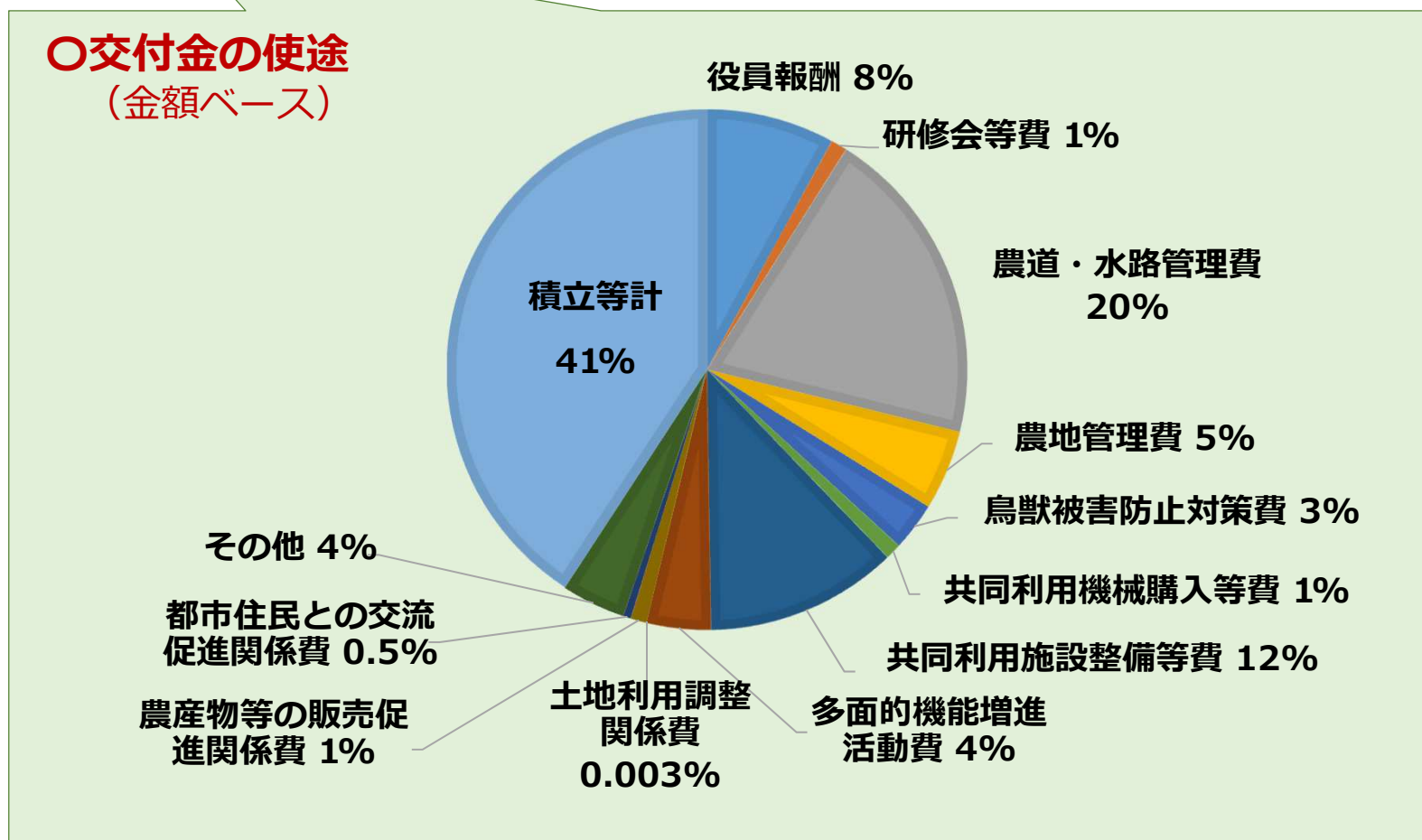
### ○具体的な対策に向けた検討（複数回答可） ※回答：233協定



## 5. 集落協定の活動内容（令和4年度実績） ③ 交付金の使途

### ○ 交付金の配分割合

	配分割合（金額ベース）		共同取組活動への配分割合別集落協定数						
	共同取組活動	個人配分	計	0%	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%
R4	37.4%	62.6%	785	63 (8%)	201 (26%)	287 (37%)	218 (28%)	5 (0.6%)	11 (1%)



## 6. 令和5年度の取組方針に対する総括

### ① 体制整備のための前向きな活動の推進

#### ◆ 体制整備単価の協定数

441協定 (R4実績) ⇒ 445協定 (全協定の56.2%) に増加

〔 \* 体制整備単価協定が新たに**3協定**増加  
\* 基礎単価から体制整備単価へ移行した協定が**1協定** 〕

#### ◆ 集落戦略の策定率

53% (R5.3月末) ⇒ 74% (R5.12月末) に増加

\* R6.1月にR5.12月末時点の策定状況を調査

### ② 超急傾斜農地保全管理加算ほか加算措置の推進

【R4年度⇒**R5年度**】

#### ・ 超急傾斜農地保全管理加算

16市町・176協定・2,738ha ⇒ 16市町・177協定・2,725ha ※高齢や病気等の不可抗力による面積減  
(市町増減なし、1協定増、14ha減)

#### ・ 棚田地域振興活動加算

2市町・2協定・31ha ⇒ 2市町・2協定・31ha  
(市町・協定増減なし、0.1ha増)

#### ・ 集落機能強化加算

2市町・2協定・355ha ⇒ 2市町・3協定・372ha  
(市町増減なし、1協定増、16ha増)

#### ・ 生産性向上加算

5市町・11協定・257ha ⇒ 5市町・11協定・258ha  
(市町・協定増減なし、1ha増)

## 7. 令和6年度の取組方針

### 1. 協定で定めた活動の着実な実施に向けた支援

#### (1) 「集落戦略」の作成支援

集落戦略の策定率を74%（R5.12月時点）から100%（R7.3月まで）へ

#### (2) 加算措置の目標達成に向けた支援

加算措置に取り組む全協定がR6年度中に目標を達成

##### 【具体策】

県・市町担当者との情報連絡会や活動状況調査の実施により取組状況を把握し、目標達成に向けた支援を行う。

### 2. 次期対策への活動継続に向けた取り組みの推進

#### (1) 廃止意向協定に対する活動継続に向けた支援

中間年評価で廃止意向を示した協定に対し、協定の統合や事務委託、個別協定での活動継続を推進

#### (2) 新規協定の掘り起こし

過去に本制度に取り組んでいた集落や未実施集落等へ制度の周知を図る

##### 【具体策】

- ・ 廃止意向の協定がある市町との意見交換会を開催し、課題解決に向けた話合いや検討を行う。
- ・ 集落説明会等でのリーフレットの配布や県ホームページで情報発信を行う。



耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保、集落の活性化を図る

# (参考) 令和6年度における国の予算措置状況 (政府予算案)

## 70-2 日本型直接支払のうち

### 中山間地域等直接支払交付金

【令和6年度予算概算決定額 26,100 (26,100) 百万円】

#### <対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

#### <事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

#### <事業の内容>

#### <事業イメージ>

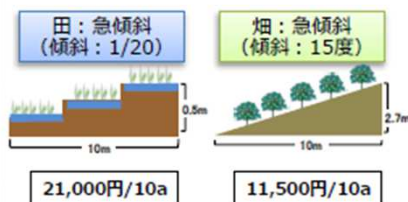
### 1. 中山間地域等直接支払交付金

25,800 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

#### 【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

### 2. 中山間地域等直接支払推進交付金

300 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

#### <事業の流れ>



【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(集落戦略の作成)

【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10aあたり単価
<b>棚田地域振興活動加算</b>	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 【超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可】	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上) 【超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可】	14,000円 (田・畑)
<b>超急傾斜農地保全管理加算</b>	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	
<b>集落協定広域化加算</b> 【上限額: 200万円/年】	3,000円 (地目にかかわらず)
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
<b>集落機能強化加算</b> 【上限額: 200万円/年】	
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
<b>生産性向上加算</b> 【上限額: 200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-839) **23**

# 中山間地域等直接支払交付金 最終評価の概要

令和6年2月

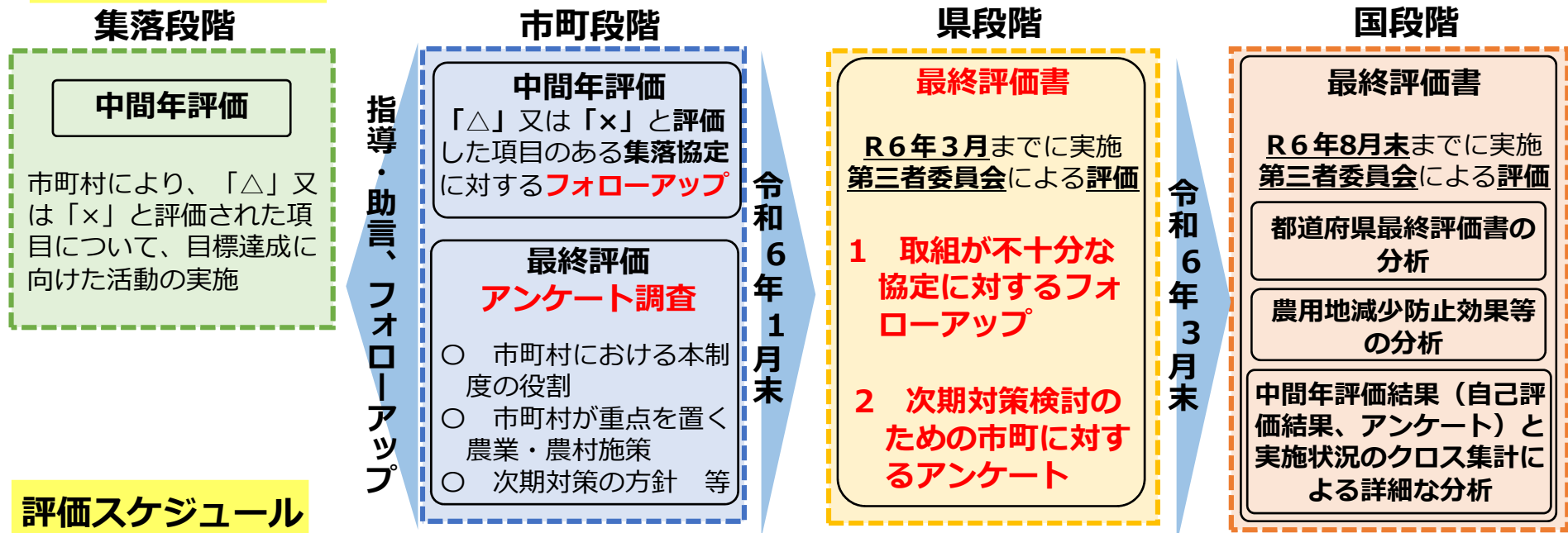
愛媛県農林水産部農業振興局農地整備課

# 1 最終評価の目的と流れ

## 最終評価の目的

中間年評価において、取組が不十分と評価された協定に対する市町によるフォローアップ結果を踏まえ、第5期対策における協定活動の実施状況を最終的に評価するほか、次期対策について市町がどのような考えの下で取り組むのか、その方針等を把握するとともに、中間年評価やアンケート調査結果の内容を詳細に分析・検討することで、制度の見直しに反映するものとする。

## 最終評価の体系



## 評価スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国による評価の進め方		<ul style="list-style-type: none"> <li>中間年評価の手法・内容の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村による協定の評価</li> <li>アンケート調査</li> <li>事例収集</li> <li>統計データによる効果分析</li> <li>各結果の分析</li> </ul>	最終評価の手法・内容の検討 ● 中間年評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終評価の実施</li> <li>結果の分析</li> <li>次期対策の検討</li> </ul> ● 最終評価



## 2 県段階の最終評価の項目

### (1) 取組が不十分な協定に対するフォローアップ

#### 【目的】

中間年評価において取組が不十分と評価された協定に対して市町が指導・助言を行い、その後のフォローアップを行うことで、制度の趣旨を踏まえた適切な協定活動を推進する。また、交付金の返還等の必要の有無を把握し、次期対策の検討に資する。

#### 【調査対象】

中間年評価で「△」又は「×」と評価した協定（195協定）がある12市町

### (2) 次期対策検討のための市町に対するアンケート

#### 【目的】

#### ① 現在と今後、重点的に取り組む中山間地域の農業・農村振興対策

市町が必要と考えている中山間地域に対する農業・農村振興対策を把握し、次期対策の検討に資する。

#### ② 次期対策の取組方針

人口減少・高齢化が進む中で、市町がどのような方針で次期対策に取り組もうとしているのかを把握し、次期対策の検討に資する。

#### 【調査対象】

令和5年度に本制度に取り組んでいる17市町

## **(1) 取組が不十分な協定に対するフォローアップについて**

---

- ① 【フォローアップ調査】 中間年評価の概要
- ② 【フォローアップ調査】 中間年評価の結果
- ③ 【フォローアップ調査】 最終評価における改善状況

# (1) ①【フォローアップ調査】中間年評価の概要

○ 対象協定が、自身が定めた活動や目標について、中間年（R4年度）の実施状況を点検し、最終年（R6年度末）における目標達成見込みを評価。



○ 市町は、対象協定が行った点検・評価結果について、活動内容毎に評価基準による評価を実施。  
○ 取組が不十分と評価した項目（「△」又は「×」と評価した項目）がある協定に対して、指導・助言を実施。

## 集落協定の自己評価項目 （対象：783集落協定）

▶ R4年度の実施状況及びR6年度末の実施見込みを自己評価

- 1 集落マスタープランに係る活動【783協定】
- 2 農業生産活動等として取り組むべき事項【783協定】
  - (1) 耕作放棄の防止等の活動
  - (2) 水路・農道等の管理
  - (3) 多面的機能を増進する活動
  - (4) 安全に配慮した共同取組活動



## 市町による評価基準 （17市町が評価）

- 1 集落マスタープランに係る活動
- 2 農業生産活動等として取り組むべき事項

◎：最終年においても活動の実施が確実に見込まれる  
○：最終年においても活動の実施が見込まれる  
△：市町が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる  
×：最終年においても活動の実施が困難

▶ R6年度末の作成見込みを自己評価

- 3 集落戦略の作成見込み【体制整備単価の438協定】
  - (1) 集落戦略の話合いの回数・参加者
  - (2) 集落戦略の作成見込み



- 3 集落戦略の作成見込み

◎：最終年までに作成が確実に見込まれる（作成済み）  
○：最終年までに作成が見込まれる  
△：最終年までの作成に不安がある  
×：最終年までの作成見込みが立っていない

▶ R6年度末の目標達成見込みを自己評価

- 4 加算措置の目標達成見込み【加算に取組のある186協定】
  - (1) 棚田地域振興活動加算 (2) 超急傾斜農地保管理加算
  - (3) 集落協定広域化加算 (4) 集落機能強化加算
  - (5) 生産性向上加算



- 4 加算措置の目標達成見込み

◎：最終年までに目標達成が確実に見込まれる（目標達成済み）  
○：最終年までに目標達成が見込まれる  
△：市町が指導・助言することで、最終年までに目標達成が見込まれる  
×：市町が指導・助言したとしても、最終年までに目標達成が困難

市町は、①～⑩の中から3つまで選択して、指導・助言

取組が不十分な協定に対する指導・助言

- |                |                        |                      |
|----------------|------------------------|----------------------|
| ①話合いによる活動内容の徹底 | ②目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等 | ③専属の担当者やチームによる徹底した活動 |
| ④地域全体による活動の推進  | ⑤関係機関とも連携した活動の推進       | ⑥近隣の集落や協定とも連携した活動の推進 |
| ⑦担い手と連携した活動の推進 | ⑧農外の組織等と連携した活動の推進      | ⑨活動内容の見直し            |
| ⑩その他           |                        |                      |

## (1) ②【フォローアップ調査】中間年評価の結果

### 中間年評価における集落協定の活動に対する市町の評価

評価項目（対象協定数）	市町評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動（783）	231	526	26	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動（783）	228	553	2	
b 水路・農道等の管理（783）	238	545		
c 多面的機能を増進する活動（783）	233	550		
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み（438）	56	321	50	11
b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況（438）	147	162	122	7
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算（2）		2		
b 急傾斜農地保全管理加算（174）	69	103	2	
c 集落協定広域化加算（6）※R2年度実施協定含む	6			
d 集落機能強化加算（3）	1	2		
e 生産性向上加算（7）		6	1	
オ 全体評価（783）	優 588 (75%)	良 150 (19%)	可 29 (4%)	不可 16 (2%)

優：アからエが「◎」又は「○」  
 良：アからエに「×」がなく、  
 ウ以外に「△」がない  
 可：アからエに「×」がない  
 不可：アからエに「×」がある



中間年評価において、「△」又は「×」の評価項目がある**195協定**（取組が不十分と評価された協定）に対する**12月末時点のフォローアップ状況**を調査

# (1) ③【フォローアップ調査】最終評価における改善状況

- 取組が不十分と評価された195協定うち、**130協定**が**改善済み**、**65協定**が令和6年度中に**改善見込み**となった。
- 改善見込みの協定については、今後も引き続き、改善状況の聞き取りを行い、指導・助言等を行う。

(単位：協定数)

中間年評価における市町の評価結果			最終評価における改善状況	
			①改善済み	②改善の見込みあり
<b>1 集落マスタープランに係る活動</b>				
	△と評価した協定数	26協定	4	22
<b>2 農業生産活動等として取り組むべき事項</b>				
<b>(1) 耕作放棄の防止等の活動</b>				
	△と評価した協定数	2協定	2	
<b>3 集落戦略の作成状況</b>				
<b>(1) 集落戦略の作成状況</b>				
	△と評価した協定数	50協定	41	9
	×と評価した協定数	11協定	11	0
	合計	61協定	52	9
<b>(2) 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況</b>				
	△と評価した協定数	122協定	83	39
	×と評価した協定数	7協定	5	2
	合計	129協定	88	41
<b>4 加算措置の目標の達成状況</b>				
<b>(1) 超急傾斜農地保全管理加算</b>				
	△と評価した協定数	2協定	2	
<b>(4) 生産性向上加算</b>				
	△と評価した協定数	1協定		1

令和6年3月までに集落マスタープランで定めた活動を実施予定

令和6年2～3月までに集落戦略を作成予定

令和6年2～9月までに集落戦略の地図を作成予定

令和7年3月までに加算の目標達成予定

## (2) 次期対策検討のための市町アンケートについて

### 参考資料

- ① 【実施状況報告より】 協定面積規模別集落協定数の推移
- ② 【実施状況報告より】 第4期対策から第5期対策で廃止した集落協定
- ③ 【第5期対策中間年評価より】 次期対策における継続意向
- ④ 【第5期対策中間年評価より】 次期対策における広域化の意向

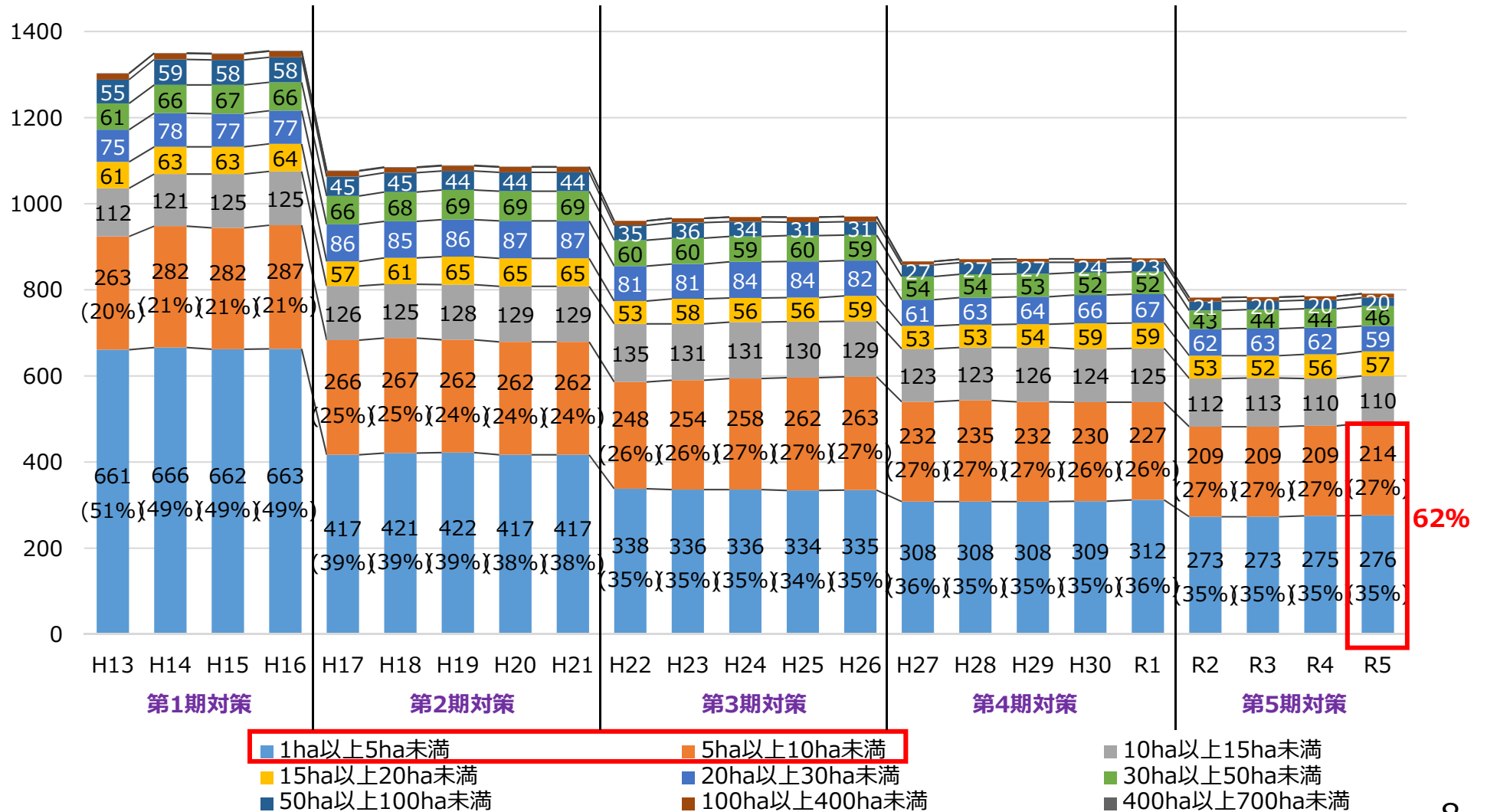
### 最終評価に係る内容

- ⑤ 【市町アンケート結果】 今後重点を置くべき農業・農村振興対策
- ⑥ 【市町アンケート結果】 本制度により今後守っていききたい農地
- ⑦ 【市町アンケート結果】 小規模協定の活動継続に必要なこと
- ⑧ 【市町アンケート結果】 共同活動継続に必要な農地面積・参加者数
- ⑨ 【市町アンケート結果】 今後の事務支援について
- ⑩ 【市町アンケート結果】 共同活動継続のために必要な体制づくり

## (2) ①【実施状況報告より】協定面積規模別集落協定数の推移

○ **5ha未満**の階層は、第1期対策以降**減少傾向**にあり、**R5年度は35%**となっている。

○ **5ha以上10ha未満**の階層は第3期対策以降**26~27%**で推移しており、**10ha未満の小規模集落協定は、全体の約6割**を占めている。



## (2) ②【実施状況報告より】第4期対策から第5期対策で廃止した集落協定

R1年度末で廃止した**79協定**について、

○面積規模別では、最も多いのが**5ha未満**で**67%**、次いで**5ha以上10ha未満**が**19%**となっている。

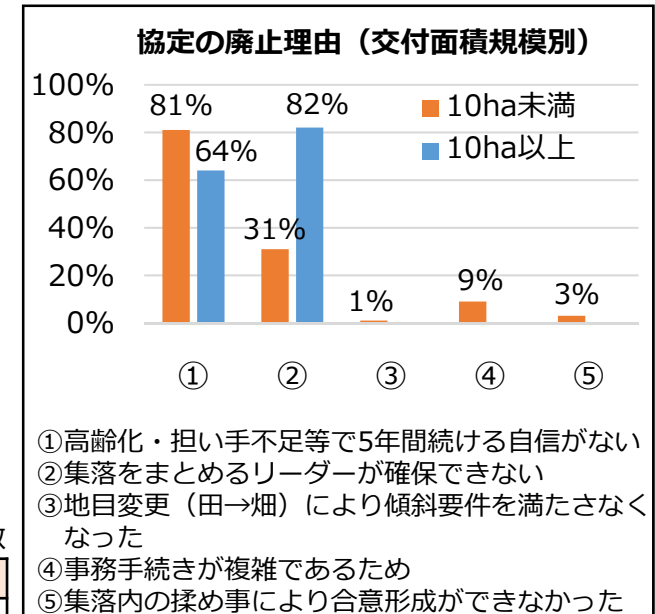
○参加者人数別では、最も多いのが**5人以上10人未満**で**32%**、次いで**10人以上15人未満**が**22%**となっている。

○**10ha未満**の集落協定は、**高齢化や担い手不足等で5年間続ける自信がない**という理由で廃止した協定が多く、**10ha以上の集落協定は、集落をまとめるリーダーが確保できない**ため廃止した協定が多い。

### 1 第4期から第5期にかけて廃止した協定数（**交付面積規模別**）

単位：協定数

	計	5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上
R1年度 集落協定数	873	312	227	125	59	67	52	31
構成割合	100%	36%	26%	14%	7%	8%	6%	3%
廃止協定	79	53	15	8	1	1	1	-
構成割合	100%	<b>67%</b>	<b>19%</b>	10%	1%	1%	1%	-
廃止協定割合	9%	<b>17%</b>	<b>7%</b>	6%	2%	1%	2%	-



### 2 第4期から第5期にかけて廃止した協定数（**協定参加者人数規模別**）

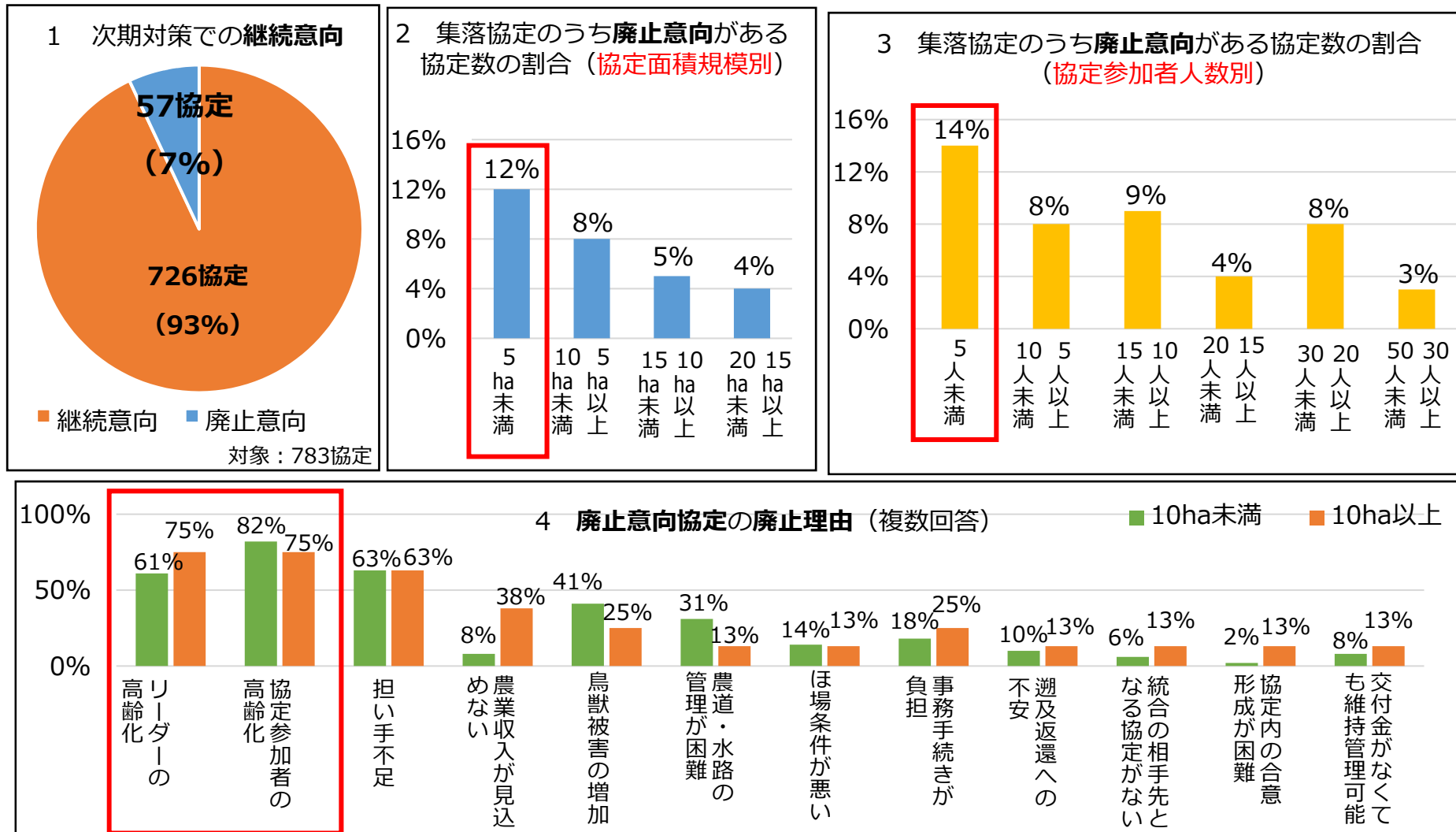
単位：協定数

	計	5人未満	5人以上 10人未満	10人以上 15人未満	15人以上 20人未満	20人以上 30人未満	30人以上 50人未満	50人以上
R1年度 集落協定数	873	82	175	163	112	134	124	83
構成割合	100%	9%	20%	19%	13%	15%	14%	10%
廃止協定	79	15	25	17	10	6	4	2
構成割合	100%	<b>19%</b>	<b>32%</b>	<b>22%</b>	13%	8%	5%	3%
廃止協定割合	9%	<b>18%</b>	<b>14%</b>	<b>10%</b>	9%	4%	3%	2%



## (2) ③【第5期対策中間年評価より】次期対策における継続意向

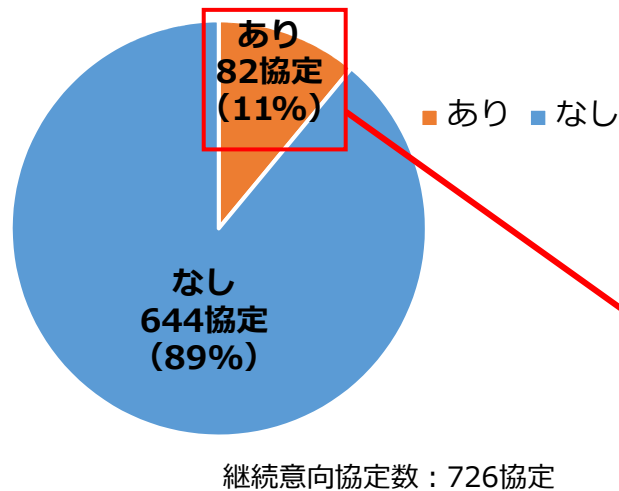
- 次期対策において「継続意向」がある集落協定は**726協定**（93%）、「廃止意向」は**57協定**（7%）であった。
- 廃止意向の集落協定について、面積規模別では**5ha未満**が**12%**と最も多く、協定参加人数別では**5人未満**が**14%**と最も多くなっている。
- 廃止意向の集落協定の**廃止理由**については、**10ha未満の協定**では、「**協定参加者の高齢化**」による廃止が最も多く**82%**となっており、**10ha以上の協定**では「**協定参加者とリーダーの高齢化**」による廃止が**75%**となっている。



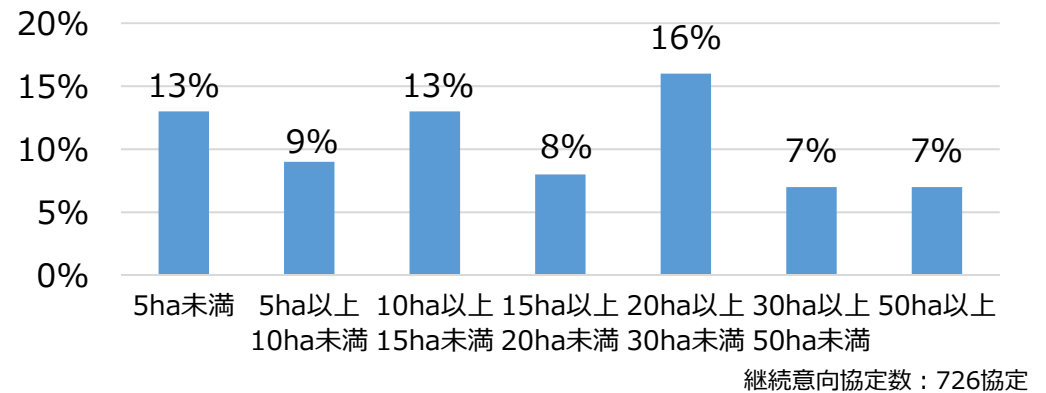
## (2) ④【第5期対策中間年評価より】次期対策における広域化の意向

- 次期対策継続意向の協定（726協定）のうち、**82協定**に広域化の意向があった一方で、**644協定**に広域化の意向がなかった。  
 広域化が進まない要因として、「各集落でやりたい活動が決まっているため」「他の集落の手伝いをしたくない」「近くに統合できる協定がない」「事務委託先が見つからない」などが挙げられる（市町担当者からの聞き取り）。
- 継続意向の協定のうち、広域化の意向がある協定について  
 面積規模別では、**20ha以上30ha未満**が**16%**と最も多く、次いで**5ha未満**と**10ha以上15ha未満**が**13%**であった。  
 協定参加人数別では、**5人未満**が**15%**と最も多く、次いで**10人以上15人未満**が**14%**であった。

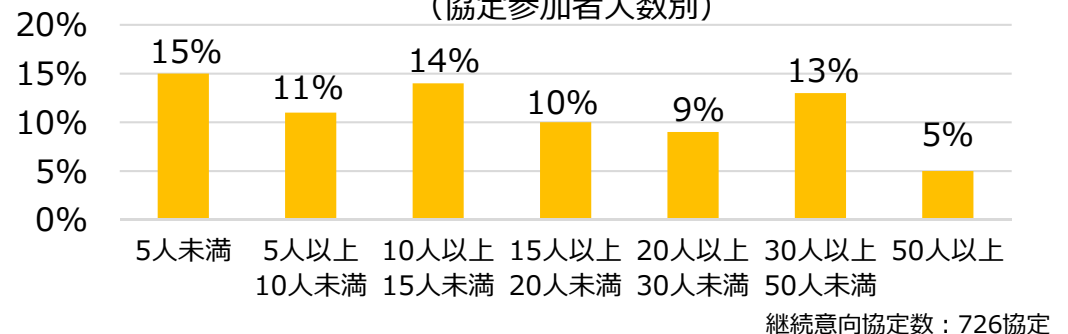
1 次期対策での広域化の意向



2 継続意向協定数のうち広域化の意向がある協定数割合（協定面積規模別）



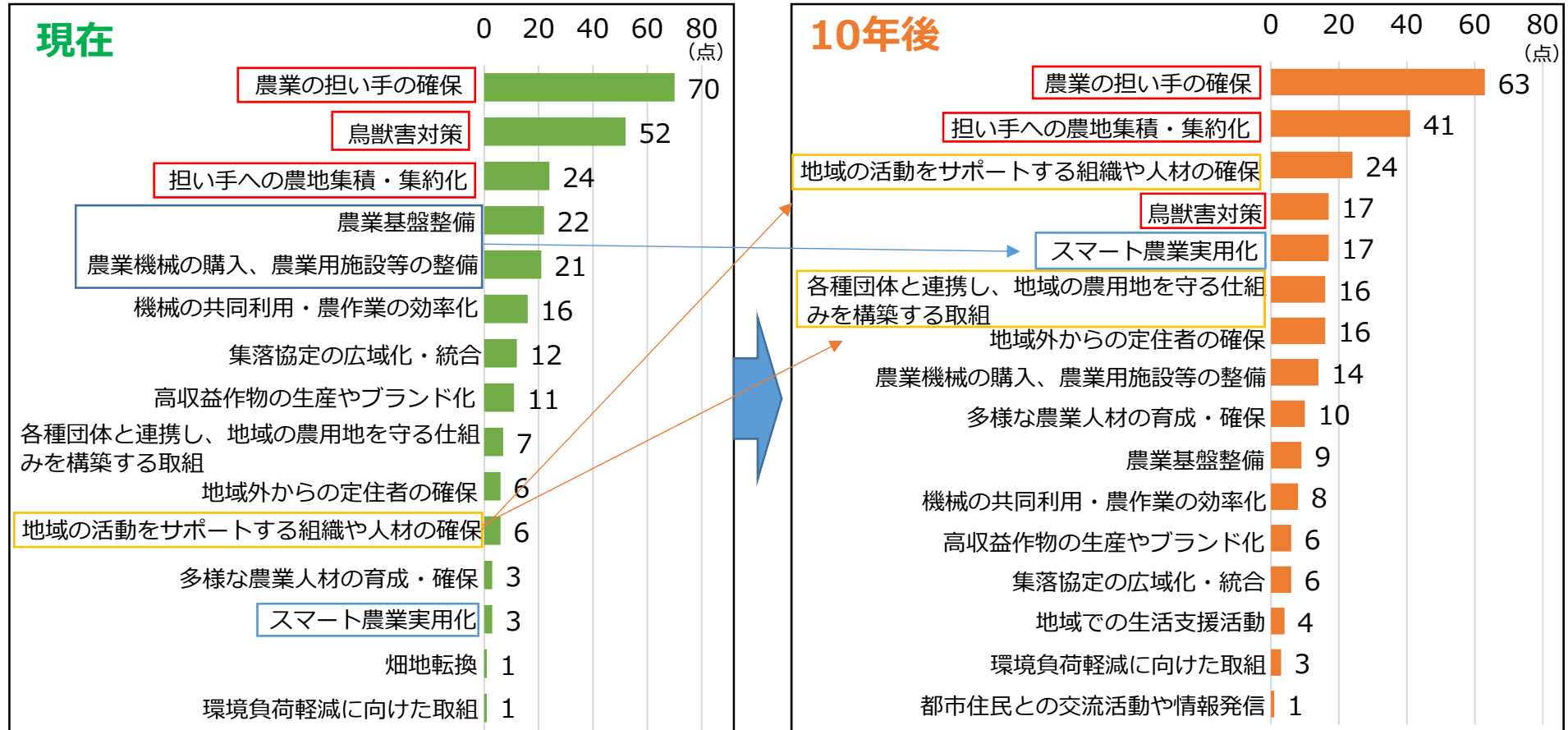
3 継続意向協定数のうち広域化の意向がある協定数割合（協定参加者人数別）



## (2) ⑤【市町アンケート結果】 今後重点を置くべき農業・農村振興対策

### 1. 現在と今後（10年後）、重点を置いて実施する必要があると考えられる中山間地域に対する農業・農村振興対策は何か（18項目の中から優先順位の高い上位5項目を選択）。

※1位～5位をそれぞれ5～1点とし、各項目の総合得点により優先度を評価した。

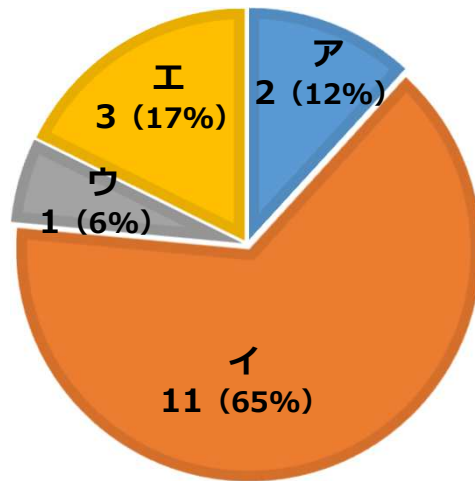


- 現在も10年後も「農業の担い手の確保に対する支援」が最も重要と考える市町が多い。
- 「鳥獣害対策に対する支援」「担い手への農地集積・集約化に対する支援」は、現在も10年後も優先度が高い傾向にある。
- 現在、農業基盤整備や農業機械の購入・農業用施設等の等の整備を行ったうえで、10年後に「スマート農業を実用化」したいと考えている市町が多い。
- 現在は、地域の活動をサポートする組織や人材を何とか確保できているが、10年後には不足することが見込まれるため、10年後にそれらを支援する仕組みづくりが重要と考える市町が多い。

## (2) ⑥【市町アンケート結果】本制度により今後守っていききたい農地

### 2-①

集落協定からの申請の有無に限らず、市町村として本制度によってどのような農地を守ろうと考えているのか  
(傾斜等の要件を満たしていることを前提とし、最も考えに近いものを**1つ選択**)



- ア 耕作条件が悪く、今後、耕作を継続する見込みが不安視される農地
- イ 耕作条件が悪くとも、耕作が継続される見込みがある農地
- ウ 中山間地域の中でも耕作条件の良い農地（耕作の有無に限らない）
- エ 中山間地域の中の耕作条件の良い農地（耕作が継続される見込みあり）

**「耕作条件が悪くとも、耕作が継続される見込みがある農地」を本制度により守りたいと考えている市町村が65%と最も多い。**

#### 【選択理由（抜粋）】

##### ●アを選択した市町

- ・少しでも長く耕作を継続してもらうことで、多面的機能の低下を防ぎ、担い手確保に繋がる可能性があるため。
- ・耕作できなくとも維持管理をすることにより、近隣の耕作農地を守ることができ、鳥獣被害拡大防止等にも繋がるため。

##### ●イを選択した市町

- ・耕作条件が悪い農地であったとしても、管理者が耕作・管理する意思がある農地は制度の対象とすべきと考えるため。
- ・1農地あたりの面積が大きくないことから、耕作条件の良し悪しではなく、耕作の継続が見込まれるかどうかで判断を行い、本制度により農地の保全等を行う必要があるため。

##### ●ウを選択した市町

- ・担い手を確保できた場合に備えて、現在の耕作の有無に限らず、耕作条件が良い農地であれば守っていききたい。

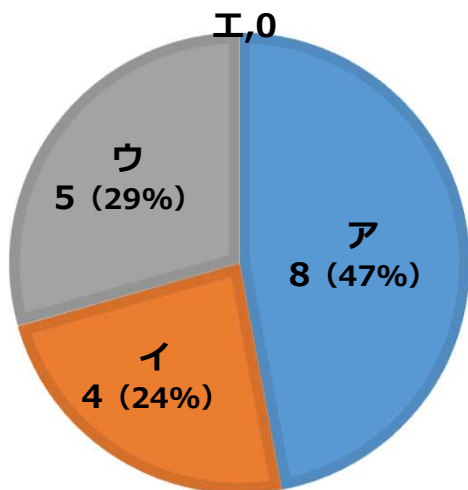
##### ●エを選択した市町

- ・本来であれば「ア」で対応したいが、高齢化や担い手不足により管理できる面積に限界があるため。

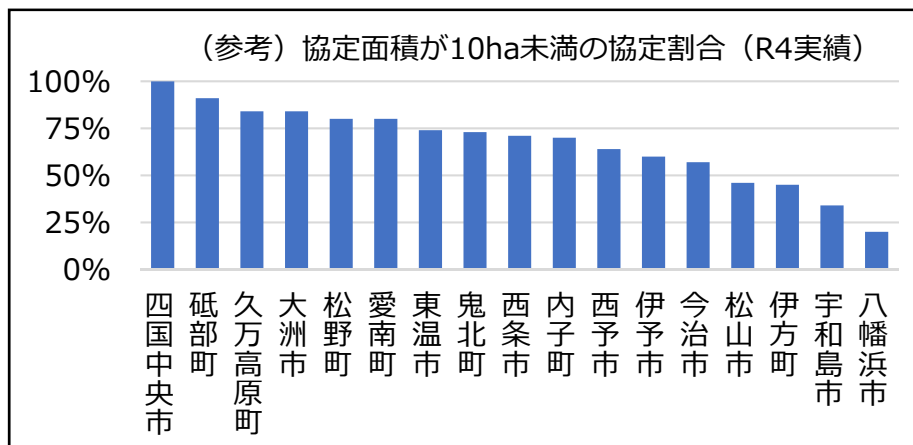
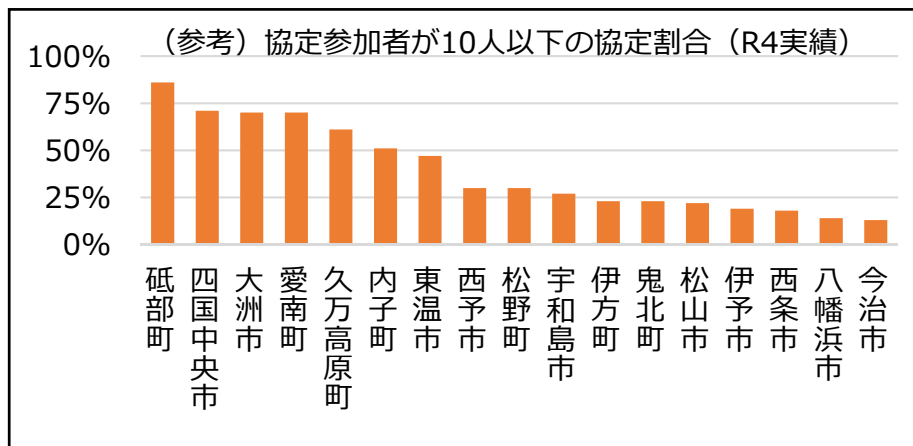
## (2) ⑦【市町アンケート結果】小規模協定の活動継続に必要なこと

### 2-②-1

活動を廃止する小規模協定が多い中、参加農家数10戸以下又は農地面積10ha未満の集落協定が今後も活動を継続するためには、市町として何を必要だと考えているのか（最も考えに近いものを1つ選択）。



- ア 周辺の集落協定との統合や他の協定未加入農家の参加を促進
- イ 統合ではなく、複数の協定との連携を促して事務の共通化など連携が可能な活動を推進
- ウ 統合や連携は特に推進せず、制度の要件を満たせば支援（活動計画の承認）
- エ 小さな協定は無い



周辺の集落協定との**統合**や他の協定未加入農家の参加を促進する必要があると考えている市町が**8市町**（47%）と最も多い。

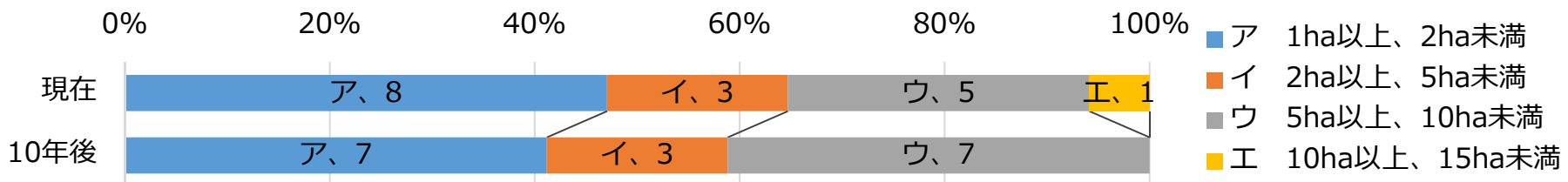
その一方で、**5市町**は、**統合や連携は特にせず**、制度の要件を満たせば支援すると考えている。

## (2) ⑧【市町アンケート結果】共同活動継続に必要な農地面積・参加者数

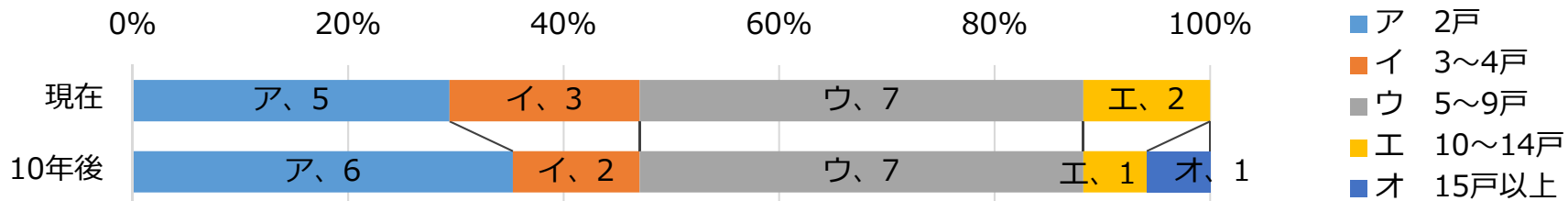
### 2-②-2

集落協定が今後10年間、共同活動を継続するためには、市町としては最低限どの程度の協定農地面積と参加農家数が必要と考えているのか。（「現在」と「10年後」において、ア～オの中からそれぞれ最も考えに近いものを1つ選択）※各項目について、ア又はイを選択した場合は、理由を記載

#### 最小の協定農地面積



#### 最小の参加農家数



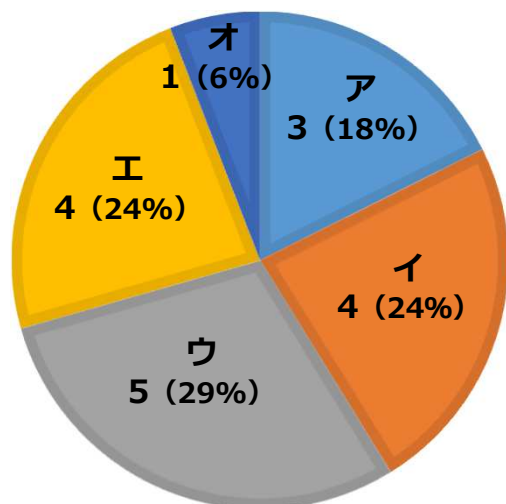
- 最小の協定農地面積については、現在は1ha以上、2ha未満の農地面積が必要と考えている市町が**8市町**と最も多いが、10年後には5ha以上10ha未満必要と回答している市町が**2市町**増加している。
- 最小の参加農家数については、現在も10年後も5~9戸の農家数が必要と考えている市町が**7市町**と最も多いものの、10年後では2戸または15戸以上と必要と考えている市町が**増加**している。

## (2) ⑨【市町アンケート結果】今後の事務支援について

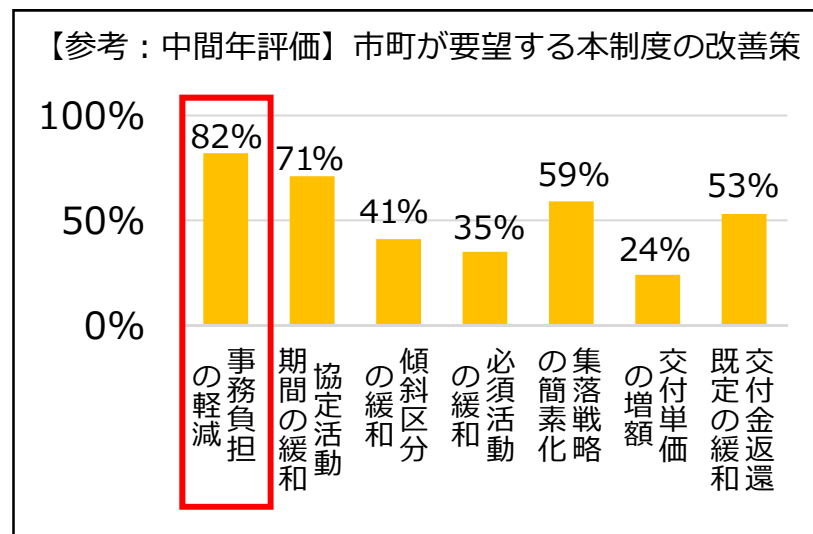
### 2-③

8割の市町が事務負担の軽減を要望しているが、集落協定に対する事務支援※について、市町として今後、どうしていきたいと考えているのか（ア～オの中から、最も考えに近いものを**1つ選択**）。

※事務支援とは、市町が協定に対し、活動計画等の書類の作成等の補助や支援を行うことをいう



- ア 負担に感じていない
- イ 協定の統合や複数協定の連携（事務の共通化）を推進
- ウ 協定に対し、外部組織への事務の委託を推進する
- エ これといった対応策が思いつかない
- オ 協定への事務支援はほとんど行っていない

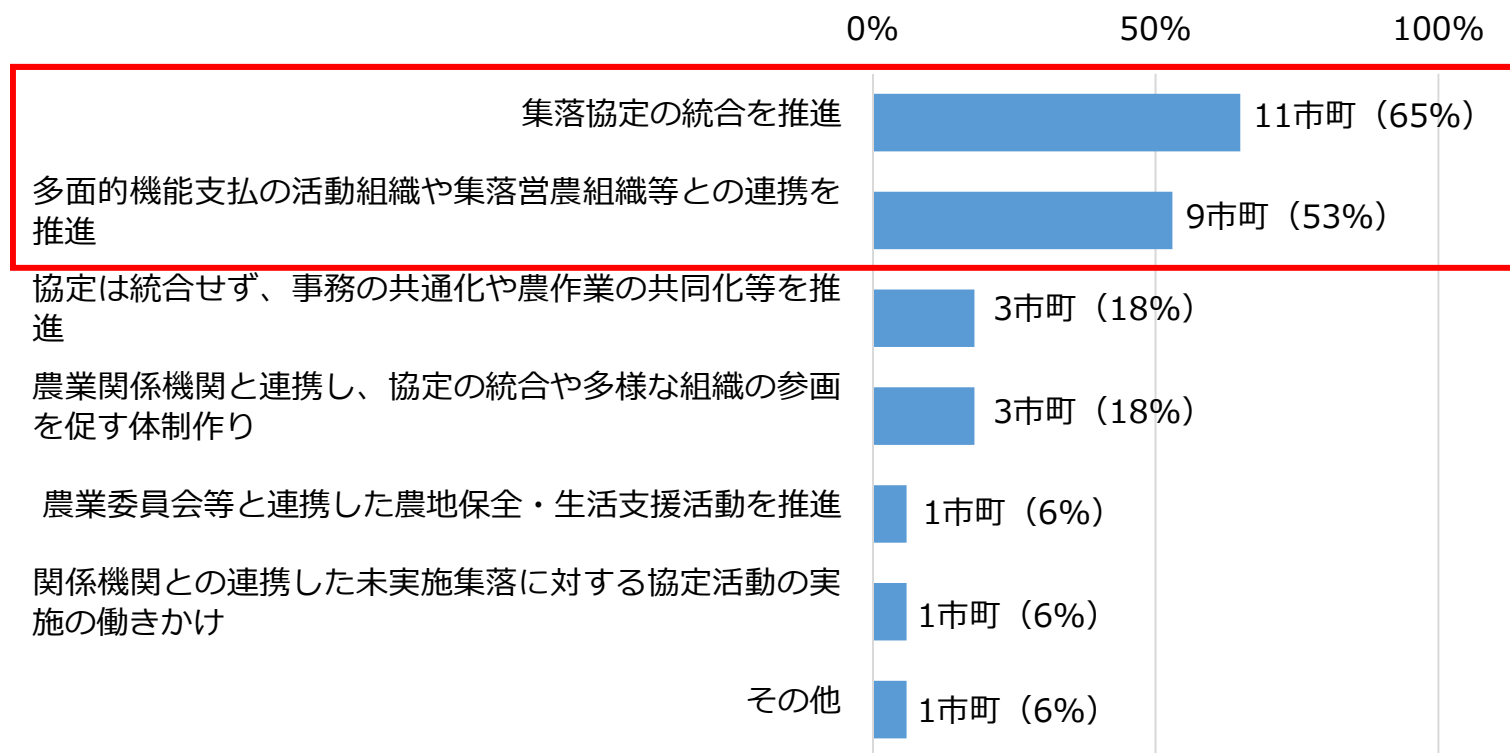


これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定に対し、協定の統合や事務の共通化、外部組織への事務の委託を推進し、事務負担を軽減したいと考えている市町が**9市町**と多い。

## (2) ⑩【市町アンケート結果】共同活動継続のために必要な体制づくり

### 2-④

これまで集落協定が行ってきた各種の共同活動について、今後、これまでと同様に行うことが困難になることが予想されるが、共同活動継続のためには、市町としてどのような体制づくりが必要と考えているのか（ア～クの中から、該当するものを複数回答）。



集落協定の統合を推進する市町が**11市町**（65%）と最も多く、次いで、**多面的機能支払の活動組織や集落営農組織等の他組織との連携を推進**する市町が**9市町**（53%）となっている。



## 6 最終評価のまとめ

- (1) 多くの市町が「農業の担い手の確保、担い手への農地集積・集約化に対する支援」や「鳥獣害対策に対する支援」に重点を置き、これらの取組を実施する必要があると考えている。  
⇒ **本制度のみでの支援には限界があるため、関係機関と連携した支援が必要。**
- (2) 約7割の市町が、「耕作条件が悪くとも、耕作が継続される見込みがある農地」を本制度により守りたいと考えている。  
⇒ **耕作条件が悪い農地も含めて耕作が継続されるよう、引き続き本制度による支援を行うとともに、誰もが取り組み易い制度内容への見直しが必要。**
- (3) 約半数の市町が、小規模協定の活動の継続のためには、周辺の集落協定との統合や他の協定未加入農家の参加を促進する必要があると考えている。  
また、面積規模に関わらず、今後、共同活動継続のためには「集落協定の統合」や「他組織との連携」を推進する必要があると考えている。  
⇒ **非農業者や多様な組織等が協定に参加しやすい、地域の実情に対応した広域化の仕組みづくりが必要。**
- (4) 約3割の市町が、今後、これまでどおりの協定への事務支援は困難であるため、協定に対し、外部組織への事務の委託を推進し、事務負担を軽減したいと考えている。  
⇒ **事務手続きの簡素化に加えて、外部組織への協定事務の委託を支援する仕組みづくりが必要。**

## 7 国への要望事項

### (1) 協定活動期間の柔軟な設定と遡及返還規定の見直し

協定参加者の高齢化が進み、担い手が少ない地域では、5年間の維持管理に不安を抱えている集落が多いことから、**協定期間を柔軟に設定**できるように検討すること。【例：協定期間を5年間→3年間に短縮】

また、担い手への農地集積や定住等を妨げないよう遡及返還要件のうち、**農業後継者住宅に供する**など、**やむを得ない事情**によるものは、**当該農地分に係る交付金を交付しない**こととするなど**返還規定の緩和**を検討すること。

【例：協定活動を確認できる年度までは、返還義務を免除する】

### (2) 超急傾斜農地保全管理加算の継続及び集落機能強化加算の強化

急傾斜の樹園地が多い本県では、非常に効果的な措置であることから、次期対策においても**超急傾斜加算措置を継続**すること。

【6,000円/10a（田、畑）、R4実績：176協定、2,738ha（全国1位）】

また、中山間地域を維持していくためには、地域づくりや福祉分野など**農業を超えた他分野との連携**が必要であることから、集落機能強化加算を強化した加算の創設等、次期対策においても**他分野との連携支援**を検討すること。

### (3) 加算金の使途の制限緩和

**加算金の使途**については、**加算の目標達成にしか使用できず**、使途の制限が**厳しい**ことから、多くの協定が加算措置を活用しやすいように**取扱いの見直し**を検討すること。

【例：加算金についても通常の共同活動費等幅広く使用できるようにする】

### (4) 事務手続きの簡素化及び事務の一元化への支援

協定書や集落戦略の作成等を市町担当者が支援しており、大きな負担となっていることから、**更なる書類の簡素化**や多面的機能支払交付金と重複する**提出書類の省略化**を行うこと。

また、協定の統合や協定事務のみ広域化するなど、**事務の一元化に対する費用支援**を検討すること。

### (5) 交付単価の見直し

現在設定されている交付単価は、制度創設時（H12年度）から変更されていない。近年の農業資材の高騰や鳥獣被害の増加等により制度創設当初に比べて生産コストが増加していることから、**交付単価の見直し**を検討すること。

## 8 県内での集落協定の統合・事務委託の事例：富岡集落協定（松野町）

- 近隣集落との統合により、農地保全や集落機能の維持体制を強化
- 土地改良区へ事務委託することで役員の事務負担を軽減

### 【協定の概要（R4年度）】

- ・ 協定面積：40.5ha（田のみ：水稻、野菜）
- ・ 交付金額：837万円（個人80%、共同取組活動費20%）
- ・ 協定参加者：農業者（80人）、非農業者（8人）、法人・農業生産組織（1）
- ・ 協定開始：平成12年度

### 地区状況と取組経緯

- ・ 水稻を中心とした水田地帯であるが、近年では農業者の高齢化や担い手不足により耕作者数が減少
- ・ 耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保を図る観点から本制度の取組みを開始

### 取組内容

- ▶ **近隣の集落協定**（富岡小屋の川集落協定）と**統合**することで地区内の農地の保全や集落維持のための体制を強化した。
- ▶ **共同機械**として**自走式草刈り機**を購入し、協定参加者で農作業が困難な高齢者所有の農地の管理を行っている。
- ▶ 中山間直払の**共同活動費**や**多面的機能支払交付金**を活用して地域内の水路・農道の管理作業や農用地の保全を実施した。



【協定打合せ会】



【水路の泥上げ】



【農道の管理】

### 取組の成果・今後の課題

- ▶ **事務負担の軽減**  
協定を統合し、重複する役職を減らすことで**役員不足を解決**するとともに、**土地改良区へ事務委託**することで事務負担を軽減し、行政との連携強化に繋がった。
- ▶ **共同活動の省力化**  
自走式草刈り機の導入により**作業時間の短縮**に繋がった。

【今後の課題】集落の担い手の育成、農地の集約化

## (参考) 最終評価について

### 中山間地域等直接支払交付金実施要領 (抜粋)

#### 第8 第三者機関の設置

- 1 国は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価、特認地域及び特認基準についての調整等を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 **都道府県は**、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、**交付金の交付状況の点検**、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討等を行う**中立的な第三者機関を設置**する。

#### 第13 交付金交付の評価

- 1 **交付金の評価は、中間年評価及び最終評価**とする。
- 2 市町村長は集落等の取組状況を評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする。
- 3 **都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価する**とともに、その結果を地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して農村振興局長に報告することとする。
- 4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、3年後に所要の見直しを行う。

### 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用 (抜粋)

#### 第17 交付金交付の評価

- 1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
  - (1) 中間年評価は、令和5年8月末までに実施する。
  - (2) **最終評価は、令和6年8月末までに実施**する。
- 2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況及び別記7における作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施の確認方法等について行う。
- 3 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第9の1の(3)から(9)までの措置を講ずるものとする。